

# 第 2 章

---

## 施策の取組



## (1) 政策体系とは

政策体系は、「みえ県民カビジョン」で示す基本理念を実現するために、県が行う取組を目的と手段の関係で整理したものです。

＜政策展開の基本方向＞（三つの柱）のもとに、＜政策＞－＜施策＞－＜基本事業＞－＜事務事業＞の階層で、県の取組等を網羅し、体系的に整理しています。

「みえ県民カビジョン」でお示した＜政策展開の基本方向＞（三つの柱）および＜政策＞に加え、「みえ県民カビジョン・行動計画」（以下、「行動計画」といいます。）において、＜施策＞の内容と構成する＜基本事業＞をお示ししています。

＜施策＞には、県民の皆さんにとっての成果をあらわす指標（「県民指標」と、県（行政）が取り組んだことの効果がわかる指標（「県の活動指標」）を設定しています。

平成 27 年版成果レポートでは、平成 26 年度に県が取り組んだ事業の取組の成果と課題を、この政策体系で整理・検証しています。

また、成果と課題の検証結果をふまえた、各施策ごとの今後の取組方向について、今年度の改善のポイントと特に注力する取組を中心に明らかにしています。

### 【施策の指標の考え方】

＜施策＞の進行管理を的確に行うとともに、県民の皆さんに取組の進捗状況をお示しするため、「県民指標」、「県の活動指標」について、それぞれの性質をふまえた実現可能かつ挑戦的な目標値を掲げ、数値目標としています。

#### ○ 県民指標

「県民指標」は、各＜施策＞のこの計画における目標（「平成 27 年度末での到達目標」）をふまえ、当該＜施策＞において、さまざまな主体の取組によって得られる最終的な成果を、県民の皆さんの立場からあらわそうとしたものです。

＜施策＞の進行管理において、基本的な指標として活用します。

#### ○ 県の活動指標

「県の活動指標」は、各＜施策＞の目標を達成するために、県が＜施策＞を構成する＜基本事業＞として取り組んだことの直接的な事業効果をあらわす指標です。

＜施策＞は複数の＜基本事業＞から成り立っていますので、＜基本事業＞の効果が相まって＜施策＞の成果につながります。このため、＜施策＞の進行管理において、「県民指標」を補足する指標として用います。

なお、「県民指標」として県民の皆さんにとっての成果をあらわす指標に適当なものがない場合には、県（行政）が主体として取り組んだことの効果がわかる指標を設定しています。

## (2) 政策体系一覧

	政 策	施 策	頁
I「守る」 命と暮らしの安全・安心を実現できるために	I-1 危機管理 ～災害等の危機から命と暮らしを守る社会～	111 防災・減災対策の推進	44
		112 治山・治水・海岸保全の推進	58
		113 食の安全・安心の確保	62
		114 感染症の予防と体制の整備	66
	I-2 命を守る ～健康な暮らしと安心できる医療体制～	121 医師確保と医療体制の整備	70
		122 がん対策の推進	76
		123 こころと身体健康対策の推進	80
	I-3 暮らしを守る ～誰もが安全で安心して暮らせる地域社会～	131 犯罪に強いまちづくり	84
		132 交通安全のまちづくり	88
		133 消費生活の安全の確保	92
		134 薬物乱用防止等と医薬品の安全確保	96
	I-4 共生の福祉社会 ～地域の中で誰もが共に支え合う社会～	141 介護基盤整備などの高齢者福祉の充実	100
		142 障がい者の自立と共生	104
		143 支え合いの福祉社会づくり	110
	I-5 環境を守る持続可能な社会 ～自然を大切にし、環境への負荷が少ない社会～	151 地球温暖化対策の推進	114
		152 廃棄物総合対策の推進	118
		153 自然環境の保全と活用	122
		154 大気・水環境の保全	126

	政策	施策	頁
Ⅱ 「創る」人 と地域の夢や希望を 実感できるために	Ⅱ-1 人権の尊重と多様性を 認め合う社会 ～一人ひとりが尊重され、誰もが 参画できる社会～	211 人権が尊重される社会づくり	130
		212 男女共同参画の社会づくり	134
		213 多文化共生社会づくり	138
		214 NPOの参画による「協創」の社会づくり	142
	Ⅱ-2 教育の充実 ～一人ひとりの個性と能力を育む 教育～	221 学力の向上	146
		222 地域に開かれた学校づくり	160
		223 特別支援教育の充実	164
		224 学校における防災教育・防災対策の推進	168
	Ⅱ-3 子どもの育ちと子 育て ～子どもが豊かに育つことができ る社会～	231 子どもの育ちを支える家庭・地域づくり	172
		232 子育て支援策の推進	178
		233 児童虐待の防止と社会的養護の推進	184
	Ⅱ-4 スポーツの推進 ～夢と感動を育む社会～	241 学校スポーツと地域スポーツの推進	188
		242 競技スポーツの推進	194
	Ⅱ-5 地域との連携 ～誰もが魅力を感じ、活力のある 地域～	251 南部地域の活性化	198
		252 東紀州地域の活性化	202
		253 「美し国おこし・三重」の新たな推進	206
		254 農山漁村の振興	210
		255 市町との連携による地域活性化	216
	Ⅱ-6 文化と学び ～地域の誇りと心の豊かさを育む 社会～	261 文化の振興	220
		262 生涯学習の振興	224

	政策	施策	頁
Ⅲ 「拓(ひら)く」 強みを生かした経済の躍動を実感できるために	Ⅲ-1 農林水産業 ～食や暮らしと地域経済を支える 農林水産業～	311 農林水産業のイノベーションの促進	228
		312 農業の振興	234
		313 林業の振興と森林づくり	242
		314 水産業の振興	248
	Ⅲ-2 強じんて多様な産業 ～地域に活力と雇用を生み出す産 業構造への転換～	321 三重の強みを生かした事業環境の整備と 企業誘致の推進	254
		322 ものづくり三重の推進	260
		323 地域の価値と魅力を生かした産業の振興	266
		324 中小企業の技術力向上支援と科学技術の 振興	274
		325 新しいエネルギー社会の構築	278
	Ⅲ-3 雇用の確保 ～誰もが働ける社会～	331 雇用への支援と職業能力開発	284
		332 働き続けることができる環境づくり	290
	Ⅲ-4 世界に開かれた三重 ～観光産業の振興と国際戦略の展 開～	341 三重県営業本部の展開	294
		342 観光産業の振興	298
		343 国際戦略の推進	304
	Ⅲ-5 安心と活力を生み出す 基盤 ～県民の生活や経済活動を支える 基盤の整備～	351 道路網・港湾整備の推進	312
		352 公共交通網の整備	316
		353 快適な住まいまちづくり	320
		354 水資源の確保と土地の計画的な利用	324

(3) 評価結果をふまえた進展度の判断基準及び目標達成状況の算出方法について

1 評価結果をふまえた施策等の進展度の判断基準

- ①平成 26 年度における施策等の進展度を、県民の皆さんに分かりやすくお示しするため、県民指標や活動指標等の達成状況、取組実績等をもとに、総合的に施策等の進展度を A～D で判断し、判断理由を記載しています。
- ②A～D の判断は、施策等を所管する部長、副部長、次長の判断によるものですが、判断に際しては次の表 1 の考え方を目安としています。

[表 1]

適用 区分	①県民指標 の達成率	②活動指標 の平均達成 率	進展度の算出方法
A. 進んだ	100%	100%	①の結果により A～D を区分する。 ↓ ②の状況により、①の区分のままでは いか検討する。 ↓ ③活動指標や構成する基本事業の中 身と施策目標との相関関係（下記）を 考慮し、総合的に判断する。 (1)活動指標ごとの重みや取組実績 (2)(1)以外に設定した基本事業の数 値目標の達成率、基本事業ごとの 重みや取組実績
B. ある程度進んだ	85%以上 100%未満	85%以上 100%未満	
C. あまり進まなかった	70%以上 85%未満	70%以上 85%未満	
D. 進まなかった	70%未満	70%未満	

※選択・集中プログラムについては、「県民指標」が「プロジェクトの数値目標」、「活動指標」が「実践取組の目標」となっています。

2 目標達成状況の算出方法

- ① 目標達成状況は、単年度ごとの目標値の場合には、平成 26 年度の実績値を平成 26 年度の目標値で割って算出しています。
- また、目標項目が減少を目指すものである場合には、分子・分母を逆とし、目標値を実績値で割って算出しています。

$$\text{目標達成状況} = \frac{\text{平成 26 年度実績値}}{\text{平成 26 年度目標値}}$$

(例 1) 平成 26 年度の目標値が 130、実績値が 120 の場合

$$= \frac{120}{130} = 0.92 \quad (\text{小数点第 3 位以下四捨五入})$$

0.995～0.999 の場合は 0.99 と記載)

- ② 目標値が累計値の場合は、平成 25 年度の現状（実績）値を平成 26 年度目標値及び実績値から差し引いて計算しています。（下記＊参照）

$$\text{目標達成状況} = \frac{\text{平成 26 年度実績値} - \text{平成 25 年度現状（実績）値}}{\text{平成 26 年度目標値} - \text{平成 25 年度現状（実績）値}}$$

（例 2）平成 25 年度の現状（実績）値が 100 で、平成 26 年度の目標値が 130、実績値が 120 の場合

$$= \frac{120 - 100}{130 - 100} = \frac{20}{30} = 0.67 \quad (\text{小数点第 3 位以下四捨五入})$$

0.995～0.999 の場合は 0.99 と記載)

\* 目標値が累計値の場合に、このような算出方法を用いているのは、成果レポートが単年度の評価や実績を報告するものであることからです。

累計値の場合には、過去の取組の成果である実績値を差し引いて算出することにより、単年度の成果（目標達成状況）を表せるようにしています。



(4) 施策数値目標等一覧

施策	数値目標					進展度	県民一人あたりのコスト(円)
	目標項目	26年度目標値	26年度実績値	目標達成状況			
111 防災・減災対策の推進	県民指標	率先して防災活動に参加する県民の割合	50.0%	48.9%	0.98	B	2,625
	活動指標	新地震・津波対策行動計画の進捗率	60.0%	集計中	未確定		
		県・市町・防災関係機関等が連携して実施する防災訓練の回数	7回	8回	1.00		
		自主防災組織の実践的な訓練実施率	43.0%	集計中	未確定		
		県防災情報メール配信サービスの登録者数	46,000人	42,900人	0.93		
		災害拠点病院等の耐震化率	71.4%	71.4%	1.00		
		耐震基準を満たした住宅の割合	88.2%	86.5%	0.98		
		緊急輸送道路に指定されている県管理道路の改良率	92.3%	94.5%	1.00		
		消防設備等の充足率	83.7%	83.6% (見込み)	0.99		
高圧ガス等施設における事故発生防止率	100.0%	99.6%	0.99				
112 治山・治水・海岸保全の推進	県民指標	自然災害への対策が講じられている人家数	236,100戸	236,700戸	1.00	A	22,119
	活動指標	河川整備延長	464.1km	464.1km	1.00		
		土砂災害保全戸数	18,200戸	18,241戸	1.00		
		海岸整備延長	288.0km	291.2km	1.00		
		山地災害保全集落数	1,554集落	1,554集落	1.00		
113 食の安全・安心の確保	県民指標	食品検査における適合率	100%	100%	1.00	A	875
	活動指標	自主衛生管理(HACCP手法)導入取組施設数	167施設	168施設	1.00		
114 感染症の予防と体制の整備	県民指標	感染症の集団発生事例数	0件	1件	0.00	B	437
	活動指標	感染症情報システムを活用している施設の割合	100%	99.0%	0.99		
121 医師確保と医療体制の整備	県民指標	人口10万人あたりの病院勤務医師数	124.0人 (25年度)	131.1人 (25年度)	1.00	B	29,530
	活動指標	県内の病院で後期臨床研修を受ける医師数	206人	206人	1.00		
		県内看護師養成施設卒業者の県内就業者数	658人	606人	0.92		
		救急医療情報システムに参加する時間外診療可能医療機関数	643機関	634機関	0.99		
		医療相談件数	778件	819件	1.00		
		県立病院患者満足度	80.0%	75.0%	0.94		
		市町が運営する国民健康保険の財政健全化率	65.5% (25年度)	31.0% (25年度)	0.47		
122 がん対策の推進	県民指標	75歳未満の人口10万人あたりのがんによる死亡者数(年齢調整後)	69.8人 (25年)	75.2人 (25年)	0.93	B	74
	活動指標	がん検診受診率(乳がん、子宮頸がん、大腸がん)	乳がん: 26.9% 子宮頸がん: 33.0% 大腸がん: 29.5% (25年度)	乳がん: 33.4% 子宮頸がん: 51.6% 大腸がん: 30.0% (25年度)	乳がん: 1.00 子宮頸がん: 1.00 大腸がん: 1.00		
		がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修修了者数(累計)	916人	875人	0.69		
		健康寿命	男77.8歳 女80.9歳 (25年)	男77.4歳 女80.3歳 (25年)	男0.99 女0.99		
123 こころと身体の健康対策の推進	県民指標	健康寿命	男77.8歳 女80.9歳 (25年)	男77.4歳 女80.3歳 (25年)	男0.99 女0.99	B	1,879
	活動指標	8020運動推進員数	305人	306人	1.00		
		自殺対策に係るネットワーク組織を設置している地域数	9地域	9地域	1.00		
131 犯罪に強いまちづくり	県民指標	刑法犯認知件数	21,000件以下	17,550件	1.00	B	2,211
	活動指標	街頭犯罪等の認知件数	3,200件以下	2,745件	1.00		
		凶悪犯の検挙率	80.0%	86.7%	1.00		
		主な侵入犯罪の検挙人員	210人	193人	0.92		
		暴力団検挙人員	280人	182人	0.65		
		犯罪被害者等支援の理解者数	3,500人	7,309人	1.00		
交番・駐在所施設の充実度	42.0%	42.5%	1.00				
132 交通安全のまちづくり	県民指標	交通事故死者数	80人以下	112人	0.71	C	1,801
	活動指標	交通事故死傷者数	12,300人以下	10,829人	1.00		
		信号機の整備箇所数(累計)	3,220か所	3,223か所	1.00		
133 消費生活の安全の確保	県民指標	消費生活情報を県民が利用している件数	56,000件	57,107件	1.00	B	160
	活動指標	消費生活講座が役に立つと回答した受講者の割合	99.6%	98.4%	0.99		
		消費生活相談の解決につながる助言を行った割合	99.3%	98.5%	0.99		

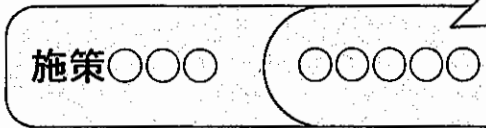
施 策	数値目標						
	目標項目	26年度 目標値	26年度 実績値	目標達成 状況	進捗度	県民一人 あたりのコ スト(円)	
134 薬物乱用防止等 と医薬品の安全 確保	県民指標	薬物乱用防止講習会の参加者数(累計)	345,200人	388,992人	1.00	B	307
	活動指標	薬物乱用防止事業の協力者数	3,123人	3,761人	1.00		
		医薬品等の検査件数に対する不適合医薬品等の割合	0%	7.0%	0.00		
		生活衛生営業施設における健康被害発生件数	0件	0件	1.00		
		犬・猫の引取り数	3,285頭以下	1,411頭	1.00		
141 介護基盤整備な どの高齢者福祉 の充実	県民指標	介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待 機者数	786人	1,574人	0.50	B	14,312
	活動指標	主任ケアマネジャー登録数	776人	825人	1.00		
		特別養護老人ホーム(広域型)および介護老人保健 施設整備定員数(累計)	15,436床	15,165床	0.74		
		認知症サポーター数(累計)	(達成済)	108,069人	1.00		
		地域貢献活動等に関する研修会に参加する高齢者数	930人	1,647人	1.00		
142 障がい者の自立 と共生	県民指標	グループホーム等において地域で自立した生活をし ている障がい者数(累計)	1,385人	1,410人	1.00	B	8,874
	活動指標	障がい者の日中活動を支援する事業の利用者数	5,438人	6,593人	1.00		
		雇用契約に基づく就労へ移行した障がい者数	90人	114人	1.00		
		総合相談支援センターへの登録者数	5,960人	5,644人	0.95		
		社会的入院から地域移行した精神障がい者数(累計)	510人	458人	0.26		
県障がい者スポーツ大会参加者数	1,550人	1,562人	1.00				
143 支え合いの福祉 社会づくり	県民指標	福祉サービス利用援助を活用する人数	1,350人	1,426人	1.00	B	2,731
	活動指標	民生委員・児童委員活動件数	551,000件	545,000件 (見込み)	0.99 (見込み)		
		介護関係職の求人充足率	36.4%	17.3%	0.48		
		適正な運営を行っている社会福祉法人の割合	80.0%	80.0% (見込み)	1.00 (見込み)		
		さまざまな主体の連携によるユニバーサルデザイン の取組実施数	95件	106件	1.00		
		生活困窮者等の就労・増収達成率	50.0% (25年度)	47.0% (25年度)	0.94		
		戦傷病者等の支援事業への参加者数	1,145人	1,095人	0.96		
151 地球温暖化対策 の推進	県民指標	温室効果ガス排出量の基準年度比(森林吸収量を含 む)	+3.1%以下 (24年度)	+6.9% (24年度)	0.42	C	402
	活動指標	大規模事業所における温室効果ガスの排出量の増減 比率	+1.8%以下 (25年度)	+1.5% (25年度)	1.00		
		三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステ ム(M-EEMS)認証事業所数(累計)	350件	321件	0.47		
		環境活動参加者数	5,800人	6,100人	1.00		
		環境教育参加者数	33,000人	32,149人	0.97		
152 廃棄物総合対策 の推進	県民指標	廃棄物の最終処分量	323千トン以下 (25年度)	308千トン (25年度)	1.00	B	1,307
	活動指標	1人1日あたりのごみ排出量(一般廃棄物の排出 量)	926g/人・日 以下(25年度)	982g/人・日 (25年度)	0.94		
		産業廃棄物の再生利用率	41.8% (25年度)	43.0% (25年度)	1.00		
産業廃棄物の不法投棄総量	370トン以下	493トン	0.75				
153 自然環境の保全 と活用	県民指標	生物多様性の保全活動実施箇所	70か所	74か所	1.00	B	172
	活動指標	ニホンジカの推定生息頭数	60,000頭	82,057頭 (62,161頭) (ベイズ推計)	0.73		
		自然環境の新たな保全面積(累計)	(達成済)	1,018ha	1.00		
		自然とのふれあいの場の満足度	84.0%	84.2%	1.00		
154 大気・水環境の 保全	県民指標	大気環境および水環境に係る環境基準の達成率	96.0%	91.2% (速報値)	0.95	B	8,051
	活動指標	大気・水質の排出基準適合率	100%	99.1%	0.99		
		NOx・PM法対策地域内の大気環境基準達成率	100%	100% (速報値)	1.00		
		生活排水処理施設の整備率	80.5% (25年度)	80.8% (25年度)	1.00		
		水環境の保全活動に参加した県民の数	25,500人	25,984人	1.00		
		調査研究成果件数	4件	4件	1.00		
211 人権が尊重され る社会づくり	県民指標	人権が尊重されている社会になっていると感じる県 民の割合	31.0%	31.4%	1.00	A	637
	活動指標	地域における「人権が尊重されるまちづくり」推進 研修の受講者数	1,040人	1,095人	1.00		
		人権イベント・講座等の参加者数	40,500人	40,749人	1.00		
		人権教育を総合的・系統的に進めるためのカリキュ ラムを作成している学校の割合	65.0%	65.5%	1.00		
		人権に関する相談員を対象とした資質向上研修会の 受講者数	1,150人	1,191人	1.00		
212 男女共同参画の 社会づくり	県民指標	社会全体において男女が平等になっていると思う人 の割合	16.5%	17.5%	1.00	B	159
	活動指標	県・市町の審議会等における女性委員の登用率	27.2%	25.8%	0.95		
		男女共同参画フォーラムの男性参加率	43.0%	45.1%	1.00		
		女性の能力発揮促進のため、積極的な取組を行って いる企業等の割合	27.0%	29.5%	1.00		
		「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の啓発箇所数	21か所	24か所	1.00		

施策	数値目標					
	目標項目	26年度 目標値	26年度 実績値	目標達成 状況	進展度	県民一人 あたりのコ スト(円)
213 多文化共生社会 づくり	県民指標	多文化共生に取り組む団体数	190団体	188団体	0.99	125
	活動指標	日本語指導ボランティア数 セミナー、ボランティア研修等参加者数	690人 450人	680人 501人	0.99 1.00	
214 NPOの参画に よる「協創」の 社会づくり	県民指標	NPO・ボランティア・市民活動に参加している住 民の割合	20.0%	23.1%	1.00	68
	活動指標	NPO法人に対する寄付金総額 認定NPO法人数 NPOと県の連携・協働事業数	190,000千円 (25年) 20法人 71事業	202,295千円 (25年) 4法人 80事業	1.00 0.20 1.00	
221 学力の向上	県民指標	学校に満足している子どもたちの割合	83.5%	81.2%	0.97	80,852
	活動指標	授業内容を理解している子どもたちの割合 新規高等学校卒業者が、就職した県内企業に、1年 後定着している割合 研修内容を「自らの実践に活用できる」とする教職 員の割合 1,000人あたりの暴力行為発生件数 特色化教育実施事例数	84.0% 90.0% (25年度) 99.5% 3.1件 95件	84.2% 84.8% (25年度) 99.0% 集計中 95件	1.00 0.94 0.99 未確定 1.00	
222 地域に開かれた 学校づくり	県民指標	学校関係者評価やコミュニティ・スクールなどに取 り組んでいる学校の割合	100%	100%	1.00	43
	活動指標	学校関係者評価により学校運営や教育活動への保護 者や住民等の参画を進めている県立学校の割合 教材「三重の文化」を活用した中学校の割合	100% 90.0%	100% 92.9%	1.00 1.00	
223 特別支援教育の 充実	県民指標	県立特別支援学校高等部卒業生の進学および就労率	30.0%	40.9%	1.00	6,915
	活動指標	個別の教育支援計画を作成している県立高等学校の 割合 県立特別支援学校で職業に係るコース制を導入して いる学校数 暫定校舎の教室数	80.0% 7校 8教室	72.4% 7校 8教室	0.91 1.00 1.00	
224 学校における防 災教育・防災対 策の推進	県民指標	地域と連携した避難訓練等を実施している学校の割 合	88.0%	80.8%	0.92	580
	活動指標	防災ノート等を活用した防災教育を実施している学 校の割合 学校防災のリーダーが中核となり防災に取り組んで いる学校の割合 県立学校の非構造部材の耐震対策実施率	100% 100% 50.0%	100% 100% 17.6%	1.00 1.00 0.35	
231 子どもの育ちを 支える家庭・地 域づくり	県民指標	「三重県子ども条例」の認知度	70.0%	43.0%	0.61	185
	活動指標	キッズ・モニター活用事業数 「みえ次世代育成応援ネットワーク」会員数(累計) 子どもの利用の多い店舗のうち青少年健全育成協力 店の割合	10事業 1,385会員 97.5%	10事業 1,325会員 95.6%	1.00 0.62 0.98	
232 子育て支援策の 推進	県民指標	低年齢児(0～2歳)保育所利用児童数	12,920人	13,042人	1.00	9,791
	活動指標	病児・病後児保育所の実施地域数(広域利用含む) 三重県不妊専門相談センターへの相談件数 ひとり親家庭情報交換会参加者数(累計)	18地域 220件 600人	18地域 225件 772人	1.00 1.00 1.00	
233 児童虐待の防止 と社会的養護の 推進	県民指標	児童虐待通告に対する48時間以内の安全確認の実施 率	100%	100%	1.00	2,435
	活動指標	市町の児童相談対応力向上のために共に取り組んだ 件数 思春期ピアサポーター養成者数(累計) 要保護児童に対する家庭的ケアの実施率	29件 90人 43.0%	29件 125人 52.4%	1.00 1.00 1.00	
241 学校スポーツと 地域スポーツの 推進	県民指標	成人の週1回以上の運動・スポーツ実施率	58.0%	52.8%	0.91	370
	活動指標	新体力テストの総合評価が「A」・「B」・「C」の 子どもたちの割合 総合型地域スポーツクラブの会員数	78.0% 25,500人	72.9% 25,903人	0.93 1.00	
242 競技スポーツの 推進	県民指標	国民体育大会の男女総合成績	20位台	32位	0.00	628
	活動指標	全国大会の入賞数 県営スポーツ施設年間利用者数	116件 854,000人	116件 870,333人	1.00 1.00	
251 南部地域の活性 化	県民指標	南部地域の市町における生産年齢人口の減少率	15.6%	19.4%	0.80	100
	活動指標	南部地域において市町の連携した取組数(累計) 集落を維持するモデル的な取組を行っている地域数 (累計)	(達成済) 8地域	13取組 7地域	1.00 0.50	
252 東紀州地域の活 性化	県民指標	東紀州地域に係る1人あたりの観光消費額	27,428円	26,351円	0.96	315
	活動指標	公社がまちづくり等に対し参画した件数(累計) 熊野古道の来訪者数 地域内で開発された新商品数(累計)	11件 360千人 57件	11件 429千人 57件	1.00 1.00 1.00	
253 「美し国おこ し・三重」の新 たな推進	県民指標	地域の活動などに参加している住民の割合	40.0%	48.2%	1.00	157
	活動指標	パートナーグループ登録数(累計) パートナーグループネットワーク構築数(累計)	1,000グループ 3,000	743グループ 4,372	0.19 1.00	

施 策	数値目標						
	目標項目	26年度 目標値	26年度 実績値	目標達成 状況	進捗度	県民一人 あたりのコ スト(円)	
254 農山漁村の振興	県民指標	農山漁村地域の交流人口	5,300千人 (25年度)	4,890千人 (25年度)	0.92	B	2,322
	活動指標	生活環境を整備する農山漁村集落数(累計)	13集落	13集落	1.00		
		野生鳥獣による農林水産被害金額	660百万円 (25年度)	629百万円 (25年度)	1.00		
		「いなかビジネス」の取組数	155件	158件	1.00		
		農村の資源保全活動対象集落数	500集落	782集落	1.00		
		産場・干潟等の保全活動対象面積	284ha	287ha	1.00		
255 市町との連携による地域活性化	県民指標	県と市町の連携により地域づくりに成果があった取組数(累計)	76取組	77取組	1.00	B	718
	活動指標	県と市町が連携して地域課題の解決に取り組んだ件数(累計)	36件	33件	0.75		
		三重県過疎地域自立促進計画の進捗率	68.0% (25年度)	80.5% (25年度)	1.00		
		特定地域の利用率	42.3%	65.6%	1.00		
		宮川流域ルネッサンス事業の取組に関わる団体数	77団体	85団体	1.00		
261 文化の振興	県民指標	参加した文化活動に対する満足度	65.0%	63.2%	0.97	B	1,574
	活動指標	文化交流ゾーンを構成する施設の利用者数	1,506,000人	1,519,079人	1.00		
		文化芸術情報アクセス件数	90,000件/月	82,361件/月	0.92		
		文化財情報アクセス件数	16,900件/月	16,995件/月	1.00		
262 生涯学習の振興	県民指標	参加した学習活動に対する満足度	75.5%	68.0%	0.90	B	901
	活動指標	県立生涯学習施設の利用者数	952,000人	954,288人	1.00		
		「協創」による博物館づくりへの参画者数	450人	437人	0.97		
		社会教育関係者ネットワーク会議への参加者数	170人	173人	1.00		
311 農林水産業のイノベーションの促進	県民指標	県産品に対する消費者満足度	36.5%	28.0%	0.77	B	1,478
	活動指標	農林水産資源を高付加価値化するプロジェクトの創出数(累計)	(達成済)	43件	1.00		
		農畜産技術の開発成果が活用された商品等の数(累計)	75件	75件	1.00		
		林業の研究成果が活用された商品および技術の数(累計)	15件	16件	1.00		
		水産技術の開発成果が活用された商品等の数(累計)	25件	28件	1.00		
		企業との連携による食育等のPR回数	8回	12回	1.00		
312 農業の振興	県民指標	食料自給率(カロリーベース)	45% (25年度)	43%(推計) (25年度)	0.96	B	7,882
	活動指標	水田利用率	95.0%	94.4% (速報値)	0.99		
		新たな視点の産地展開に挑戦する園芸等産地増加数(累計)	15産地	15産地	1.00		
		近隣府県の畜産産出額に占める割合	14.0% (25年度)	14.8% (25年度)	1.00		
		農業経営体数(認定農業者、集落営農組織等)	2,540経営体	2,385経営体	0.94		
		基盤整備済み農地における担い手への集積率	46.3%	48.2%	1.00		
313 林業の振興と森林づくり	県民指標	県産材(スギ・ヒノキ)素材生産量	369千m <sup>3</sup>	315千m <sup>3</sup>	0.85	B	4,877
	活動指標	「三重の木」認証材等出荷量	43,000m <sup>3</sup>	31,434m <sup>3</sup>	0.73		
		施業集約化団地面積(累計)	45,000ha	46,347ha	1.00		
		新規林業就業者数	40人	40人	1.00		
		間伐実施面積(累計)	21,000ha	16,676ha	0.52		
		森林づくり参加者数	30,000人	32,638人	1.00		
		森林文化・森林環境教育の活動回数	1,900回	1,903回	1.00		
314 水産業の振興	県民指標	主要魚種生産額の全国シェア	7.61% (25年)	7.24% (25年)	0.95	B	2,869
	活動指標	県内の沿海地区漁協数	20漁協	19漁協	1.00		
		資源管理に参加する漁業者数	1,200人	1,090人	0.91		
		沿岸の浅海域再生面積(累計)	72ha	73ha	1.00		
321 三重の強みを生かした事業環境の整備と企業誘致の推進	県民指標	県内への設備投資額(累計)	990億円	829億円	0.62	B	1,293
	活動指標	企業誘致件数(累計)	120件	182件	1.00		
		クリーンエネルギーバレー構想で取り組むプロジェクト数(累計)	13件	18件	1.00		
		医療・健康・福祉分野の製品開発取組数(累計)	32件	37件	1.00		
		新たに構築した産学官等のネットワーク数(累計)	9件	9件	1.00		
322 ものづくり三重の推進	県民指標	製造業に係る中小企業の付加価値額の伸び率	112% (25年)	107% (25年)	0.96	B	299
	活動指標	海外事業展開に取り組む企業数(累計)	30社	29社	0.90		
		経営戦略に基づく事業化への取組企業数(累計)	75社	89社	1.00		
		販路開拓支援により新たな取引につながった数(累計)	185件	261件	1.00		
		企業の成長を支える産業技術人材の育成数(累計)	350人	675人	1.00		

施策	数値目標						
	目標項目	26年度 目標値	26年度 実績値	目標達成 状況	進展度	県民一人 あたりのコ スト(円)	
323 地域の価値と魅力を生かした産業の振興	県民指標	地域資源活用関連産業の製造品出荷額等の伸び率 109 (25年)	103 (25年)	0.94	B	2,221	
	活動指標	地域資源を活用した新商品を開発し、売り上げにつながった企業数(累計)	30社	37社			1.00
		新しい商品・サービス等の創出件数(累計)	30件	33件			1.00
		商業活性化の取組により集客増や収益向上に結びついた事業者等の数(累計)	9者	10者			1.00
商工団体等の支援により新たな事業展開に至った件数(累計)	485件	506件	1.00				
324 中小企業の技術力向上支援と科学技術の振興	県民指標	中小企業等との共同研究件数(累計)	90件	110件	1.00	A	312
	活動指標	企業の課題解決数(累計)	60件	72件	1.00		
		県研究機関における新分野関連技術開発件数(累計)	30件	36件	1.00		
県民等の科学技術に対する理解度	85.0%	86.0%	1.00				
325 新しいエネルギー社会の構築	県民指標	新エネルギーの導入量(世帯数換算)	281千世帯 (25年度)	288千世帯 (25年度)	1.00	B	2,743
	活動指標	エネルギー政策を総合的に推進するための取組件数	7件	7件	1.00		
		大規模な新エネルギー施設数(累計)	8件	10件	1.00		
		企業の省エネ取組の件数(累計)	15件	20件	1.00		
		次世代エネルギー等に関連する調査研究のテーマ数(累計)	3件	3件	1.00		
水力発電の年間供給電力目標の達成率	100%	88.3%	0.88				
331 雇用への支援と職業能力開発	県民指標	雇用対策事業による就労者数	1,490人	1,277人	0.86	B	2,293
	活動指標	県が就職に向けて支援した延べ若年者数	16,250人	14,680人	0.90		
		民間企業における障がい者の実雇用率	1.70%	1.79%	1.00		
		地域のさまざまな主体と連携して実施する就職面接会の参加企業数	770社	1,351社	1.00		
		県が実施または支援する職業訓練への参加者数	3,220人	2,576人	0.80		
332 働き続けることができる環境づくり	県民指標	ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる事業所の割合	34.5%	36.8%	1.00	B	371
	活動指標	ワーク・ライフ・バランスのセミナー等が役立つと回答した参加者の割合	98.0%	94.1%	0.96		
		「男女がいきいきと働いている企業」の認証件数(累計)	(達成済)	306件	1.00		
「働くルール」出前講座が役立つと回答した受講者の割合	95.0%	93.5%	0.98				
341 三重県営業本部の展開	県民指標	三重が魅力ある地域であると感じる人の割合	55.0%	58.8%	1.00	A	155
	活動指標	営業本部活動回数(累計)	(達成済)	906回	1.00		
342 観光産業の振興	県民指標	観光消費額の伸び率	127	104	0.82	B	463
	活動指標	観光レクリエーション入込客数	4,000万人	3,824万人	0.96		
		県内の外国人延べ宿泊者数	135,000人	160,460人 (暫定)	1.00		
リピート意向率	94.0%	83.1%	0.88				
343 国際戦略の推進	県民指標	海外自治体等との連携により新たに創出された事業数(累計)	(達成済)	49件	1.00	A	148
	活動指標	みえ国際協力大使数(累計)	180人	182人	1.00		
		新たに連携構築を行った国際的なネットワークの数(累計)	4件	7件	1.00		
		観光における海外自治体等との連携事業数(累計)	(達成済)	14件	1.00		
351 道路網・港湾整備の推進	県民指標	県民生活の利便性の向上や地域の経済活動等を支援する道路の新規供用延長	80.9km	99.7km	1.00	B	26,296
	活動指標	県内の幹線道路の新規供用延長	52.9km	52.9km	1.00		
		舗装の維持管理指数	5.0以上	5.1	1.00		
		四日市港における外資コンテナ貨物の取扱量	24万TEU	17.9万TEU	0.75		
		県管理港湾の入港船舶総トン数	1,503万トン (25年度)	1,400万トン (25年度)	0.93		
352 公共交通網の整備	県民指標	県内の公共交通機関の利便性に関する満足度	44.0%	44.5%	1.00	A	293
	活動指標	地域間幹線系統数	43系統	47系統	1.00		
		中部国際空港および関西国際空港の就航便数	1,784便	2,171便	1.00		
353 快適な住まいまちづくり	県民指標	コンパクトなまちづくりが進められている都市計画区域の数	9区域	9区域	1.00	B	2,331
	活動指標	鉄道と道路との立体交差化を行う事業の進捗率	92.1%	91.7%	0.99		
		商業施設等でバリアフリー化された施設数(累計)	2,660施設	2,612施設	0.78		
		新築住宅における認定長期優良住宅の割合	27.4%	24.5%	0.89		
		特殊建築物等の維持保全適合率	58.0%	55.3%	0.95		
市町、県が制定した景観に関する条例等の件数(累計)	33件	33件	1.00				
354 水資源の確保と土地の計画的な利用	県民指標	地籍調査の実施面積(累計)	509km <sup>2</sup>	485km <sup>2</sup>	0.33	C	11,449
	活動指標	飲料水の供給に対する満足度	90.0%	92.5%	1.00		
		浄水場等における主要施設の耐震化率	97.4%	95.9%	0.98		
		地籍調査の実施市町数	26市町	24市町	0.92		

(5) 施策評価表の見方



平成 27 年版成果レポートでは、平成 26 年度の県の取組について、「みえ県民カビジョン・行動計画」(以下、「行動計画」という。)の政策体系で整理し、取組の結果、得られた成果と課題を検証し、今年度の改善・注力の方向をお示ししています。

【主担当部局：○○○○○】

県民の皆さんとめざす姿

県民の皆さんとめざす、平成 23 年度からおおむね 10 年後の長期的な目標を記載しています。

平成 27 年度末での到達目標

行動計画に掲げる施策の行動計画期間内(27 年度末)の目標を記載しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	施策の進展度を A～D の 4 段階で評価しています。	判断理由	左欄の判断理由を記載しています。
----------	-----------------------------	------	------------------

【\*進展度：A(進んだ)、B(ある程度進んだ)、C(あまり進まなかった)、D(進まなかった)】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
行動計画における県民指標を記載しています。	/	24 年度の目標値※1	25 年度の目標値※1	26 年度の目標値※1	26 年度の目標の達成状況※2	27 年度の目標値※1
	23 年度の現状値※1	24 年度の実績値※1	25 年度の実績値※1	26 年度の実績値※1		/
目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	この数値目標の意味、内容、用語の説明などを記載しています。					
27 年度目標値の考え方	この目標項目に設定した、平成 27 年度における目標値設定の考え方、理由などを記載しています。					

※1 当該年度の取組結果を評価する時点で、当該年度の現状値・実績値が把握困難な指標は、把握可能な最新年(度)の数値を用い、「(○○年(度))」と併記しています。これに関連する目標値も同様に、評価に用いる対象年(度)を「(○○年(度))」と併記しています。なお、行動計画策定以降、最新の実績が明らかになったものは当該数値を掲載しています。

※2 26 年度における目標達成の状況を 1.00(達成)～0.00 までの数値で表記しています。

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
基本事業名を記載しています。	基本事業の目標項目名(活動指標)を記載しています。	/	24 年度の目標値	25 年度の目標値	26 年度の目標値	26 年度の目標の達成状況	27 年度の目標値
		23 年度の現状値	24 年度の現状値	25 年度の現状値	26 年度の現状値		/



平成 27 年版成果レポート(案)では、事業費（「予算額等」欄）は、平成 23 年度、平成 24 年度、平成 25 年度は決算額、平成 26 年度は決算見込額、平成 27 年度は予算額（6 月補正後見込）を記載しています。また、概算人件費は施策ごとの配置人員を基礎として算出しています。

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
概算人件費		〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	
(配置人員)		(〇〇人)	(〇〇人)	(〇〇人)	

### 平成 26 年度 of 取組概要

「\*」の付いている語句は、巻末（参考）の用語説明のページに説明を掲載しています。

平成 26 年度 of 取組内容（県の取組（活動）結果）を具体的に明らかにしています。

### 平成 26 年度 of 成果と残された課題（評価結果）

平成 26 年度 of 取組結果について、平成 27 年度末までの到達目標をふまえ、県民にとっての成果を検証する観点から、取組の成果と残った課題や、環境変化に伴い発生している新たな課題を明らかにしています。

### 平成 27 年度 of 改善のポイントと取組方向【〇〇部 副部長 〇〇 〇〇 電話：059-224-0000】

検証結果をふまえ、平成 27 年度における改善のポイントと取組方向を明らかにしています。また、「〇」のついた項目は、平成 27 年度に特に注力するポイントを示しています。

\* 「〇」のついた項目は、平成 27 年度に特に注力するポイントを示しています。

## 施策 1 1 1 防災・減災対策の推進

【主担当部局：防災対策部】

### 県民の皆さんとめざす姿

県民の皆さんや県、市町および防災関係機関などのさまざまな主体が、自然災害の厳しさを共有し、防災・減災に向けてそれぞれの役割を果たすとともに、「協創」の取組が進み、災害に強い社会が形成されています。

### 平成 27 年度末での到達目標

東日本大震災で明らかとなった課題や問題点をふまえた防災計画が策定されるとともに、「自助」「共助」「公助」による防災・減災対策が行われ、災害を最小限に抑える体制づくりが進んでいます。また、防災教育が充実し、人材が育成され、県民の皆さんの自主的な防災活動が進み、地域の災害対応力が強化されています。

### 評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標について、高い実績値となった昨年度からは数字を下げたものの、年度目標をほぼ達成したことと、活動指標についても、ほぼ目標を達成したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【\*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	目標達成 状況	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値		目標値 実績値
率先して防災活動に参加する県民の割合	39.5%	43.0%	45.0%	50.0%	0.98	50.0%
		43.0%	57.5%	48.9%		
目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	過去 1 年間に地域・職場での防災活動に参加したことがある県民の割合					
27 年度目標値の考え方	防災活動に参加する県民の割合を、現状値から毎年度 3% 程度向上させることを目標として設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	目標達成 状況	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値		目標値 実績値
11101 新たな防災・減災対策の計画的な推進（防災対策部）	新地震・津波対策行動計画の進捗率		—	20.0%	60.0%	未確定	100.0%
		—	—	25.9%	集計中		



活動指標		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	
		11102 災害対応力の充実・強化（防災対策部）	県・市町・防災関係機関等が連携して実施する防災訓練の回数	5回	6回 7回	6回 7回	7回 8回
11103 「協創」による地域防災力の向上（防災対策部）	自主防災組織の実践的な訓練実施率	23.1%	29.0% 27.0%	36.0% 27.0%	43.0% 集計中	未確定	50.0%
11104 迅速な対応に向けた防災情報の共有化（防災対策部）	県防災情報メール配信サービスの登録者数	36,000人	40,000人 38,500人	42,000人 40,200人	46,000人 42,900人	0.93	50,000人
11105 災害医療体制の整備（健康福祉部医療対策局）	災害拠点病院等の耐震化率	62.9%	71.4% 68.6%	68.6% 68.6%	71.4% 71.4%	1.00	82.9%
11106 安全な建築物の確保（県土整備部）	耐震基準を満たした住宅の割合	82.2%	84.5% 83.7%	86.4% 85.2%	88.2% 86.5%	0.98	90.0%
11107 緊急輸送ルートの整備（県土整備部）	緊急輸送道路*に指定されている県管理道路の改良率	91.2%	91.2% 91.2%	91.2% 92.3%	92.3% 94.5%	1.00	94.5%
11108 消防力向上への支援（防災対策部）	消防設備等の充足率	82.8%	83.3% 82.9%	83.5% 83.3%	83.7% 83.6% (見込み)	0.99	84.0%
11109 高圧ガス等の保安の確保（防災対策部）	高圧ガス等施設における事故発生防止率	99.6%	100.0% 99.6%	100.0% 99.7%	100.0% 99.6%	0.99	100.0%

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	7,062	4,376	5,913	3,882	3,494
概算人件費		848	956	897	
(配置人員)		(94人)	(104人)	(101人)	

## 平成 26 年度 の 取 組 概 要

### 【新たな防災・減災対策の計画的な推進】

- ① 「紀伊半島大水害」や「平成 26 年 8 月豪雨」で得た教訓や災害対策基本法の改正内容などをふまえるとともに、新たにタイムラインの導入方針を示した「三重県地域防災計画（風水害等対策編）」の見直しを実施。「三重県地域防災計画（地震・津波対策編）」について、南海トラフ地震対策特別措置法に基づく推進計画と位置付けるための必要な修正を実施
- ② 三重県地震被害想定結果をホームページ（「防災みえ. j p」）で公開するとともに、様々な機会を捉え、リーフレット等を用いた啓発に取り組み、県民への周知を実施。被害想定調査結果のメッシュデータ等、詳細なデータを市町や防災関係機関に提供するとともに、被害想定調査結果への正しい理解と活用を促すため、市町職員を対象とした研修会（8 月 22 日）を実施
- ③ 「津波避難に関する三重県モデル」の水平展開について、熊野市の二木島町と木本町の 2 地区で新たに取組を実施するとともに、紀宝町鶴殿地区でも取組を実施。また、南伊勢町、津市では昨年度に引き続き「My まっぷらん」\*を活用した津波避難計画作成の取組を実施。「避難所運営マニュアル」については、平成 25 年度から継続して四日市市、伊賀市で取組が実施され、熊野市新鹿地区では、平成 26 年度から新たに取組を始めるとともに、いなべ市、名張市、南伊勢町でも取組を開始
- ④ 防災対策部と地域防災総合事務所・地域活性化局による「地域防災・危機管理会議」において、毎月、取組の進捗状況を共有するとともに情報交換を実施
- ⑤ 「三重県新地震・津波対策行動計画」について、平成 25 年度の取組結果と今後の取組の方向性を取りまとめ、防災対策会議幹事会（9 月 11 日）において庁内の共有を図るとともに、県議会常任委員会（10 月 8 日）に報告。また、計画については、ホームページ（「防災みえ. j p」）で周知するとともに、冊子を印刷（5 月：1,200 部、7 月：800 部）し、市町や防災関係機関を始め、各部局が所管する団体等にも配布し、実践への協力要請と会議やイベントの場を活用した啓発を依頼
- ⑥ 桑名市と木曾岬町が南海トラフ地震対策特別措置法に基づく「津波避難対策特別強化地域」の指定から外れたことから、平成 26 年 4 月に県・桑名市・木曾岬町からなる「県北部海拔ゼロメートル地帯対策協議会」を設立。実務レベルの検討会議（6 月 3 日～10 月 15 日：7 回）で必要なハード・ソフト対策について検討を重ね、11 月 7 日の第 2 回協議会において、広域避難施設整備等に係る支援や河川堤防の耐震対策など国への政策提言等を行う項目、津波避難施設整備等に対する支援や海岸堤防の耐震対策など県が実施する項目、避難計画の作成など市町が実施する項目に仕分けるなどの一定の整理を行い、国に政策提言を行うとともに、新たな財政支援制度を創設
- ⑦ 主要観光地における観光客の防災・減災対策を進めるため、鳥羽市、紀北町と共同で観光地における課題検討を推進。また、観光地における防災対策の機運を高めるため、6 月に観光・国際局、防災対策部、みえ防災・減災センター、鳥羽市が連携し、観光関係者や市町職員を対象とした観光防災セミナーを開催。さらに、鳥羽市では、観光関係者による、災害時の帰宅困難者対策をテーマとしたワークショップなどが開催（10 月～2 月：3 回）され、県としても防災技術専門員が指導を行うなどの支援を実施。紀北町については、民宿が集積する古里地区を対象に、観光事業者や地元自治会等と観光客対策にかかる検討（8 月～3 月：3 回）を実施
- ⑧ 「三重県新風水害対策行動計画」の策定について、防災会議専門部会の「防災・減災対策検討会議」を開催（7 月、12 月）して有識者等を交えた検討を進めるとともに、市町・消防本部担当者との意見交換（8～9 月、11 月）、パブリックコメント（12～1 月）などを実施し、本県における風水害対策にかかる重要課題をふまえた 40 の重点行動項目を含めた、151 の行動項目を取りまとめ、3 月 18 日に公表
- ⑨ 原子力災害対策について、被害を受ける立場と他県からの避難者を受け入れる立場の両面から、原子力災害対策アドバイザーの意見を聞きながら検討を行い、取りまとめのうえ「三重県地域防災計画（風水害等対策編）」に記載

- ⑩地域減災力強化推進補助金について、各市町のより実情に即した事業展開を支援するため、補助金の対象用途の拡充を図り、29市町に245,383千円（3月末実績）を交付
- ⑪県と市町の広域的な応援・受援体制の整備について、「県と市町における災害時広域支援体制構築連携会議」や国土交通省中部運輸局の「災害ロジスティック中部広域連絡会議三重県地域部会」により、災害発生時における物資支援や広域避難について、検討を実施。県境を越える広域避難については、「県北部海拔ゼロメートル地帯対策協議会」における協議結果をふまえるとともに、三重県、愛知県、岐阜県、名古屋市で構成する「東海三県一市・木曾三川下流域等における防災対策連絡会議」において、協議を実施
- ⑫東日本大震災への支援について、「三重県東日本大震災支援本部員会議」（4回開催）により全庁で情報を共有するとともに、被災地への支援や県内避難者への被災県情報誌等の情報提供（24件配布）を実施
- 【災害対応力の充実・強化】
- ①災害対応力の充実・強化に向け、県災害対策本部や地方災害対策部の体制について、図上訓練により活動マニュアルおよび災害対策本部体制の検証を実施
- ②北勢広域防災拠点について、完成の目途としている平成29年度に向けた整備を推進
- ③防災ヘリコプター「みえ」は、平成5年4月の運航開始から22年を経過し、平成26年度の活動件数は248件、飛行時間は208時間（26年度末までの活動件数5,924件、飛行時間6,260時間）
- ④平成26年9月8日に国民保護図上訓練を実施し、国民保護措置に関する一連の対応を確認
- ⑤大規模災害発生時に孤立が懸念される熊野灘沿岸地域において道路啓開を迅速に展開できる態勢の整備を推進。国・県・建設企業との連携による訓練を実施し、道路啓開基地の整備および道路構造の強化を推進
- ⑥交番・駐在所に避難誘導資機材等を順次整備して防災機能の強化を推進
- 【「協創」による地域防災力の向上】
- ①企業防災力の向上に向け、「みえ防災・減災センター」に開設した相談窓口において、企業等からの相談に企業防災アドバイザー等が対応。11月14日、15日に開催された「みえリーディング産業展2014」に出展し、県内企業に相談窓口の設置をPRするとともに、地域別企業防災研修を4地域で開催
- ②「みえ防災・減災センター」において開講した「みえ防災さきもりコース」など3コースの防災人材育成講座に48名が受講。女性に限定したみえ防災コーディネーター\*の新規育成講座では、31名を認定するとともに、女性を中心とした専門職防災研修では37名が修了。市町防災担当職員の防災研修については、8月8日から9月19日まで全5回の講座を開講し、23市町の職員が受講。このほか、「みえ防災人材バンク」の枠組を構築し、みえ防災コーディネーター等が、市町や地域の防災活動支援で活躍できるよう、バンクへの登録を促進（112名）
- ③啓発番組（レッツ！防災）を放送し、地域や住民が主体となった防災・減災に向けた取組を中心に紹介。また、防災シンポジウムについては、市町や「みえ防災・減災センター」と連携し、9月27日に伊勢湾台風55年事業（桑名市）を実施したほか、12月6日に昭和東南海地震70年シンポジウム（津市）を開催。「防災・減災アーカイブ」の構築に向け、昭和東南海地震に関する体験談や資料の収集を実施
- ④「自主防災組織活動実態調査」を実施。訓練の頻度が若干ながら増加するとともに、避難訓練や図上訓練をはじめ、避難所開設・運営訓練など実践的な訓練は徐々に増えているものの、県内各地域における活動の活性化には至っていないことが判明
- 【迅速な対応に向けた防災情報の共有化】
- ①県防災通信ネットワーク（地上系防災行政無線、衛星系防災行政無線、有線系通信）の維持管理を行い正常な通信を確保。また、災害拠点病院への防災行政無線機器の設置を推進するとともに、防災ヘリコプター用無線通信設備の再整備に着手
- ②気象情報・災害情報等の収集および県民への迅速・的確な提供を行うとともに、「防災みえ.jpメール配信サービス」を実施。また、新しい防災情報プラットフォームの構築に向けた概要構想を作成

- ③警察本部が保有するヘリコプターに搭載したヘリコプターテレビシステムにより、三重県総合防災訓練（図上訓練）に対応して映像配信するなど、災害発生時の情報収集・伝達訓練に努めたほか、老朽化により故障したヘリコプターテレビシステムの更新に向けた取組を推進

#### 【災害医療体制の整備】

- ①災害拠点病院等の耐震化工事に対する補助を実施（3病院で工事实施、うち2病院に補助を実施）
- ②災害医療コーディネーターを対象とした研修会を開催するとともに、災害医療訓練等への災害医療コーディネーターの参加を促進
- ③医療従事者を対象とした研修を実施するとともに、DMAT\*（災害派遣医療チーム）を対象とした訓練や研修へのDMAT隊員の参加を促進
- ④災害医療訓練等を通じて三重県災害医療対応マニュアルの実効性を確認
- ⑤地域の実情に即した災害医療体制の整備について、検討・協議・情報交換等を行う地域災害医療対策会議を開催

#### 【安全な建築物の確保】

- ①木造住宅の耐震化を促進するため、未耐震の住宅所有者への住宅戸別訪問、診断を終えた方を対象とした耐震補強相談会を市町と連携して実施するとともに、木造住宅の耐震診断や補強工事等に対する補助を実施
- ②不特定多数が利用する大規模建築物等（ホテル、旅館等）の耐震対策を支援するため、耐震診断および耐震改修の補助を実施

#### 【緊急輸送ルートの整備】

- ①災害時に人員や物資などの交通（輸送）が確保されるよう、緊急輸送道路に指定されている県管理道路の整備を推進

#### 【消防力向上への支援】

- ①「三重県消防広域化推進計画（改訂版）」（平成26年3月策定）に基づき、広域化の検討に取り組む地域への情報提供等の支援を実施
- ②消防救急無線（共通波）のデジタル化の整備。平成27年4月の運用開始に向け、県内消防本部で構成する消防救急無線デジタル化推進協議会と連携し、維持管理を含めた運用方法を検討
- ③消防団の充実強化を図るため、三重県消防協会と連携し団員の入団促進等に取り組むとともに、消防学校における消防団幹部科課程の見直しを実施
- ④救急救命活動の向上を図るため、救急救命士の養成を支援し、資質の向上につながる講習等を実施

#### 【高圧ガス等の保安の確保】

- ①防災アセスメントの調査結果について、6月に開催された四日市コンビナート防災協議会を通じてコンビナート事業者への説明を実施。7月にはコンビナート事業所の安全対策を推進するため、コンビナート事業者を対象とした保安対策セミナーを開催。石油コンビナートの防災対策がより促進されるよう「三重県石油コンビナート等防災計画」の見直しを実施
- ②高圧ガス等を取り扱う事業者等に対して保安検査及び立入検査等を実施

### 平成26年度の成果と残された課題（評価結果）

#### 【新たな防災・減災対策の計画的な推進】

- ①平成25年度に公表した「三重県地域防災計画（地震・津波対策編）」および「地震被害想定調査結果」を受けて「市町地域防災計画」の修正に取り組む市町からの支援要請に応えるとともに、必要なデータ提供を行いました。「三重県地域防災計画（風水害等対策編）」の見直しについては、「紀伊半島大水害」や「平成26年8月豪雨」で得た教訓や災害対策基本法の改正などをふまえ、「三重県版タイムライン（仮称）」を新たに策定することなどの新規対策を加えた見直しを行い、3月に公表しました。今後はこの

方針に基づき、着実に風水害対策を進める必要があります。「地域防災計画（地震・津波対策編）」についても、南海トラフ地震対策特別措置法に基づく推進計画と位置付けるために必要な修正を行い、3月に公表しました。市町の地域防災計画についても同様の見直しが進められているところであり、引き続き必要な支援を行う必要があります。

- ② 三重県地震被害想定結果をホームページ（「防災みえ.jp」）で公開するとともに、様々な機会を捉え、リーフレット等を用いた啓発に取り組み、県民への周知を図りました。また、被害想定調査結果のメッシュデータ等、詳細なデータを市町や防災関係機関に提供するとともに、被害想定調査結果への正しい理解と活用を促すため、市町職員を対象とした研修会（8月22日）を実施しました。今後も引き続き、県民への周知を図るとともに、市町や防災関係機関、企業等が避難対策の検討やハザードマップの策定、BCP\*の策定等、地震被害想定調査結果の防災・減災対策への具体的な活用を進める際の様々な支援要請に応じていく必要があります。
- ③ 「津波避難に関する三重県モデル」の水平展開について、地域防災総合事務所・地域活性化局と連携し、実践的なワークショップなど地域の取組への実地支援や財政支援を行った結果、熊野市の2地区で新たに取組が行われたほか、鳥羽市、紀宝町でも取組が始まるなど、合わせて5市町16地区で取組が行われましたが、北中部への広がりが少ない状況にあります。「避難所運営マニュアル」についても同様に、取組に対する実地支援を行った結果、名張市内の4地区で作成に取り組みられたほか、いなべ市や熊野市でも取り組まれるなど、合わせて7市町17地区で取組が行われました。今後は、より一層、県内各地域への水平展開を図り、災害時要援護者をはじめとする避難者が、安心して避難生活を送ることのできる体制を整備する必要があります。
- ④ 防災対策部と地域防災総合事務所・地域活性化局による「地域防災・危機管理会議」において、毎月、取組の進捗状況の共有や情報交換を実施しました。今後も引き続き、地域や住民の自主的な取組が促進されるよう、本庁と地域機関との連携を強化していく必要があります。
- ⑤ 「三重県新地震・津波対策行動計画」について、平成25年度の取組結果と今後の取組の方向性を取りまとめました。結果については、防災対策会議幹事会（9月11日）において庁内の共有を図るとともに、県議会常任委員会（10月8日）に報告しました。また、計画については、ホームページ（「防災みえ.jp」）で周知するとともに、冊子を印刷（5月：1,200部、7月：800部）し、市町や防災関係機関を始め、各部局が所管する団体等にも配布し、実践への協力要請と会議やイベントの場を活用した啓発を依頼しました。今後も計画の着実な推進を図るとともに、さらなる広報に努める必要があります。
- ⑥ 桑名市と木曾岬町が南海トラフ地震対策特別措置法に基づく「津波避難対策特別強化地域」の指定から外れたことから、県として、直ちにこの地域の防災・減災対策の検討に着手し、平成26年4月に、県・桑名市・木曾岬町からなる「県北部海拔ゼロメートル地帯対策協議会」を設立しました。その後、実務レベルの検討会議（6月3日～10月15日：7回）において必要なハード・ソフト両面からの対策について検討を重ね、11月7日の「第2回県北部海拔ゼロメートル地帯対策協議会」において、広域避難施設整備等に係る支援や河川堤防の耐震対策など国への政策提言等を行う項目、津波避難施設整備等に対する支援や海岸堤防の耐震対策など県が実施する項目、避難計画の作成など市町が実施する項目に仕分けるなどの一定の整理を行い、秋の政策提言活動において国に政策提言を行いました。加えて、「県北部海拔ゼロメートル地帯避難対策推進補助金」を創設し、両市町の津波避難対策の取組を支援する仕組みを構築しました。今後は、関係市町とともに広域避難の具体的な方策を検討・構築し、国への政策提言活動も実施しながら地域の安心・安全の確保につなげていく必要があります。
- ⑦ 「三重県新地震・津波対策行動計画」の重点項目に位置付けた主要観光地における観光客の防災・減災対策を進めるため、平成26年度は鳥羽市、紀北町と共同で観光地における課題検討を進めることとし、両市町との協議を進めました。また、観光地における防災対策の機運を高めるため、6月に観光・国際局、防災対策部、みえ防災・減災センター、鳥羽市が連携し、広く観光関係者や市町職員を対象とした観光防災セミナーを開催しました。これを受けて鳥羽市では、10月に、観光関係者による、災害時の帰

宅困難者対策をテーマとしたワークショップなどが開催（10月～2月：3回）され、県としても防災技術専門員が指導を行うなどの支援を実施しました。また、紀北町において、民宿が集積する古里地区を対象に、観光事業者や地元自治会等と観光客対策にかかる検討（8月～3月：3回）を行いました。今後も両市町と連携し、津波避難対策や帰宅困難者となった観光客への対策など、具体的な課題設定に基づき対策の検討と実践を進めていく必要があります。

- ⑧「三重県新風水害対策行動計画」の策定に取り組み、有識者等からなる「防災・減災対策検討会議（7月、12月開催）等の審議内容や議会やパブリックコメントなどの意見等をふまえながら関係部局、市町、関係機関等との調整を図り、「三重県版タイムライン(仮称)」の策定を始めとする40の重点行動項目を含めた151の総合的な風水害対策にかかる行動項目を取りまとめて平成27年3月に公表しました。今後は、計画に掲げた行動項目を着実に実践していく必要があります。
- ⑨原子力災害対策について、被害を受ける立場と他県からの避難者を受け入れる立場の両面から、原子力災害対策アドバイザーの意見も聞きながら引き続き検討していく必要があります。
- ⑩地域減災力強化推進補助金について、津波避難施設や津波避難路整備、避難所の機能強化対策など、29市町の170事業に対して245,383千円（3月末実績）を補助し、県内各市町の防災・減災対策の推進に活用されましたが、今後、市町の防災・減災対策の取組方向もふまえ、「三重県新地震・津波対策行動計画」の中間評価を行う平成27年度に津波避難対策等を重視した現行制度の見直しについて検討を行っていく必要があります。
- ⑪県と市町の広域的な応援・受援体制の整備について、「県と市町における災害時広域支援体制構築連携会議」や国土交通省中部運輸局の「災害ロジスティック中部広域連絡会議三重県地域部会」により、災害発生時における物資支援や広域避難について、引き続き検討を進める必要があります。また、広域避難について、「県北部海拔ゼロメートル地帯対策協議会」における協議結果をふまえるとともに、県境をも越える調整が必要となることも考えられることから、三重県、愛知県、岐阜県、名古屋市で構成する「東海三県一市・木曾三川下流域等における防災対策連絡会議」において、県境を越える広域避難について協議を行っており、引き続き検討を進める必要があります。さらに、県と市町の災害時の人的広域支援体制として派遣チームを編成していますが、台風接近時には必要に応じてすみやかに市町へ派遣を行う必要があります。
- ⑫東日本大震災への支援について、全庁的に取り組み、被災地への職員派遣を行うとともに、派遣職員等からの報告により、被災地の状況把握に努めました。また、派遣職員の活動記録集を作成・配布したほか、四周年追悼式を実施するなど、震災の記憶の風化防止等に努めました。被災地支援としては、県内学生等による被災地との交流事業等を実施、県内避難者には、被災地の情報紙を配布するなど支援情報を提供しました。引き続き職員派遣や交流・支援に取り組むとともに、県内避難者に必要な情報を届ける必要があります。

#### 【災害対応力の充実・強化】

- ①災害対応力の充実・強化に向けて、平成24、25年度に整備した県災害対策本部や地方災害対策部の体制について、図上訓練により活動マニュアルおよび災害対策本部体制の検証を行い、さらに災害対応力の強化を進めるとともに、実動訓練により救出・救助機関等との連携強化を図っていく必要があります。
- ②北勢広域防災拠点について、完成の目途としている平成29年度に向けて整備を進める必要があります。また、県南部地域の災害時の孤立対策として、航空燃料の備蓄に向けた取組を進める必要があります。
- ③防災ヘリコプター「みえ」は、老朽化が懸念される機体更新を行い、平成29年度に運用できるよう整理しました。今後はヘリコプター本体の機体更新に向けた事務を円滑に進めていく必要があります。
- ④国民保護図上訓練の実施により明らかになった課題等を整理し、国民保護対策本部活動要領等の見直しを行うなど、実効性を高める必要があります。
- ⑤道路啓開基地については、平成27年度までに14箇所を整備する計画のもと10箇所、道路構造の強化については、平成27年度までに21箇所を整備する計画のもと8箇所、それぞれ整備を進めました。



引き続き道路啓開基地の整備および道路構造の強化を進め、全ての計画箇所を完了させるほか、平成 24 年度に策定した道路啓開マップを活用した国・県・建設企業の連携による訓練を実施することで、迅速な道路啓開作業に向けた態勢整備を推進する必要があります。

- ⑥交番・駐在所に避難誘導資機材等を順次整備して防災機能の強化を図っていますが、大規模な地震に備えるためには施設そのものの整備を進める必要があります。

【「協創」による地域防災力の向上】

- ①企業防災力の向上については、「みえ防災・減災センター」に開設した相談窓口において、企業等からの相談に企業防災アドバイザー等が対応するとともに、11月14日、15日の両日に開催された「みえリーディング産業展 2014」に出展し、県内企業への相談窓口の周知を図りました。また、地域別企業防災研修を4地域で開催するなど、企業のBCP作成と地域と企業の連携を促進する取組を行いました。引き続き、「みえ企業等防災ネットワーク」\*において、相談窓口を積極的に活用するなど、「みえ防災・減災センター」との連携を深めながら取組を展開していく必要があります。
- ②「みえ防災・減災センター」において開講した「みえ防災さきもりコース」など3コースの防災人材育成講座では、合わせて48名が受講しました。また、女性に限定したみえ防災コーディネーターの新規育成講座では、31名が認定を受けるとともに、女性を中心とした専門職防災研修では37名（うち女性34名）が修了しました。市町防災担当職員の防災研修については、8月8日から9月19日まで全5回の講座を開講し、市町の職員等（延べ150名）が受講しました。このほか、新たに「みえ防災人材バンク」を創設し、みえ防災コーディネーター等が市町や地域の防災活動支援の場で活躍できる仕組みを構築して、バンクへの登録を促進しました（112名）。また、平成27年度は、みえ防災コーディネーターなど個々の防災人材の育成、活用だけでなく、地域防災の要となる消防団や自主防災組織の機能強化と相互の連携を強化するための新たな枠組みを設けることとしており、これら事業を推進する必要があります。
- ③メディアを活用した啓発については、啓発番組（レッツ！防災）を放送し、地域や住民が主体となった取組を中心に紹介しました。また、防災シンポジウムについては、市町や「みえ防災・減災センター」と連携し、9月27日に伊勢湾台風55年事業（桑名市）を実施したほか、12月6日に昭和東南海地震70年シンポジウム（津市）を開催しました。また、「防災・減災アーカイブ」の構築に向け、昭和東南海地震に関する体験談や資料の収集に取り組みました。引き続き、県民の防災への関心を高め、危機意識の醸成を図るための啓発事業を実施し、県民の防災意識の向上に結び付けていく必要があります。
- ④「自主防災組織活動実態調査」の結果から、訓練の頻度が若干ながら増加するとともに、避難訓練や図上訓練をはじめ、避難所開設・運営訓練などの実践的な訓練が徐々に増えているものの、県内各地域における活動の活性化には至っていないことが分かりました。今後は、防災訓練などの防災活動への、より多くの個人の参加を図るため、自主防災組織の組織力向上による活動の活性化を地域防災力の強化につなげるための新たな取組として進めていく必要があります。

【迅速な対応に向けた防災情報の共有化】

- ①県防災通信ネットワーク（地上系防災行政無線、衛星系防災行政無線、有線系通信）の維持管理を行い正常な通信を確保するとともに、テレビ会議など新しい機能の利用方法等について周知していく必要があります。また、災害拠点病院への防災行政無線機器の設置を進めるとともに、防災ヘリコプター用無線通信設備の再整備を進めていく必要があります。
- ②気象情報・災害情報等の収集および県民への迅速・的確な提供を行うとともに、「防災みえ.jpメール配信サービス」について、イベント等で内容の周知を図りました。災害発生時に迅速かつ確かな行動に活用していただけるよう、より積極的な活用・登録を図るとともに、情報伝達手段を多様化するため、アラートの運用に向けた取組を進める必要があります。また、気象情報、災害情報等が、より迅速・的確に収集・共有し、県民にわかりやすく提供できるよう、新しい防災情報プラットフォームの概要構想をもとに、システム構築に向けた準備を進めていく必要があります。

③警察本部が保有するヘリコプター「いせ」に搭載するヘリコプターテレビシステムは、アナログ方式で老朽化も著しく、現在はカメラ機能が故障しているため、代替機器によって情報収集・伝達体制の維持に努めています。大規模災害発生時には、早期の被害概要の把握が不可欠となりますので、同システムのデジタル化更新を早急に進めていく必要があります。

#### 【災害医療体制の整備】

- ①災害拠点病院等の耐震化については、耐震化工事を実施していた3病院のうち1病院の工事が完了しました。今後、耐震化工事が未実施の病院に対して、耐震化を働きかける必要があります。
- ②災害医療コーディネーター研修については、国の災害医療コーディネーター研修会の内容を伝達する集合研修を1回実施し、コーディネーター39人中30人が参加しました。また、災害発生時の初動対応について、地域の実情に即したより実践的な実習を中心とする地域別研修会を4地域で開催しました。今後、災害医療コーディネーターが、災害時に迅速かつ適切な対応ができるよう、災害医療訓練等への参加を促進するとともに、研修や訓練を通じて、危機管理に対する意識を高め、災害対応力の向上を図っていく必要があります。
- ③医療従事者の研修については、DMATを対象とした国の研修に延べ72人が参加するとともに、看護師等を対象とした災害看護研修に延べ293人、医師を対象とした災害時検案研修に122人が参加しました。また、国が実施する実動訓練、県総合防災訓練に県内のDMATが参加しました。災害時に必要な医療を迅速かつ適切に提供できる体制を確保するため、今後も引き続き、医療従事者を対象とした研修や実動訓練への参加を促進し、災害対応力の維持向上を図る必要があります。
- ④県総合防災訓練、保健医療部隊図上訓練等の災害医療訓練において、災害医療対応マニュアルに基づく職員の動き等を確認しました。今後も災害医療訓練を通じてマニュアルの実効性について確認していく必要があります。
- ⑤地域災害医療対策会議を9地域で開催し、地域の災害医療に関する体制整備に向けた協議や情報交換等を行うとともに、6地域で情報伝達等訓練を実施しました。今後も会議や訓練を通じて関係機関の連携強化を図り、地域の災害医療体制を整備していく必要があります。

#### 【安全な建築物の確保】

- ①木造住宅の耐震化を促進するため、住宅戸別訪問をはじめとした様々な普及啓発に取り組むとともに、無料耐震診断、設計や補強工事への補助を行いました。耐震補強工事の実績は減少傾向にあります。耐震化促進のためには、診断を終えた方が補強工事を実施するよう促す直接的な取組等、さらなる普及啓発が必要です。
- ②不特定多数が利用する大規模建築物等のうち、耐震診断が義務化された建築物7棟が耐震診断に着手し、5棟の耐震診断が終了しました。避難所として活用される建築物（ホテル、旅館等）1棟が補助制度を活用した耐震改修に着手しました。さらなる耐震化を促進するためには、市町と連携して対象となる建築物の所有者に早期の耐震化を働きかけるとともに、耐震診断および耐震改修の支援を行う必要があります。

#### 【緊急輸送ルートの整備】

- ①緊急輸送道路に指定されている県管理道路の整備に重点的かつ効率的に取り組み、平成26年4月30日に国道477号西浦バイパス工区を供用開始しました。引き続き、大規模災害から県民の皆さんの命と暮らしを守るため、残る5路線の整備および橋梁の耐震対策を進めていく必要があります。

#### 【消防力向上への支援】

- ①「三重県消防広域化推進計画（改訂版）」（平成26年3月策定）に基づき、広域化の検討に取り組む地域への情報提供等の支援を行い検討を進めました。今後、各地域の協議の進展状況等に応じた効果的な支援を実施していく必要があります。
- ②消防救急無線（共通波）のデジタル化について、工程どおり整備を完了するとともに、消防救急無線デジタル化推進協議会と連携して、運用開始に向けた準備を進めました。平成27年4月から、三重県市



町総合事務組合が管理運営を行うことから、運用初年度においては、消防本部と連携して、円滑に運用できるよう必要な支援を行っていく必要があります。

- ③消防団について、市町や三重県消防協会と連携した啓発活動などにより団員の確保や団の活性化につなげるとともに、消防学校における消防団幹部科課程の見直しを行い、消防団の現場指揮者の教育訓練を充実しました。今後は、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成 25 年 12 月施行）をふまえた消防団の更なる充実強化を図るとともに、自主防災組織との役割分担の明確化や連携により、地域防災の担い手としてその組織力を発揮できるよう新たな仕組を構築していく必要があります。
- ④救急救命活動の向上について、救急救命士養成機関での新規養成支援や、救急救命士が行える特定行為等救急救命処置の拡大に対応した消防学校での講習の実施などにより、救急救命士の新規養成と資質の向上につなげました。今後は、引き続き、救急救命士の新規養成や資質の向上につながる取組を進めるとともに、消防本部において教育訓練を行える人材の育成を図っていく必要があります。

#### 【高圧ガス等の保安の確保】

- ①防災アセスメントの調査結果や最近の重大事故等をふまえ、関係機関と意見調整を行い「三重県石油コンビナート等防災計画」の見直しを行いました。7 月にはコンビナート事業所の安全対策を推進するため、コンビナート事業者を対象とした保安対策セミナーを開催しました。今後、見直したコンビナート防災計画に基づき、コンビナート事業所の防災対策を促進する必要があります。
- ②平成 26 年度に、高圧ガス関係で 16 件、火薬関係で 1 件の事故が発生しており、引き続き保安検査や立入検査等を通じて、適正な保安管理等を徹底し、事故防止を図る必要があります。

### 平成 27 年度の改善のポイントと取組方向【防災対策部 副部長 東畑誠一 電話：059-224-2181】

#### 【新たな防災・減災対策の計画的な推進】

- ①市町が主体的に取り組む防災・減災対策への財政支援について、平成 27 年度に抜本的な見直しを行うこととしており、地域減災力強化推進補助金については、これまでの津波避難対策を重視した制度から、避難所における良好な生活環境の確保などの避難後を見据えた対策や、土砂災害対策、被災によって孤立した地域への支援対策などを中心に、風水害対策も視野に入れた制度へと改め、本県の防災・減災対策の進展を図っていきます。
- ②「津波避難に関する三重県モデル」や「避難所運営マニュアルの策定」の取組が、市町や地域において広く展開されるよう、引き続き、市町や地域防災総合事務所・地域活性化局と連携するとともに、新たな防災人材活用の仕組みとして設けた「みえ防災人材バンク」を用いて防災コーディネーターなどを地域の取組に積極的に活用することで、県内への水平展開を図ります。
- ③県の地域防災計画（地震・津波対策編および風水害等対策編）の修正に基づき進められる各市町の関係計画の修正を引き続き支援します。また、「三重県新地震・津波対策行動計画」および「三重県新風水害対策行動計画」に掲げた行動項目が着実に実践され、本県の防災・減災対策が推進されるよう、各関係部局と連携して進捗を管理します。特に、新たな取組として「三重県復興指針(仮称)」、「三重県業務継続計画（BCP）」および「個人備蓄など災害時の緊急物資等における備蓄のあり方指針（仮称）」を策定するとともに「三重県版タイムライン(仮称)」の策定に向けた検討に着手します。また、D O N E T（地震・津波監視観測システム）について、本県の地域特性に応じた災害対策への具体的な活用を図るため、関係機関との調整を進めます。
- ④主要観光地における観光客の防災・減災対策の推進について、引き続き、鳥羽市と紀北町と共同で取組を進めることとしており、鳥羽市では、テーマとしている帰宅困難者対策をさらに推し進めるため、これまでの取組を検証するための帰宅困難者対応訓練などの実施を検討します。紀北町においては、古里地区においてワークショップを開催するなど、観光客の津波避難対策の具体的な検討に入ることとしています。また、これらの地域に加え、新たな検討の場となる観光地や観光施設の開拓にも取り組みます。

- ⑤地域や住民の自主的な防災・減災の取組が促進されるよう、地域防災・危機管理会議を通じた本庁と地域機関との連携強化を進めます。
- ⑥原子力災害対策について、被害を受ける立場と他県から避難者を受け入れる立場の両面から、原子力災害対策アドバイザーの意見も聞きながら具体的に検討していきます。
- ⑦県と市町の広域的な応援・受援体制の整備については、災害発生時において物資支援や広域避難がすみやかに実施されるよう、引き続き検討を進めます。特に広域避難については、「県北部海拔ゼロメートル地帯対策協議会」および「東海三県一市・木曾三川下流域等における防災対策連絡会議」において、広域避難体制のあり方や手続きなどの検討を進めるとともに、引き続き、海拔ゼロメートル地帯対策について、国への政策提言活動を行っていきます。また、県と市町の災害時の人的広域支援体制として、台風接近時には必要に応じ、速やかに市町へ派遣チームの派遣を行います。
- ⑧東日本大震災への支援について、県内避難者に対する支援情報の提供のほか、支援・交流を通じた被災地の情報収集に努め、発災から5年の節目にあたり、「みえ防災・減災センター」の啓発事業と連携した情報発信を行います。

#### 【災害対応力の充実・強化】

- ①災害対応力の充実・強化に向けて、「訓練でできないことは、いざという災害のときに絶対にできない」との強い思いのもと、図上訓練においては、引き続き、積み重ねてきた改善を対策に反映させるとともに、昨年度、改定した「石油コンビナート等防災計画」、「国民保護計画」等をふまえた初動体制の検討など、災害対応力の着実な向上を図ります。また、実動訓練については、平成27年度に本県で開催される「緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練」の機会を通じて関係機関との連携を中心とした、より実践的な防災訓練を実施します。
- ②北勢広域防災拠点について、完成の目処としている平成29年度に向けて、適切な進捗管理を行いながら造成工事に着手します。また、県南部地域の災害時の孤立対策として、航空燃料の備蓄に向けた取組を進めます。
- ③防災ヘリコプター「みえ」の安全運航を維持するとともに、老朽化への対応や機能強化を図るため、機体更新に向け契約等を着実に進めます。
- ④国民保護計画等の必要な見直しや訓練を実施し、緊急対応事態における対応力の強化を図ります。
- ⑤道路啓開を迅速に展開できる態勢の整備、充実に向けて、道路啓開基地6箇所、道路構造強化5箇所の整備を行い全ての計画箇所（道路啓開基地14箇所、道路構造強化21箇所）を完了させるとともに、道路啓開マップを活用した訓練を実施します。
- ⑥大規模な地震の発生に備え、交番・駐在所に避難誘導資機材等を整備するとともに、施設面の整備を計画的に進めます。

#### 【「協創」による地域防災力の向上】

- ①地域の防災力を強化するためには、みえ防災コーディネーターなど個々の防災人材の育成、活用だけでなく、地域防災の要となる消防団や自主防災組織の組織力向上と相互の連携強化が必要であることから、消防団員を対象に防災に関する知識の習得や災害時要援護者対策などの自主防災組織における重要な活動についての研修を実施し、自主防災組織のアドバイザーとしての役割を担う消防団員を養成します。また、自主防リーダー研修においてリーダーとして必要な知識、技能を習得させるなど、自主防災組織の活性化のために活躍できる人材を養成します。これらアドバイザーと自主防災組織リーダーがともに集う実務研修の後、モデル事業として1地域においてアドバイザーが中心となり、災害時に相互が補完し合いながら隙間ない対応ができる体制の構築を図っていきます。

「みえ防災人材バンク」登録者が地域での実践活動を行うための事前研修をはじめ、バンク登録者が一層地域で活躍できる仕掛けを設けながら、人材バンクの充実を図ります。企業防災力の向上については、相談窓口アドバイザーの充実を図り、企業における防災関係の取組を支援します。また、「みえ企業等防災ネットワーク」において、BCPの策定促進や地域防災への企業の参画促進を図るための取組を「み

え防災・減災センター」との連携のもと進めます。

- ②防災啓発について、メディアを活用した広報や市町や「みえ防災・減災センター」と連携したセミナー等による啓発を実施します。「防災・減災アーカイブ」の構築について、平成 27 年度は伊勢湾台風や紀伊半島大水害等の風水害を中心に体験談や資料の収集を進めます。さらに、「防災・減災アーカイブ」を活用した防災の日常化の定着を図るため、「みえ防災・減災センター」において、防災を題材にした郷土教育や地域での防災啓発活動のコンテンツ作成に活用可能な、世代を超えてつないでいくべき災害の記憶や記録の収集および活用方法について検討します。

【迅速な対応に向けた防災情報の共有化】

- ①県防災通信ネットワークの正常な運用ができるよう維持管理を行っていくとともに、十分に活用されるよう利用方法等について引き続き周知していきます。また、災害拠点病院への防災行政無線機器の設置を順次進めるとともに、防災ヘリコプター用無線通信設備の再整備を進めていきます。
- ②気象情報・災害情報等を迅速・的確に収集し、県民に提供していきます。「防災みえ.jpメール配信サービス」については、引き続き啓発イベント等でのチラシ配布を行うとともに、携帯電話販売店へチラシを配布し、登録者数の増加を図ります。Lアラートについては、運用を開始し、情報手段の多様化を図ります。また、平成 26 年度に作成した概要構想に基づき基本計画の策定を行い、新しい防災情報プラットフォームの構築に向けたシステム整備のための準備を進めていきます。
- ③引き続き、警察本部が保有するヘリコプターによる映像情報の収集・伝達訓練を実施するとともに、「いせ」のヘリコプターテレビシステムの早期更新に向けた取組を進めます。

【災害医療体制の整備】

- ①災害拠点病院等の耐震化について、耐震化工事を実施している病院に対する補助を実施するとともに、平成 27 年度に工事が完了する予定の病院について、計画どおりに工事が完了するよう進捗状況を確認します。また、耐震化が未実施の病院に対し補助制度の内容を周知するとともに、国に対し補助制度の拡充等を働きかけます。
- ②災害医療コーディネーターの研修プログラムを、段階的に必要な知見を積み上げながら、より実践的な災害医療体制づくりに資するよう、関係部署が連携して作成します。さらに、研修内容を県が各地域で実施する訓練・研修会に反映させるとともに、災害医療コーディネーターの参加を促進し、災害対応力のさらなる向上を図ります。
- ③医療従事者の研修について、看護師等を対象とした災害看護研修、医師を対象とした災害時検案研修を引き続き実施します。また、国がDMATを対象に実施する研修会や実動訓練への参加を促進し、災害対応力のさらなる向上を図ります。
- ④県総合防災訓練や防災図上訓練等において災害医療対応マニュアルの実効性を確認し、必要に応じて内容の更新や補足資料の整備を行います。
- ⑤県内9地域において地域災害医療対策会議を開催します。また、関係機関で協議、検討のうえ、訓練や研修を実施します。

【安全な建築物の確保】

- ①木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断を終えた方が、住まいとまちの安全に向け、補強工事等それぞれの状況に応じた対策を講じることができるよう、さらなる普及啓発を市町と連携して展開します。また、引き続き、耐震診断、設計や補強工事への補助を行います。
- ②不特定多数が利用する大規模建築物等の耐震化を促進するため、引き続き、市町と連携して早期の耐震化を働きかけ、耐震診断が義務化された建築物の耐震診断および避難所として活用される建築物(ホテル、旅館等)の耐震改修を支援します。また、平成 27 年度は三重県耐震改修促進計画\*を改定し、さらなる住宅、建築物の耐震化に向けた取組を進めていきます。

## 【緊急輸送ルートの整備】

- ① 緊急輸送道路の整備については、大規模災害から県民の皆さんの命と暮らしを守るため、引き続き、残る5路線の整備および橋梁の耐震対策を進めます。

## 【消防力向上への支援】

- ① 「三重県消防広域化推進計画（改訂版）」（平成26年3月策定）に基づき、消防の広域化の気運の高まりをさらに促進すべき地域および急ぎ消防体制の強化が必要な地域における協議への参画、情報提供など、効果的な支援を実施し、消防の広域化を進めます。また、平成27年度に本県で開催する「緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練」を通じて、大規模災害時に活動する緊急消防援助隊の技術および連携活動能力の向上、被災地消防本部における受援体制の確立を図ります。
- ② 消防救急無線（共通波）のデジタル化について、円滑な管理運営を実施するために設置される三重県消防救急無線（共通波）運営連絡会にオブザーバーとして県としても参加するなど、運用面・技術面での助言等適切なフォローアップを行っていきます。
- ③ 消防団の充実強化を図るため、市町や三重県消防協会と連携し、入団しやすい環境づくりや消防団を地域で応援する仕組みづくりなど、消防団員の確保と地域防災を担う人材育成に向けた取組を進めるとともに、消防学校における教育訓練の充実を図っていきます。また、平成27年度から、新たに消防団と自主防災組織がその組織力を真に発揮するための人づくりの新たな仕組みを構築します。
- ④ 救急救命活動の向上を図るため、引き続き、救急救命士養成機関における消防職員研修派遣への支援や拡大する処置を行える救急救命士の養成講習を実施するとともに、平成27年度から、救急現場での活動に関する教育を行える救急救命士（指導救命士）の養成講習を新たに実施するなどにより、救急救命士の新たな養成と資質の向上を図っていきます。

## 【高圧ガス等の保安の確保】

- ① 高圧ガス等を取り扱う事業者等に対して保安検査及び立入検査等を引き続き実施し、適正な保安管理等の徹底を図ります。コンビナート防災対策については、昨年度見直した「三重県石油コンビナート等防災計画」に基づき、コンビナート事業者等の防災対策を強く推し進めていきます。その一環として、平成27年度は特に、保安対策セミナーを従来の講演会形式から、新たに数日間の講座形式に変更して開催するとともに、地域創生人材育成事業を活用して保安管理に関する現場力向上のための人材育成プログラムを開発します。
- ② コンビナート事業者や高圧ガス等を取り扱う事業者等の保安担当者等に対し、保安管理の向上に資する各種研修等や関係法令理解の徹底を目的としたコンプライアンス研修を引き続き実施し、コンプライアンスの徹底と事故の未然防止を図ります。

\* 「○」のついた項目は、平成27年度に特に注力するポイントを示しています。



施策 1 1 2

治山・治水・海岸保全の推進

【主担当部局：県土整備部】

県民の皆さんとめざす姿

土砂災害、洪水、高潮、津波など自然災害からの被害を軽減させる「減災」の観点から、地域の実情をふまえた施設整備や適切な維持管理が行われるとともに、県民の皆さんの主体的な警戒避難に資する取組が進み、災害に対して安全・安心な社会づくりが進んでいます。

平成 27 年度末での到達目標

自然災害から県民の皆さんの生命・財産を守るための対策に着実に取り組む中、近年の災害による教訓をふまえ、緊急に対策が必要な施設の整備・改修や維持管理が行われているとともに、被害軽減に向けた市町・住民への的確な水防情報の提供など警戒避難に資するソフト対策が充実しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	全ての指標で平成 26 年度目標値を達成しており、自然災害からの被害を軽減する取組が進んだことから、「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	---

【\*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
自然災害への対策が講じられている人家数		234,300 戸	235,000 戸	236,100 戸	1.00		237,100 戸
	233,200 戸	234,200 戸	235,000 戸	236,700 戸			
目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方							
目標項目の説明	河川、砂防、海岸、治山事業により自然災害から守られる人家数						
27 年度目標値の考え方	27 年度目標値達成に向け、過去の実績等を勘案して、目標値を設定しました。						

活動指標		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
11201 洪水防止対策の推進 (県土整備部)	河川整備延長		463.6km	463.9km	464.1km	1.00	464.3km
		463.4km	463.6km	463.9km	464.1km		

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
11202 土砂災害対策の推進 (県土整備部)	土砂災害保全戸数		17,940 戸	18,040 戸	18,200 戸	1.00	18,260 戸
		17,843 戸	17,964 戸	18,100 戸	18,241 戸		
11203 海岸保全対策の推進 (県土整備部)	海岸整備延長		285.3km	286.3km	288.0km	1.00	288.4km
		284.2km	285.6km	287.7km	291.2km		
11204 治山対策の推進 (農林水産部)	山地災害保全集 落数		1,521 集落	1,537 集落	1,554 集落	1.00	1,571 集落
		1,504 集落	1,519 集落	1,537 集落	1,554 集落		

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	31,143	46,681	40,525	37,549	36,627
概算人件費		2,651	2,749	2,718	
(配置人員)		(294 人)	(299 人)	(306 人)	

### 平成 26 年度の取組概要

- ① 紀伊半島大水害等により被災した公共土木施設について、早期復旧に努めるとともに再度災害を防止するための改良復旧を推進
- ② 風水害や地震に対する安全性向上のため、河川・海岸・砂防施設の整備を推進。河川堆積土砂の撤去については、当該年度の実施箇所と今後 2 年間の実施候補箇所を関係市町と情報共有する「箇所選定の仕組み」を全建設事務所で展開し、撤去を推進
- ③ 地震・津波による被害が懸念されるため、河川堤防や海岸堤防について、空洞やひび割れのある脆弱箇所の計画的な補強を実施するとともに、木曾三川下流域の海拔ゼロメートル地帯をはじめとした沿岸部の河川堤防や海岸堤防について耐震対策を推進
- ④ 河川堤防、急傾斜地崩壊防止施設等について、老朽化等の緊急点検結果に基づき必要となる対策を推進
- ⑤ 市町の警戒避難体制の整備を支援するため、市町が作成する洪水ハザードマップの基礎資料となる浸水想定区域図の提供や、土砂災害警戒区域等の指定などのソフト対策を推進
- ⑥ 農業用ため池や基幹的農業水利施設の耐震調査等を進め、必要となる補修や耐震対策等を検討し、効果的・効率的な整備を推進。また、住民の避難行動を支援し、安全意識の向上を図るため、避難路等をまとめたハザードマップ作成を促進
- ⑦ 治山対策について、山地災害危険地対策、機能の低下した保安林の整備等を推進



**平成 26 年度の成果と残された課題（評価結果）**

- ① 紀伊半島大水害により被災した公共土木施設の復旧（原形復旧）については、平成 26 年度末に全ての箇所が完成しました。改良復旧についても、概ね完成しましたが、全 12 箇所のうち井戸川河川災害復旧助成事業、井戸川砂防災害関連事業については、用地取得等に時間を要するため、事業を継続します。また、平成 25 年、26 年に被災した施設についても早期復旧が必要です。
- ② 風水害や地震に対する安全性向上のため、河川・海岸・砂防施設の整備を推進しました。整備の必要な箇所がまだ多く残っていることから、引き続きハード対策を進めます。また、平成 26 年度にダム検証で「継続」が認められた川上ダムについては、伊賀地域の治水安全度を向上させるため、早期に完成させる必要があります。加茂川水系の治水安全度の早期向上を図るため、ダム検証で国から「継続」が認められた鳥羽河内ダム建設事業についても着実に推進する必要があります。河川の流下能力を回復し、洪水被害の防止、軽減を図るため、河川堆積土砂の撤去について、当該年度の実施箇所と今後 2 年間の実施候補箇所を、関係市町と共有する「箇所選定の仕組み」により、関係市町と撤去必要箇所の優先度について検討し、選定した撤去箇所の情報を共有しながら実施しました。土砂撤去が必要な河川が多く残っていることから、継続した事業の推進が必要です。
- ③ 地震・津波に対して壊れにくい構造とするため、河川堤防については、津波浸水予測区域内の脆弱箇所 183 箇所のうち 63 箇所の補強対策を実施しました。海岸堤防については、脆弱箇所 200 箇所のうち 50 箇所ですべて補強対策を進め、当初の計画を 1 年前倒して平成 26 年度中に対策を完了しました。また、南海トラフ地震の「津波避難対策特別強化地域」はもとより県北部の海拔ゼロメートル地帯においても、国直轄および県管理の河川・海岸堤防や河口部の大型水門等の耐震対策を進めました。引き続き、脆弱箇所等の計画的な補強・補修対策を進めるとともに、河川改修や海岸高潮対策等に合わせた耐震対策を推進することが必要です。また、海岸堤防については、地震・津波に対する対策の検討が必要です。
- ④ 河川堤防、急傾斜地崩壊防止施設等について、老朽化等の緊急点検結果に基づき必要となる対策を完了しました。河川の大型水門等については長寿命化計画に基づく計画的な修繕・更新に、継続的に取り組むことが必要です。また、ダム（3 施設）については、早期に長寿命化計画を策定し、計画的な維持管理、設備の更新を進める必要があります。
- ⑤ 市町の警戒避難体制の整備を支援するためのソフト対策のさらなる推進が必要です。特に土砂災害については、平成 26 年 8 月豪雨による広島市での大規模な災害など激化する自然災害への対応として、市町の警戒避難体制の整備を支援するため、土砂災害警戒区域の指定を進めました。全国の水準と比べて区域指定の進捗が遅れていることから、市町の警戒避難体制強化のため指定を推進するなど、土砂災害を防止・軽減するためのさらなる推進が必要です。
- ⑥ 農業用ため池や基幹的農業水利施設の老朽化が進んでいることから、機能診断・耐震診断調査を実施しており、この調査の結果、早急に整備の必要な施設があることが判明しています。引き続き、機能診断・耐震診断調査を進め、計画的に対策を講じる必要があります。また、平成 25 年の台風第 18 号により被災した施設については復旧工事が完了しました。今後、平成 26 年の台風第 11 号により被災した施設の早期復旧が必要です。
- ⑦ 山地災害を防止するため、山地災害危険地対策、機能の低下した保安林の整備等、治山対策を実施しました。平成 25 年、26 年に発生した山地災害の早期復旧や山地災害危険地区における治山対策等の推進が必要です。



**平成 27 年度の改善のポイントと取組方向【県土整備部 次長 満仲 朗夫 電話:059-224-2651】**

- ①紀伊半島大水害の改良復旧事業については、引き続き早期復旧に向けて取り組めます。また、平成 25 年、26 年に被災した施設の早期復旧や、再度災害に備えた治水対策を進めます。さらに、被災箇所隣接する箇所など、脆弱な施設の補強対策を進めます。
- ②河川・海岸・砂防施設については、引き続き施設整備を推進し、安全性の向上に努めます。また、川上ダムについて、早期完成を国等に働きかけるとともに、鳥羽河内ダムについては、工事着手に向け、必要な調査・設計を進めます。
- 河川堆積土砂の撤去については、風水害の発生時に被害を拡大させる恐れがあることから、「箇所選定の仕組み」により、関係市町と撤去必要箇所の優先度について検討し、選定した撤去箇所の情報を共有しながら、引き続き堆積土砂の撤去を推進するとともに、砂利採取制度を活用した土砂撤去の促進を図ります。
- ③地震・津波による被害が懸念されるため、河川堤防や海岸堤防について、空洞やひび割れのある脆弱箇所等の計画的な補強・補修を行うとともに、南海トラフ地震の「津波避難対策特別強化地域」はもとより県北部の海拔ゼロメートル地帯においても、引き続き、国直轄及び県管理の河川・海岸堤防や河口部の大型水門等の耐震対策を進めます。また、海岸堤防については、地震・津波に対して「粘り強い海岸堤防」とするための計画づくりを進めます。
- ④砂防設備等の長寿命化計画の策定に取り組むとともに、河川の大型水門等について、長寿命化計画に基づき計画的な修繕・更新に取り組めます。
- また、ダム（3施設）については、長寿命化計画を策定するとともに、計画的な維持管理、設備の更新を実施します。
- ⑤市町の警戒避難体制整備や住民の安全で的確な警戒避難行動を支援する情報について、分かりやすい提供に努めます。特に土砂災害については、激化する自然災害への対応として、警戒区域の指定推進に向け、土砂災害危険箇所（16,208 箇所）における基礎調査の完了年度を従来の目標から 5 年間前倒しして平成 31 年度完了とするため、基礎調査を加速するなど、必要な対策を充実させます。
- ⑥農業用ため池や基幹的農業水利施設については、機能診断・耐震診断調査を推進し、計画的な補強や耐震対策を行います。また、平成 26 年の台風第 11 号により被災した施設について、市町等と連携して復旧に取り組めます。
- ⑦平成 25 年、26 年に発生した山地災害の早期復旧や山地災害危険地区における治山対策、保安林内の森林整備等を進めます。

\* 「○」のついた項目は、平成 27 年度に特に注力するポイントを示しています。

**施策 1 1 3 食の安全・安心の確保**

【主担当部局：健康福祉部】

**県民の皆さんとめざす姿**

農水産物の生産や食品の製造・加工から流通・消費に至る全ての過程において、安全管理の定着、高度化が図られ、食の安全・安心が確保された社会が構築されています。さらに、高病原性鳥インフルエンザ等の食に関わる課題に対し、県民の皆さんへの影響を最小限に抑えられる体制が整備されています。

**平成 27 年度末での到達目標**

農水産物の生産や食品の製造・加工から消費に至る一貫した監視指導を行うことにより、安全で安心して食べられる食品が供給されています。また、食に関する危機管理体制の整備が進められています。

**評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由**

進展度	A	判断理由
*	(進んだ)	県民指標、活動指標の目標値をすべて達成しましたので、進んだと判断しました。

【\*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
食品検査における適合率		100%	100%	100%	1.00	100%
	100%	100%	100%	100%		
目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	食品検査の対象食品のうち、「食品衛生法」の規格基準および「農業取締法」の使用基準等に適合している食品と、不適合であったが適合するように改善した食品の割合					
27 年度目標値の考え方	食の安全・安心の確保のためには、確実に「食品衛生法」等の基準に適合していることが必要であり、毎年度 100%達成を維持することを目標値として設定しました。					

活動指標		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
11301 食品の安全・安心の確保 (健康福祉部)	自主衛生管理(HACCP*手法)導入 取組施設数		157 施設	162 施設	167 施設	1.00
		152 施設	159 施設	163 施設	168 施設	

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
11302 農水産物の安全・安心の確保 (農林水産部)	高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病のまん延防止率	/	100%	100%	100%	1.00	100%
		100%	100%	100%	100%		/

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	498	304	222	243	208
概算人件費	/	1,479	1,425	1,350	/
(配置人員)	/	(164人)	(155人)	(152人)	/

### 平成 26 年度 の 取 組 概 要

- ①「三重県食品監視指導計画」に基づき、食品関係施設の監視指導を実施(監視施設数 14,374 件)
- ②「三重県食品監視指導計画」に基づき、食中毒発生予防のために食品の収去検査を実施し、不適合があったものに対する改善指導を実施(検査件数 2,228 件、不適合率 3.19%)
- ③HACCP手法を導入した衛生管理プログラムからなる「三重県食品の自主衛生管理認定制度」を推進(新規取組開始施設 5 施設、取組施設数 168 施設)
- ④食品表示の適正化を図るため、「三重県食品監視指導計画」に基づき監視指導を実施(1,867 施設)
- ⑤「食品表示法」について、三重県食品衛生協会では自主的な衛生管理活動を行っている食品衛生指導員を対象とした表示講習会の実施(11 回)
- ⑥と畜検査・食鳥検査を全頭(羽)実施するとともに、牛海綿状脳症(BSE)対策特別措置法施行規則に基づき、48 か月齢超の牛について検査を実施(検査結果は全頭陰性)
- ⑦消費者や食品関連事業者、学識経験者などの意見を施策に反映させるための「食の安全・安心確保のための検討会議」の開催(1 回)、食の安全・安心に関する情報を出前トークにより提供(9 回)
- ⑧米トレーサビリティ法に基づく生産者と小売業者を対象とした調査(112 件)、及び米穀監視推進員を配置して県内の大手米穀取扱事業者と和菓子店等の加工業者を対象とした調査を実施(125 件)、10 月を食の安全・安心確保推進月間と定め、県内 3 か所にて米穀事業者を対象にコンプライアンス研修会を開催
- ⑨高病原性鳥インフルエンザ対策対応マニュアル講習会や初動対応演習等の実施など、農家段階での危機管理体制を強化するための取組、県産肉用牛の放射性物質検査等を実施
- ⑩家畜伝染病の発生予防、予察及びまん延防止に向けた、家畜防疫・経営指導をはじめ、衛生面での危機管理意識の徹底
- ⑪県産農産物の安全・安心を確保するためのGAP\*導入に向けた産地の取組に対する支援
- ⑫農薬、肥料の適正な流通を確保するための立入検査を実施(364 件)し、農薬の適正使用の推進を図る農薬指導管理士の資質向上に向けた研修会を開催

**平成 26 年度の成果と残された課題（評価結果）**

- ①腸管出血性大腸菌、カンピロバクター及びノロウイルスによる食中毒対策や、観光地における食中毒発生の予防対策を重点項目として監視指導を実施しましたが、危害発生のリスクを低減させるため、引き続き重点的な監視指導を実施する必要があります。
- ②食品中の残留農薬や微生物等について収去検査を行い、衛生基準等に不適合があった場合は改善を指導することにより食品の安全確保を図りましたが、引き続きこれらの検査を実施し、県内流通食品の安全性を確保する必要があります。
- ③「三重県食品の自主衛生管理認定制度」の取組施設数は増加しましたが、事業者の自主衛生管理を向上させるため、さらに多くの事業者の取組を促進する必要があります。
- ④食品表示の適正化を図るため、監視指導を行うとともに、特に精肉事業者による不適正表示が発生したことから、三重県食品衛生協会と連携し、精肉事業者に対し自主点検を行う取組を促進しましたが、他の業種の事業者に対しても自主点検を促進する必要があります。
- ⑤平成 25 年 6 月に公布された「食品表示法」について、食品表示講習を受講した食品衛生指導員による施設指導時に、表示制度を周知しました。同法に規定されている表示項目の一部には適用まで猶予期間があることから、その期間中に適正表示が行われるよう事業者の取組を支援する必要があります。
- ⑥と畜検査（48 か月齢超の牛の B S E 検査を含む）・食鳥検査を全頭（羽）実施することで、安全な食肉（食鳥肉）を供給することができました。引き続き、と畜検査、食鳥検査を適正に実施する必要があります。
- ⑦食の安全・安心確保推進会議の開催、「三重県食の安全・安心確保行動計画」の策定など、食の安全・安心確保のための施策を関係部局が連携して総合的に推進しました。近年、食品の不適正な表示事案が相次いで発生しており、危機発生時には、迅速に対応する必要があります。
- ⑧消費者や食品関連事業者、学識経験者から食の安全・安心確保のための県の方策に関する意見を聞くための「食の安全・安心確保のための検討会議」を開催し、年次報告書の策定に意見等を反映させました。引き続き検討会議を実施し、消費者等の意見を県の施策に反映させていく必要があります。
- ⑨平成 25 年度に県内で米穀の不適正流通事案が発生したことをふまえ、加工業者と大手米穀取扱事業者を対象に重点的に立入調査、米穀取扱事業者の法令遵守意識の向上を目的に聞き取り調査等を実施しました。また食の安全・安心確保推進月間の設定、関係部局の連携によるコンプライアンス研修会の開催や米の科学的分析検査の実施等、再発防止のための取組を強化しました。今後も、県民の食の安全・安心に対する不安解消・信頼回復を図るため、再発防止策に取り組んでいく必要があります。
- ⑩高病原性鳥インフルエンザの防疫体制を強化するため、より実践的な内容となるよう、対策対応マニュアルを一部改正しました。今後も、防疫措置が円滑に機能するよう、関係機関や関係業者、生産者との連携を強化していく必要があります。
- ⑪家畜伝染病の発生予防やまん延防止に向け、各生産者への巡回指導等により、家畜伝染病予防法施行規則に基づく飼養衛生管理基準の遵守を周知しています。今後、早期通報など、生産者段階における危機管理体制のさらなる強化を図る必要があります。
- ⑫県産農産物の安全・安心を確保するため、指導者育成や研修会の開催により、産地の G A P 導入に向けた取組を支援しています。食品関連事業者等から農産物の安全・安心確保に対するニーズが高まっていることから、引き続き、産地における G A P 導入を推進することが必要です。

- ⑬農薬、肥料の適正な流通・使用に向け、生産・販売業者等への立入検査による監査・指導を実施するとともに、研修会等により農薬の適正使用を図る啓発に取り組んでいます。引き続き、県産農産物の安全・安心の確保に向け、農薬、肥料の適正な流通・使用を図る必要があります。
- ⑭水産物の安全・安心の確保に向け、魚病診断や水産用医薬品の残留検査などを通じて、養殖業の衛生管理を推進するとともに、貝毒検査を実施し、安全を確認しました。水産物の安全性を確保するため、引き続き検査を実施する必要があります。

**平成 27 年度の改善のポイントと取組方向【健康福祉部 次長 増田 直樹 059-224-2321】**

- ①「三重県食品監視指導計画」に基づき腸管出血性大腸菌、カンピロバクター及びノロウイルスによる食中毒対策や、観光地における食中毒発生の予防対策を重点項目として、引き続き監視指導を実施します。
- ②収去計画に基づき、食品中の残留農薬や微生物等の収去検査を行うとともに、衛生基準等に不適合があった場合は、事業者に対して改善するよう指導します。
- ③「三重県食品の自主衛生管理認定制度」に取り組む施設数を増加させるため、事業者への制度の普及を図ります。
- ④表示の適正化に向けて、引き続き「三重県食品監視指導計画」に基づき監視指導を実施するとともに、三重県食品衛生協会と連携し、精肉業者以外の事業者に対して計画的に自主点検を促進します。
- ⑤平成 27 年 4 月に施行された「食品表示法」について事業者からの相談等に対応するとともに、引き続き食品表示講習を実施します。また、食品衛生指導員が巡回指導をする際に食品表示について助言等を行うなど食品表示の適正化に向けた支援を行います。
- ⑥と畜検査（48 か月齢超の牛の B S E 検査を含む）・食鳥検査を全頭（羽）実施し、食肉（食鳥肉）の安全を確保します。
- ⑦食の安全・安心確保推進会議を開催し、食の安全・安心確保のための施策を関係部局が連携して総合的に推進するとともに、危機発生時には、「三重県危機管理計画」に基づく体制のもと、迅速かつ的確に対応します。
- ⑧「食の安全・安心確保のための検討会議」を開催し、食の安全・安心に向けた県の取組に対する委員の意見などを施策に反映させていきます。
- ⑨米穀の産地偽装などの再発防止と、県民の皆さんの食の安全・安心に対する不安解消・信頼回復を図るため、国と関係部局の連携による監視指導と米の科学的な分析検査を実施します。さらに、事業者を対象としたコンプライアンス研修会の開催やコンプライアンスチェックリストの配布等を通じて法令遵守意識の向上に取り組めます。
- ⑩高病原性鳥インフルエンザの防疫体制を強化するため、より実践的かつ円滑に防疫措置が機能できるよう、防疫演習や研修会、講演会を開催し、生産者や関係機関との連携の強化を図ります。
- ⑪家畜伝染病の発生予防、予察及びまん延防止に向け、各生産者への巡回指導等により、飼養衛生管理基準の遵守と疾病発生時の早期通報など、生産者段階における危機管理体制のさらなる強化を図ります。
- ⑫県産農産物の安全・安心の確保のために、G A P に関する情報提供や普及啓発などを行い、産地への導入を推進します。
- ⑬農薬、肥料の適正流通・使用に向け、販売事業者等への立入検査による監視・指導を計画的に実施します。また、農薬の適正使用について、研修会開催など啓発活動を進めます。
- ⑭安全で安心な水産物を消費者に供給するため、養殖衛生管理指導の推進、水産関係団体等と連携した検査を実施します。

\* 「○」のついた項目は、平成 27 年度に特に注力するポイントを示しています。

**施策 1 1 4**

**感染症の予防と体制の整備**

【主担当部局：健康福祉部】

**県民の皆さんとめざす姿**

県民一人ひとりが感染予防に自主的に取り組むとともに、感染症が発生した際は、地域社会全体が的確な情報に基づき、速やかに感染拡大防止対策をとることにより、社会機能が維持できています。

**平成 27 年度末での到達目標**

県民一人ひとりの感染予防に対する意識を高めるとともに、感染症の発生の兆しを早期探知できる新たな感染症情報システムが、全ての医療機関、保育所、学校等で活用されることにより、関係機関や保護者等が、地域の発生状況を監視して、発生時には速やかに感染拡大防止対策がとられています。

**評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由**

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標については、病院内での結核集団感染がありましたが、適切に拡大防止対策を講じたことで小規模に収まりました。活動指標はいずれも目標を概ね達成できたことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【\*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
感染症の集団発生事例数	/	0 件	0 件	0 件	0.00	0 件
	0 件	1 件	1 件	1 件		/

目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方

目標項目の説明	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく一、二、三類感染症の県内における集団発生の事例数
27 年度目標値の考え方	一、二、三類の感染症の集団発生は 1 件もないようにすべきであり、0 件を目標値として設定しました。

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
11401 感染症 予防普及啓発の 推進 (健康福祉部)	感染症情報システムを活用している施設の割合	/	100%	100%	100%	0.99	100%
		86.7%	95.4%	97.5%	99.0%		/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
11402 感染症 危機管理体制の 整備 (健康福祉部)	感染症情報化コ ーディネーター 数(累計)		130人	180人	230人	1.00	280人
		81人	128人	177人	241人		
11403 感染症 対策のための相 談・検査の推進 (健康福祉部)	HIV抗体検査 件数		1,025件	1,050件	1,075件	1.00	1,100件
		796件	862件	1,073件	1,234件		

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	2,462	1,146	333	450	343
概算人件費		388	377	346	
(配置人員)		(43人)	(41人)	(39人)	

**平成26年度の取組概要**

- ①感染症情報システムについて、関係部署と連携し、保育所や幼稚園、小学校、中学校、高等学校（以下、学校等という）に働きかけて登録を促進（登録率99.0%）
- ②感染症情報化コーディネーターについて、研修会（年6回）を開催し、養成を推進（64名）
- ③新型インフルエンザ等対策について、市町行動計画策定のための支援（27市町が策定済）やワクチンの住民接種にかかる市町との情報交換会（1回）の実施、指定地方公共機関の指定（医療法人7か所）、帰国者・接触者外来の指定（23医療機関）及び情報交換会の開催（1回）、医療機関、市町等との訓練の実施（1回）
- ④社会的影響の大きい感染症の発生に備え、第一種および第二種感染症指定医療機関の感染症病床運営費の補助（6施設）を実施するとともに、特に、エボラ出血熱対策として、第一種感染症指定医療機関への防護服等の防疫用品購入のための補助や関係機関との実地訓練（1回）、情報交換会を開催（3回）
- ⑤マダニが媒介する感染症（日本紅斑熱等）の予防に対する啓発の実施（各市町等への啓発チラシの配布105か所、県広報への掲載）
- ⑥結核患者への医療費助成、結核患者への直接服薬指導、結核の正しい知識の啓発や定期結核健康診断の経費補助（補助施設数96施設）、結核病床確保のための調整会議の開催（1回）
- ⑦人権に配慮したエイズ検査や相談、啓発の実施（検査1,234件、相談263件）、B型・C型肝炎検査の実施（医療機関委託分B型453件、C型453件、保健所実施分B型1,056件、C型1,053件）
- ⑧三重県予防接種センターを設置し、市町が定期予防接種等を円滑に実施できるよう支援（予防接種センターでの接種人数829人、相談件数667件）
- ⑨先天性風しん症候群の発生を防ぐために、「三重県風しん抗体検査事業」を実施（抗体検査者数975人）

**平成26年度の成果と残された課題（評価結果）**

- ①感染症情報システムについては、県内全ての学校等が登録するよう、県・市町教育委員会等の関係機関と連携して取り組みましたが、全施設の参加登録には至っていないことから、引き続き取り組む必要があります。
- ②感染症情報化コーディネーターについては、引き続き、新規養成を行うとともに、感染症情報を効果的に活用できるようスキルアップにも取り組む必要があります。



- ③ 新型インフルエンザ等対策については、市町行動計画の策定や指定地方公共機関の指定がほぼ終了したことから、今後は、市町の住民接種体制の整備への支援、指定地方公共機関の業務計画策定への支援を行うことが必要です。また、帰国者・接触者外来の指定により医療体制がほぼ整備できたことから、今後は、これらの医療機関への施設・設備整備のための補助や県の備蓄防疫用品の更新を行うとともに、引き続き、訓練や研修会により連携体制を強化する必要があります。
- ④ 社会的影響の大きい感染症については、第一種、第二種感染症指定医療機関への運営費補助を行いました。特に、エボラ出血熱対策として、第一種感染症指定医療機関へ防護服を購入するための補助を行うとともに、訓練等により体制強化を図りました。今後も発生可能性があることから、引き続き、県の備蓄防疫用品の整備を行うとともに、訓練等により防疫体制の強化を図る必要があります。
- ⑤ マダニが媒介する日本紅斑熱が全国で最も多く発生しています。また、重症熱性血小板減少症候群（以下、SFTS）は、県内発生はないものの、他県では発生が報告されていることから、マダニが媒介する感染症の予防について、引き続き、県民や医療機関等への啓発を行う必要があります。
- ⑥ 結核患者が早期に発見され、的確な治療を受けることができるように、健康診断や治療費の助成を行いました。また、結核は集団発生すると社会的影響が大きいことから、引き続き、会議や研修会等において関係施設に感染防止を呼びかけるとともに、助成や結核病床の確保を行うなどの対策を推進する必要があります。
- ⑦ 早期発見が感染拡大防止に効果的であるエイズや肝炎については、保健所等において人権に配慮した匿名の相談・無料検査を実施しました。エイズは、全国的に患者数が増加傾向にあることから、県民に対して引き続き検査の必要性を啓発していく必要があります。また、肝炎検査の陽性者が、確実に治療につながるような支援が必要です。
- ⑧ 三重県予防接種センターにおいて、県民や市町等からの相談に対応するとともに、医療機関での誤接種がないよう、市町と連携し、予防接種の事故防止に取り組みました。引き続き、適切な予防接種が実施されるよう、医療機関や市町等を支援していく必要があります。
- ⑨ 先天性風しん症候群の発生を防止するため、風しん抗体検査事業を行いました。今後も再流行が危惧されることから、引き続き、対策を講じていく必要があります。

**平成 27 年度の改善のポイントと取組方向【健康福祉部 次長 増田 直樹 059-224-2321】**

- ① 県内全ての学校等が感染症情報システムに登録するよう、県・市町教育委員会等の関係機関と連携し、未登録施設等を個別に訪問するなどの働きかけを行い、100%の登録をめざします。
- ② 感染症情報化コーディネーター養成研修やスキルアップ研修を実施するとともに、養成した感染症情報化コーディネーターと連携して、県民に対して感染症情報を提供します。
- ③ 新型インフルエンザ等対策について、住民接種体制整備のための市町支援や指定地方公共機関の計画策定のための支援を行います。また、帰国者・接触者外来や入院施設を整備するための補助、県の備蓄防疫用品の更新を行うとともに、市町や指定地方公共機関、医療機関と連携した訓練を実施し、体制を強化します。
- ④ 社会的影響の大きい感染症の発生に備え、医療機関への運営費補助を行うとともに、感染症移送車等の整備を行います。特に、エボラ出血熱対策として、医療機関等との訓練や会議を開催し、防疫体制の強化を図ることで、万が一、発生した場合には、感染症法等に基づき、迅速に対応します。
- ⑤ マダニが媒介する感染症の予防対策として、引き続き、各関係機関と連携しながら、日本紅斑熱、SFTSの感染予防の啓発用チラシを配布するなど、県民に正しい情報を提供していきます。
- ⑥ 結核対策については、関係施設と連携した会議や研修会を開催し、感染防止を呼びかけます。また、早期発見・早期治療に繋がるよう、健康診断を実施するとともに、患者が適切な治療を受けられるよう治療費の助成及び患者支援を行うとともに、結核病床の確保に努めます。



- ⑦エイズや肝炎については、引き続き、相談・無料検査を実施するとともに、検査の必要性について、県民に啓発を行います。さらに、肝炎検査の陽性者等に対し、適切な受診や定期検診につながるようフォローアップ事業を実施するとともに、初回検査や定期検査の補助を行います。
- ⑧予防接種については、三重県予防接種センターが円滑に運営できるよう支援するとともに、予防接種事故が起こらないよう、市町と連携して取り組みます。万が一、事故があった場合は、市町や医療機関等に対して、事故をなくすための注意喚起を行い、適正化に努めます。
- ⑨風しん対策について、妊娠を希望する女性やその同居者等について、抗体検査の費用助成を行うとともに、抗体価が低い方には、ワクチンを接種していただくよう啓発します。

\* 「○」のついた項目は、平成27年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 1 2 1

医師確保と医療体制の整備

【担当当局：健康福祉部医療対策局】

県民の皆さんとめざす姿

県内の全ての地域において、医師や看護師等の医療従事者の確保や、地域間、診療科目間等の医師の偏在解消が行われることと併せて、県民一人ひとりが医療機関を適切に受診することで、必要なときに安心できる質の高い医療サービスを受けられる環境が整っています。

平成 27 年度末での到達目標

減少傾向にある救急医療等を担う若手医師の確保に向けた仕組みを構築することなどにより、医師の不足・偏在解消に向けた取組や、看護職員の確保に向けた取組が進むなど、救急医療やへき地医療等を含む地域医療体制の整備が進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	活動指標の一部に未達成の項目があるものの、県民指標の目標値を達成したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【\*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
人口 10 万人あたりの病院勤務医師数	/	120.0 人 (23 年度)	122.9 人 (24 年度)	124.0 人 (25 年度)	1.00	124.0 人 (26 年度)
	118.6 人 (22 年度)	122.3 人 (23 年度)	127.6 人 (24 年度)	131.1 人 (25 年度)		/

目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方

目標項目の説明	人口 10 万人あたりの県内病院に勤務する常勤換算医師数
27 年度目標値の考え方	平成 22 年度に国が行った必要医師数実態調査結果で報告された、県内病院における必要求人医師数 312 人を最終的な目標とし、この 4 年間で 100 人増やすことをめざします。これを全国比較や県内保健医療圏ごとの比較が可能となる 10 万人あたりの医師数に換算し、5.4 人増やすことを目標値として設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
12101 医療分野の人材確保 (健康福祉部医療対策局)	県内の病院で後期臨床研修を受ける医師数	/	180 人	192 人	206 人	1.00	217 人
		167 人	181 人	196 人	206 人		/
	県内看護師養成施設卒業者の県内就業者数	/	644 人	651 人	658 人	0.92	665 人
		574 人	566 人	641 人	606 人		/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
12102 救急・へき地等の医療の確保 (健康福祉部医療対策局)	救急医療情報システムに参加する時間外診療可能医療機関数	/	593 機関	618 機関	643 機関	0.99	668 機関
		568 機関	576 機関	610 機関	634 機関		/
12103 医療の質の向上 (健康福祉部医療対策局)	医療相談件数	/	761 件	767 件	778 件	1.00	778 件
		755 件	746 件	804 件	819 件		/
12104 県立病院による良質で満足度の高い医療サービスの提供 (病院事業庁)	県立病院患者満足度	/	80.0%	80.0%	80.0%	0.94	80.0%
		73.9%	73.1%	71.3%	75.0%		/
12105 適正な医療保険制度の確保 (健康福祉部医療対策局)	市町が運営する国民健康保険の財政健全化率	/	37.9% (23年度)	58.6% (24年度)	65.5% (25年度)	0.47	69.0% (26年度)
		24.1% (22年度)	55.2% (23年度)	62.1% (24年度)	31.0% (25年度)		/

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	67,726	47,753	48,876	50,704	52,574
概算人件費	/	3,264	3,191	3,056	/
(配置人員)	/	(362 人)	(347 人)	(344 人)	/

**平成 26 年度の取組概要**

- ① 医師不足地域を含む県内複数医療機関をローテーションしながら専門医資格を取得できる地域医療支援センター\*後期臨床研修プログラムの募集を開始
- ② 各医療機関の女性が働きやすい勤務環境改善の取組を促すため、県による公的な認証制度である「女性が働きやすい医療機関認証制度」の制度設計を実施
- ③ 看護師確保対策として、修学資金の貸与(新規 41 名)、実習指導者養成講習会(69 名)、助産実習施設(6 施設)・小児母性実習施設(5 施設)への受入支援、養成所への運営支援(11 施設)を実施
- ④ 定着促進対策として、25 施設の病院内保育所に運営補助を行うとともに、新人看護職員の研修体制構築のため、体制整備支援(42 施設)、多施設合同研修事業(参加者延べ 1,389 名)、研修責任者研修(参加者 32 名)、教育担当者研修(66 名)、実地指導者研修(116 名)等を実施したほか、就労環境改善に係る看護管理者への研修を実施(第 1 回 68 名、第 2 回 88 名、第 3 回 25 名、合計 181 名)、及び雇用の質向上研修(第 1 回 119 名、第 2 回 59 名、計 178 名)を実施
- ⑤ 医療機関の勤務環境改善に向けた取組を総合的に支援する医療勤務環境改善支援センターを 8 月に開設し 36 件の相談対応を実施
- ⑥ ナースバンク登録の呼びかけにより 1,095 人の登録者を確保し、潜在看護職員等 455 人の再就業を斡旋(平成 27 年 3 月末現在)
- ⑦ 三重県の医療分野における魅力向上につなげるため、大学を中心とした学術的な交流を図ることをめざし、県内の各関係大学により構成する国際医療技術連携体制(M-MUSCLE\*)協議会を設置・開催
- ⑧ 公立大学法人三重県立看護大学が達成すべき目標として第二期中期目標(平成 27 年度~32 年度)を指示するとともに、自主的、自律的かつ効果的な大学運営を支援するため、業務運営に必要な経費を運営

## 費交付金として交付

- ⑨県内の救急医療体制を確保するため、救命救急センターおよび二次救急医療機関の運営、ドクターヘリの運航等について支援するとともに、県内2地域でICTを活用した救急患者搬送情報共有システム「MIE-NET」を試行
- ⑩休日、夜間に安心して受診できる体制を確保するため、救急医療情報システム「医療ネットみえ」の運営、かかりつけ医の必要性や適切な受診行動の普及啓発等を実施
- ⑪安心して産み育てる環境づくりのため、周産期母子医療センターの運営および設備整備等への支援、新生児ドクターカー（すくすく号）の運用、「みえ子ども医療ダイヤル」による電話相談を深夜帯（23時30分から翌朝8時00分）まで延長して実施
- ⑫二次保健医療圏単位で、市町の在宅医療・介護連携担当者との情報交換会（各地域2回）を行うとともに、在宅医療・介護関係者等の多職種を対象として、三重県在宅医療推進フォーラムや、県内各地の取組を共有するための事例報告会等を開催
- ⑬多職種の顔の見える関係づくりや、在宅医療の体制整備に向けた総合的な取組等を行う13市町へ支援を実施
- ⑭医師の在宅医療参入を促進するための研修会や、住民の在宅医療に対する理解を深めるための講演会等を郡市医師会単位で実施
- ⑮小児の在宅医療体制を強化するため、国の小児等在宅医療連携拠点事業を受託し（全国9都県）、地域における医療支援ネットワークの構築等を支援
- ⑯地方独立行政法人三重県立総合医療センターについては、適切な病院運営が行われるよう政策医療の提供に必要な経費の交付等を実施
- ⑰三重県医療安全支援センターの相談窓口において、819件の相談に対応するとともに、医療従事者等を対象に「医療機関における医療事故の取組」をテーマとした医療安全研修会を開催
- ⑱三重県医療安全支援センターの運営方針や、国の動きをふまえた県の取組方針等を協議するため医療安全推進協議会を開催
- ⑲医療機関向けの病床機能報告制度の説明会を8月に開催するとともに、県内8地域で、平成27年度からの地域医療構想策定のための協議の進め方等について、関係者との意見交換会を実施
- ⑳三重県国民健康保険広域化等支援方針に沿って、財政基盤が脆弱な市町国保の財政の安定化を図るため、市町国保の拠出により負担を共有する共同事業である保険財政共同安定化事業の拡充を推進するとともに、収納率の向上や医療費適正化に向けた市町の取組の支援を実施するほか、社会保障改革プログラム法により国保の財政運営の都道府県化が決定され、国と地方の協議の場である国保基盤強化協議会での議論が再開されたことからその動向について注視
- ㉑県立こころの医療センターにおいて、「入院医療中心から地域生活支援中心へ」という今後の精神科医療の方向性の中で、病院機能の再編を推進することとして、外来診療機能の充実とともに、訪問看護等のアウトリーチサービスや作業療法、デイケアといった日中活動支援等による地域生活支援を充実
- ㉒県立一志病院において、幅広い臨床能力を有する家庭医を中心とした医療の提供とともに、地域に最適な包括的で全人的な医療体制づくりのため、医師や看護師、ケアマネージャー、社会福祉協議会職員、保健師などの多職種が連携した取組の継続と、新たに、民生・児童委員などの地域住民の参画を得た取組を実施するなど、地域内の一層の環境づくりを推進
- ㉓県立志摩病院において、指定管理者による運営のもと、外来診療機能や救急患者受入態勢を拡充するとともに、一般病棟の稼働病床数を増加させる（132床→147床）など、志摩地域における中核病院として診療体制の段階的な回復を推進

**平成 26 年度の成果と残された課題（評価結果）**

- ① 今後、県内での勤務開始が見込まれる医師修学資金貸与者等の若手医師の県内定着と偏在解消を進めることを目的に、後期臨床研修プログラムの募集を開始し、修学資金貸与者等に個別面談等を実施した結果、8名がプログラムに基づく研修を開始することとなったところであり、今後、引き続き、プログラムの活用に向けて取り組んでいく必要があります。
- ② 看護職員確保対策検討会での議論をふまえ、看護職員確保対策の取組の方向性について検討を行いました。さらに具体的な取組について継続的に検討を進めていく必要があります。特に、助産師については、人口 10 万人あたりの就業者数が全国平均を大きく下回っていることから、総数の確保とともに、就業先の偏在是正等が求められています。
- ③ 医療勤務環境改善支援センターを 8 月に開設し、各医療機関に対して相談支援を実施しましたが、さらなる周知を図り、勤務環境改善の仕組みの導入を進めるとともに、「女性が働きやすい医療機関認証制度」の運用を開始する必要があります。
- ④ 三重県ナースセンターにおいて、引き続きハローワーク等との連携を強化するとともに、求人医療機関の情報を十分に把握するなど、きめ細かな就業斡旋を実施していくことが必要です。
- ⑤ 県内外から医療従事者を呼び込み、県内定着につなげるため、県内の各関係大学により構成する国際医療技術連携体制（M—MUSCLE）協議会での議論をふまえ、各大学間の連携を図りながら、海外大学との連携を進めていく必要があります。
- ⑥ 公立大学法人三重県立看護大学について、運営費交付金を交付するなど必要な支援を行った結果、大学は適切に運営されています。今後、県が策定した第二期中期目標の達成に向けて、効果的、効率的な大学運営を行えるよう自主性・自律性に配慮しつつ支援を行う必要があります。
- ⑦ ドクターヘリの出動回数は前年度と同程度ですが、救急現場出動回数が増加しています（378 回、前年度比 26 回増、うち現場出動回数 290 回、前年度比 53 回増）。一方、出動の増加に伴う重複要請に対応するため、他県との相互応援による広域連携体制を構築する必要があります。また、救急患者搬送情報共有システム「MIE—NET」については、中勢伊賀地域、伊勢志摩地域での本格的な運用に向けた準備を進めており、今後速やかに開始する必要があります。
- ⑧ 新規開業医等に対し、救急医療情報システムへの参加を働きかけた結果、時間外診療が可能な医療機関が 32 機関増加しましたが、廃業により 8 機関減少しました。休日、夜間に安心して受診できる体制を確保するため、救急医療情報システムへの参加を働きかけていく必要があります。また、救急医療に対する理解を深め、一人ひとりの受診行動等を変えるため、継続した啓発活動を行う必要があります。
- ⑨ 安心して産み育てる環境づくりについて、周産期母子医療センターのうち 3 病院の運営を支援するとともに、1 病院の設備整備を支援しました。また、新生児ドクターカー（すくすく号）を総合周産期母子医療センターに配備し運用しました。リスクの高い出産を担う周産期母子医療センターの運営や設備整備を引き続き支援するとともに、重症の新生児の救急搬送に対応していく必要があります。また、「みえ子ども医療ダイヤル」の相談時間を深夜帯まで延長して実施しており、相談件数が増加しています（8,802 件、前年度比 2,636 件増）。深夜帯の相談件数が全体の 25% 程度あることから、今後も引き続き、深夜帯への対応を実施していく必要があります。
- ⑩ 各市町において、多職種による在宅医療・介護連携の取組が進んできていますが、その進捗状況にはばらつきがあることから、本県における在宅医療体制の枠組み（フレームワーク）を作成し、それに基づき支援を実施するとともに、地域包括ケアシステムの構築を見据え、各市町が迅速かつ的確に対応することができるよう支援していく必要があります。
- ⑪ 小児在宅医療について、国の小児等在宅医療連携拠点事業を受託し、桑名市、鈴鹿市をモデル地区として地域の多職種による連携体制の構築に取り組みました。今後、モデル地区での取組を全県的な取組として展開していく必要があります。

- ⑫地方独立行政法人三重県立総合医療センターについては、法人による自主的・自律的な経営のもと最新鋭のMRI（磁気共鳴画像）装置が導入されるなど、診療機能の充実が図られました。今後、県が設置した評価委員会による評価結果等をふまえ、法人への支援を行う必要があります。
- ⑬医療安全支援センターにおいて、医療に関する患者・家族等からの相談や苦情に応じることで、患者・家族等と医療機関との信頼関係の構築を支援していく必要があります。また、県内医療機関における医療安全体制の強化を図っていく必要があります。
- ⑭平成27年10月から、医療事故が発生した医療機関において院内調査を行い、その調査報告を民間の第三者機関（医療事故調査センター）が収集・分析することで、再発防止につなげる「医療事故調査制度」がはじまることから、県内で円滑に運用できるよう対応を検討していく必要があります。
- ⑮地域医療構想等に関する関係者との意見交換会において、地域医療構想調整会議の設置については県内8地域できめ細かに議論を進めていくことで理解を得たことから、地域医療構想の策定を進めていく必要があります。また、地域における医療及び介護の総合的な確保に向け、地域医療介護総合確保基金を有効に活用し、必要な事業を実施していく必要があります。
- ⑯三重県国民健康保険広域化等支援方針に沿って、市町国保における保険財政共同安定化事業の拡充を推進するとともに、収納率の向上や医療費適正化に向けた市町の取組を支援しました。引き続き、市町国保における広域化に向けた事業を推進するとともに、平成30年度の国民健康保険の財政運営の都道府県化が決定したことから、市町との適切な役割分担等のあり方について、市町や関係機関と検討する必要があります。
- ⑰県立県営の2病院については、各病院の役割やニーズに応じた医療の提供とともに、経営面においても一定の健全性を確保しました。引き続き適切な病院運営に努めていく必要があります。
- ⑱県立志摩病院については、指定管理者による運営のもと、診療体制の一層の回復を図っていく必要があります。

## 平成27年度の改善のポイントと取組方向

【健康福祉部医療対策局 次長 松田 克彦 059-224-2326】

- ①三重大学及び各関係医療機関と連携し、新専門医制度の見直し状況も見据えながら、医師修学資金貸与者等に後期臨床研修プログラム活用の働きかけを進め、若手医師のキャリア形成支援と一体的に、医師の地域偏在の解消につなげていきます。
- ②看護職員確保対策検討会での議論をふまえ、医療対策局に「看護師確保対策監」を設置し、総合的な看護職員確保対策に取り組むとともに、実施事業をフォローアップし、さらに必要な課題について検討を進めていきます。また、助産師については、総数を確保しつつ、就業先の偏在是正や助産実践能力強化に向けて助産師出向システムの導入を進めるとともに、院内助産や助産師外来といった、助産師が医療機関においてモチベーションを持って正常分娩を担当できる体制構築に対する支援を行います。
- ③看護職員や女性医師等の就労環境改善に向け、医療勤務環境改善支援センターにおいて、計画的に勤務環境改善に取り組む医療機関に対して引き続き支援を行うとともに、医療機関の主体的な取組を促進するため、「女性が働きやすい医療機関認証制度」を実施します。
- ④看護職員の確保については、引き続き、三重県ナースセンターが求人側の勤務環境を十分把握し、ハローワーク等と連携して、求職者への就業斡旋を実施します。また、平成27年10月から始まるナースセンターへの免許保持者の届出制度について、円滑な導入に向けた取組を進めていきます。
- ⑤県内の各関係大学により構成する国際医療技術連携体制（M—MUSCLE）協議会での議論をふまえ、各大学間の連携を図りながら、海外大学との連携を進めます。
- ⑥公立大学法人三重県立看護大学について、県が策定した第二期中期目標の達成に向けて、法人が作成した中期計画及び年度計画に基づいて適切な大学運営が行われるよう必要な支援を行います。



- ⑦ドクターヘリの広域連携について、和歌山県との相互応援、奈良県との共同運用の基本協定の締結をめざします。また、「M I E - N E T」について、試行の検証結果をふまえて必要な改善を行い、モデル地域において本格的な運用を行います。
- ⑧救急医療情報システムへの時間外診療可能医療機関の参加促進について、県医師会等の関係機関と連携して新規開業医を中心に働きかけを行います。また、救急医療に対する県民の理解を深めるため、「みんなで守ろう！三重の医療」キャンペーンを実施し、かかりつけ医を持つことや適切な受診等について啓発を行います。
- ⑨重症の新生児に対し、高度で専門的な医療を提供するため、周産期母子医療センターの運営、設備整備を支援するとともに、新生児ドクターカー（すくすく号）を引き続き運用します。また、「みえ子ども医療ダイヤル」について、深夜帯の相談に対応できる体制を維持します。
- ⑩在宅医療・介護連携の充実については、本県における在宅医療体制の枠組み（フレームワーク）を示し、必要な支援を実施するとともに、医師を対象とした、かかりつけ医の機能強化を図るための研修の実施など、地域の実情・特性に応じた地域包括ケアシステムの整備に資する事業に取り組みます。
- ⑪小児在宅医療について、全県的な取組に向けての議論を展開するため、市町に対し、これまでのモデル地区での取組状況についての情報提供を行うとともに、地域の関係機関の連携体制構築に向けた取組に対し支援します。また、モデル地区での取組のフォローアップを行います。
- ⑫地方独立行政法人三重県立総合医療センターについて、中期計画及び年度計画に基づき、適切な病院運営が行われるよう必要な支援を行います。
- ⑬医療の相談や苦情に迅速かつ的確に対応できるよう相談内容を分析し、さらなる相談体制の充実を図ります。また、県内医療機関における医療安全体制の整備について必要な支援を行います。
- ⑭「医療事故調査制度」について、平成 27 年 3 月に公表された国の「医療事故調査制度の施行に係る検討会」の取りまとめ結果等をふまえつつ、医療安全推進協議会等において、医療事故調査に必要な支援を行う県内の支援団体（県医師会、大学病院等）のあり方等を協議し、対応方針を検討していきます。
- ⑮平成 27 年 3 月に厚生労働省から示された地域医療構想策定ガイドラインに基づき、病床機能報告制度による医療機関からのデータ等を分析するとともに、地域医療構想調整会議を策定段階から設置し、関係者の議論をふまえつつ、また、地域の医療提供体制において果たすべき県立病院の役割を明確にしつつ地域医療構想を策定します。併せて、医療・介護関係者から幅広く意見を求め、地域医療介護総合確保基金にかかる平成 27 年度県計画を策定し、必要な事業を実施していきます。
- ⑯三重県国民健康保険広域化等支援方針に沿って、市町の財政の安定化のため、引き続き収納率の向上や地域医療構想と整合した医療費の適正化などの市町の取組を支援します。また、平成 30 年度の国民健康保険の財政運営の都道府県化に伴う市町との適切な役割分担等のあり方について、市町や関係機関と検討を行います。
- ⑰県立こころの医療センターについては、精神科救急・急性期医療などの政策的医療やアルコール依存症治療、認知症治療などの高度先進医療、さらには、精神疾患に悩む若者に対する早期介入・早期支援を進めるとともに、訪問看護等のアウトリーチサービスや作業療法、デイケアといった日中活動支援等による地域生活支援をより一層充実させるべく取り組んでいきます。
- ⑱県立一志病院については、家庭医療を提供するとともに、地域に最適な包括的で全人的な医療体制づくりに必要な多職種連携の取組において、地域住民の参画が得られるよう取り組んでいきます。
- ⑲県立志摩病院については、志摩地域の医療体制の充実に向け、指定管理者と連携しながら、引き続き診療体制の回復に取り組んでいきます。

\* 「○」のついた項目は、平成 27 年度に特に注力するポイントを示しています。



施策 1 2 2

がん対策の推進

【主担当部局：健康福祉部医療対策局】

県民の皆さんとめざす姿

がんの予防・早期発見から治療・予後までのそれぞれの段階に応じたがん対策が進み、がんにかかる人やがんで亡くなる人が減少しています。

平成 27 年度末での到達目標

県民の皆さん、NPO、企業、医療機関、市町等が連携してがん対策に取り組むことにより、がんに対する意識やがん検診受診率および検診精度の向上が見られ、がんの予防・早期発見が進んでいます。また、がんに対する医療体制や、がん患者とその家族に対する相談支援体制などを強化することにより、がん患者の療養生活の質が向上しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標値に到達していないものの概ね減少傾向にあり、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【\*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
75 歳未満の人口 10万人あたりのがんによる死者数 (年齢調整後)	/	74.5 人 (23 年)	71.6 人 (24 年)	69.8 人 (25 年)	0.93	66.0 人以下 (26 年)
	77.4 人 (22 年)	78.5 人 (23 年)	73.5 人 (24 年)	75.2 人 (25 年)		/
目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	国が策定したがん対策推進基本計画の主目標の一つであり、がんによる 75 歳未満の死亡状況について、年齢構成の異なる地域間の死亡状況が比較できるよう年齢構成を調整した県の人口 10 万人あたりの死亡者数					
27 年度目標 値の考え方	三重県がん対策戦略プランにおいて、75 歳未満の人口 10 万人あたりのがんによる死亡者数（年齢調整後）は、国平均値よりも 1 割以上減少させることを目標としています。国のがん対策推進基本計画中間報告において、平成 27 年の死亡者数を 73.9 人以下としていることから、目標値をその 1 割以上低い 66.0 人として設定しました。					

活動指標		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
						目標値 実績値
12201 がん 予防・早期発 見の推進 (健康福祉部 医療対策局)	がん検診受診 率 (乳がん、 子宮頸がん、 大腸がん)		乳がん 24.4% 子宮頸がん 28.8% 大腸がん 24.2% (23年度)	乳がん 28.0% 子宮頸がん 30.9% 大腸がん 27.9% (24年度)	乳がん 26.9% 子宮頸がん 33.0% 大腸がん 29.5% (25年度)	乳がん 1.00 子宮頸がん 1.00 大腸がん 1.00
		乳がん 20.8% 子宮頸がん 26.7% 大腸がん 20.5% (22年度)	乳がん 19.8% 子宮頸がん 28.3% 大腸がん 23.4% (23年度)	乳がん 18.8% 子宮頸がん 30.9% 大腸がん 24.0% (24年度)	乳がん 33.4% 子宮頸がん 51.6% 大腸がん 30.0% (25年度)	
12202 がん 治療・予後対 策の推進 (健康福祉部 医療対策局)	がん診療に携 わる医師に対 する緩和ケア 研修修了者数 (累計)		681人	804人	916人	0.69
		557人	673人	783人	875人	

\*地域保健・健康増進事業報告におけるがん検診受診率の算定方法は、これまで年齢制限がありませんでしたが、平成25年度から40歳から69歳(子宮頸がんは20歳から69歳)までとされており、本県においても本算定方法により算定しています。

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	183	155	184	98	215
概算人件費		36	37	36	
(配置人員)		(4人)	(4人)	(4人)	

### 平成26年度 of 取組概要

- ①がん検診の受診率向上の取組を促進するため、7市町に対し補助するとともに、市町の意識の向上を図るため、市町がん担当者会議において受診率向上に係る県内外の好事例を共有
- ②地域がん登録のデータ集積(登録届け出数15,323件、延べ登録届け出数74,736件：平成27年3月末現在)をするとともに、地域がん登録の精度向上をめざし、がん登録者向けの研修会を3回実施(受講者数46名)
- ③がん診療連携拠点病院等の協力を得て、緩和ケア研修を7回実施(受講者数92名)
- ④がん患者の治療と仕事の両立を支援するため、県がん相談支援センターを窓口、社会保険労務士による就労相談を9月末から実施(相談8件：平成27年3月末現在)
- ⑤がん教育のモデル事業として、ワーキンググループを立ち上げ教材等の検討を行い、津市内の小学校2校(103名)において出前授業を実施
- ⑥平成26年4月施行の「三重県がん対策推進条例」に基づき、県民運動として、がん診療連携拠点病院等の医療機関や、がん推進に係る協定締結企業等と連携して、がん征圧月間(9月)にあわせた啓発イベントを実施
- ⑦国から示された「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」をふまえ、県全体のがん医療提供体制の充実に向けた検討を実施

## 平成 26 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①がん検診の受診率向上が見られた市町では、特定健診との同時実施や受診対象者に対する個別の受診勧奨の取組が有効であったと考えられます。今後さらに検証を進めるとともに、他市町のがん検診においても、これらの取組が展開されるよう働きかけていく必要があります。
- ②地域がん登録に集積されたデータは、精度基準を概ね満たしています。引き続きデータ収集、集計の取組を進めるとともに、がん登録実務研修を実施し、がん登録の精度の維持向上をさらに促進する必要があります。
- ③緩和ケア研修の受講について、新たにごがん医療連携推進病院に指定された医療機関などへ働きかけましたが、受講者数は充分ではありません。各がん診療連携拠点病院等の協力を得ながら、未受講者へ働きかける必要があります。また、患者・家族が適切な時期に緩和ケアを受けることができるよう、緩和ケアに対する正しい知識の普及が必要です。
- ④がん患者の治療と仕事の両立を支援するため、社会保険労務士による就労相談を実施し、がん患者の就労ニーズの把握に努めました。今後も、就労相談を実施するとともに、就労相談支援のあり方について検討する必要があります。また、就労支援を進めるためには、事業所側に対し、がん患者への理解を求める取組が必要です。
- ⑤児童を対象としたがん教育について、実施した小学校から、がんに対する理解が進んだとの評価を受けました。引き続きモデル事業に取り組み、がん教育教材がより汎用性の高いがん教育のツールとして活用できるよう教育委員会とともに検討する必要があります。
- ⑥県民運動を通じ、医療機関や企業のがん対策に対する活動を県民に発信できました。今後とも、医療機関、企業、関係機関・団体と連携して、がん対策に対する県民の理解を深めるための取組を充実させる必要があります。
- ⑦国のがん診療連携拠点病院の指定要件の見直しに合わせ、県のがん医療提供体制のあり方について整理を行いました。今後、県内のがん患者が、標準的・集学的治療をその居住する地域に関わらず受けられるよう、地域での医療連携体制や在宅医療のあり方について検討していく必要があります。

## 平成 27 年度の改善のポイントと取組方向

【健康福祉部医療対策局 次長 松田 克彦 059-224-2326】

- ①各種がん検診における受診率向上の取組が一層拡大するよう、特定健診との同時実施など、県内外の好事例をとりまとめ、各市町のがん検診への導入を働きかけます。
- ②平成 28 年 1 月のがん登録の法施行をふまえ、大学と連携して引き続き精度の高いがんの罹患情報の収集・集計に取り組むとともに、報告書としてまとめたデータを市町、医療機関へ情報提供します。
- ③がんと診断された時からの緩和ケア体制の充実に向けて、がん診療連携拠点病院等の緩和ケア研修について、管理者及びがん診療に携わる医師の受講を、各医療機関に対して個別に働きかけていきます。また、がんと診断された時からの緩和ケアの有用性について、健康教育等により県民への普及啓発を図ります。
- ④がん患者の就労相談を実施するとともに、がん患者の就労実態をもとに、医療機関や事業所等と連携した支援体制について検討します。また、がん患者の治療と仕事の両立が支援できる環境を整備するため、事業所関係者に向けてがんの正しい知識の普及に努めます。
- ⑤がん教育については、検証結果をふまえて学校教育現場での本格実施に向け、医療関係者や教育関係者と検討を進める一方、モデル校を広げていきます。さらに、中学校における実施に向け教材作成に取り組めます。
- ⑥がん対策に対する県民の理解を深めるため、「三重県がん対策推進条例」に基づき、幅広く企業、関係機関・団体に呼びかけ、がん検診やがんの正しい知識の普及啓発を各種イベント等を通じて進めます。

○⑦がん診療連携拠点病院を中心とした新しいがん医療提供体制の整備を進め、がん医療の一層の充実に努めます。

\* 「○」のついた項目は、平成27年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 1 2 3

こころと身体 の健康対策の推進

【主担当部局：健康福祉部医療対策局】

県民の皆さんとめざす姿

健康づくりから病気の予防・早期発見・治療・予後までの一連の健康対策が進み、県民一人ひとりに、適正な生活習慣が身につくことにより、生涯を通じて健康的な生活を送っています。また、県民の皆さんが生活習慣病や難病等の病気のと看も、適切な治療や支援を受けています。

平成 27 年度末での到達目標

地域の実情に応じて、県民の皆さん、NPO、企業、学校、市町等が連携してこころと身体 の健康づくりに取り組むことにより、自殺者数の減少や特定健康診査受診率の向上、歯科疾患の改善がみられ、県民一人ひとりの健康の増進と生活習慣の改善が進んでいます。また、生活習慣病患者や難病患者等に対する切れ目のない医療連携体制の充実や医療費助成などにより、安心して療養できる体制の整備が進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標及び活動指標は、いずれも目標の 95%以上を達成していることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【\*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
健康寿命		男 77.4 歳 女 80.7 歳 (23 年)	男 77.6 歳 女 81.0 歳 (24 年)	男 77.8 歳 女 80.9 歳 (25 年)	男 0.99 女 0.99	男 78.1 歳 女 81.5 歳 (26 年)
	男 77.1 歳 女 80.4 歳 (22 年)	男 77.1 歳 女 80.1 歳 (23 年)	男 77.4 歳 女 80.2 歳 (24 年)	男 77.4 歳 女 80.3 歳 (25 年)		
目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	国が定めた国民健康づくり運動「健康日本 21」の目的の一つであり、県民の皆さんが日常的に介護を必要とせず自立して心身ともに健康的な日常生活を送ることができる期間					
27 年度目標 値の考え方	本県における健康寿命の過去 10 年間の推移をもとに、伸び率が最も高かった 5 年間（平成 17～21 年）の 1 年あたりの平均伸び率（男性 0.250 歳、女性 0.275 歳）を、計画期間内において実現することを目標値として設定しました。					

活動指標		23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
		12301 健康づくり活動の推進 (健康福祉部 医療対策局)	8020 運動推進員数	222人	249人 225人	276人 279人	305人 306人
12302 こころの健康づくりの推進 (健康福祉部 医療対策局)	自殺対策に係るネットワーク組織を設置している地域数	6地域	7地域 9地域	9地域 9地域	9地域 9地域	1.00	9地域
12303 生活習慣病・難病対策の推進 (健康福祉部 医療対策局)	特定健康診査受診率	39.2% (22年度)	43.2% (23年度) 41.1% (23年度)	47.1% (24年度) 44.6% (24年度)	49.8% (25年度) 47.5% (25年度)	0.95	55.0% (26年度)

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	2,667	2,735	2,760	2,967	3,531
概算人件費		370	487	453	
(配置人員)		(41人)	(53人)	(51人)	

**平成26年度の取組概要**

- ①ソーシャルキャピタル(人々の信頼関係や結びつき)を活用した健康づくり推進のため、市町職員、健康づくりに関する関係職員等が参加する「地域の健康づくり研究会」を2回開催
- ②働く世代を対象とした、食塩の摂取過剰の改善や薄味の定着をめざし、「食塩エコ 社員食堂節塩モデル事業」を県内企業で実施(1企業、5日間)
- ③全国健康保険協会三重支部と、「三重県民の健康づくりの推進に向けた包括的連携に関する協定」を9月に締結するとともに、特定健診受診率向上のため、市町が実施するがん検診との同時実施について5市へ働きかけを実施
- ④歯科口腔保健対策は、歯科医師11人が小学校、児童相談所において要保護児童スクリーニング指標(MIES\*)を活用するとともに、小学校2校においてフッ化物洗口の取組を開始
- ⑤自殺対策として、若年層を対象にした自殺予防教育(7回)や、中高年層を対象とした出前講座(10回)、メンタルパートナー指導者を対象にしたフォローアップ研修(2回)を実施するとともに、自殺未遂者の再企図を防ぐための取組を実施するため、関係者間での検討会を実施(2回)
- ⑥難病対策の新制度が1月から施行され、約14,000人(平成27年3月末現在)に医療受給者証を交付するとともに、難病の治療等を行う「指定医療機関」を約1,700機関、診断書を記載することができる「指定医」を約1,600名登録

**平成26年度の成果と残された課題(評価結果)**

- ①「地域の健康づくり研究会」を開催して、ソーシャルキャピタルが健康に与える関係性について関係者の認識を深めました。今後は、県内外の先駆的な取組事例について情報収集を行い、関係者間で共有して健康づくり活動の実践につなげる必要があります。

- ②糖尿病など生活習慣病の増加に対応するため、企業などと連携して、健康に配慮した食生活の実践についての普及啓発に取り組みました。今後は、糖尿病の発症予防や重症化予防に取り組む必要があります。
- ③全国健康保険協会三重支部と締結した健康づくりの協定に基づき、特定健康診査、がん検診の受診率向上やたばこ対策に取り組むなど、関係団体等と連携した健康づくりの取組を進める必要があります。
- ④歯科口腔保健対策については、学校や歯科医師会など地域の関係者の協力を得て、小学校においてフッ化物洗口の取組を始め、関係者と課題の抽出、明確化を図りました。また、要保護児童スクリーニング指標（MIES）については、歯科医師が学校医として活用し普及を図りました。今後は高齢化が進む中、在宅における歯科医療のニーズをふまえた対応が必要です。
- ⑤自殺対策では、全体としては自殺者数の減少傾向がみられるものの、増加傾向にある若年層や、自殺者数が多い中高年層に対するメンタルヘルス対策などの取組が必要です。また、自殺未遂者の再企図を確実に防ぐための効果的な取組をモデル的に実施し、関係者間で定期的な情報共有・支援の場の設定や、対応できる人材養成を進める必要があります。
- ⑥難病対策の新制度が施行されたことに伴い、難病患者が良質で適切な医療が受けられるよう、医療機関や関係機関・団体等と連携して医療提供体制の確保や療養生活環境の整備を図る必要があります。

#### 平成 27 年度の改善のポイントと取組方向

【健康福祉部医療対策局 次長 松田 克彦 059-224-2326】

- ①ソーシャルキャピタルを活用した健康づくりの取組が各地域で展開されるよう、「地域の健康づくり研究会」への幅広い関係者の参加を呼びかけ、健康づくり活動の成功事例を検証して、その結果をふまえたモデル的な取組が展開されるよう支援していきます。
- ②県内企業の働く世代への取組の強化を図ることにより、糖尿病予備群の増加の防止や重症化予防への働きかけを積極的に行います。
- ③地域保健のスタッフを対象にした研修や、全国健康保険協会三重支部が企業を対象に実施するセミナー等において、健康づくりに関する知識や情報の普及を進めます。
- ④歯科口腔保健対策については、「みえ歯と口腔の健康づくり条例」に基づき、小学校等におけるフッ化物洗口、MIESの定着や普及・拡大に向けて関係団体等と連携して組織的、計画的に取組を進めます。また、在宅における歯科医療ニーズに対応するため、各地域で展開する地域包括ケアシステムの取組において、関係機関・団体、市町等と連携を図り取組を進めます。
- ⑤自殺対策については、メンタルパートナーを対象としたステップアップ研修を実施し、関係機関と連携して身近な人のこころの健康に気づき、支援できる人材育成に取り組めます。また、自殺未遂者の再企図防止モデル事業を実施するとともに、医療機関等と連携した自殺未遂者ケアに対応できる人材育成のための研修実施などの取組を進めます。
- ⑥平成 27 年 7 月から、指定難病が 306 疾病に拡大されます。難病患者が良質で適切な医療を受けられるよう、医療費助成など円滑な制度の運営に取り組むとともに、「新・難病医療拠点病院」を指定して、難病患者を支える医療提供体制の整備に努めます。また、難病患者の療養や日常生活での不安の解消を図るなど、きめ細かな相談・支援を行うため、難病相談・支援センターにおいて、ハローワーク、障害者就業・生活支援センターなど関係機関と連携を強化し、生活・療養相談、就労相談体制の充実を図ります。

\* 「○」のついた項目は、平成 27 年度に特に注力するポイントを示しています。





施策 131

犯罪に強いまちづくり

【主担当部局：警察本部】

県民の皆さんとめざす姿

地域社会における絆と人びとの高い規範意識が相まって、犯罪の起きにくい社会が構築されています。また、社会全体で犯罪被害者等に対する支援が行われています。

平成 27 年度末での到達目標

県民に強い不安を与える凶悪犯罪や県民の身近で発生する街頭犯罪等が、地域と一体となった犯罪抑止活動、検挙活動等により減少しています。また、社会全体で犯罪被害者等を支援する機運が高まっています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標値を達成しましたが、活動指標は達成率が約 93%であったことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【\*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	目標達成 状況	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値		目標値 実績値
刑法犯認知件数	22,215 件	21,900 件以下 21,493 件	21,300 件以下 19,726 件	21,000 件以下 17,550 件	1.00	21,000 件以下
目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	刑法犯（道路上の交通事故に係る危険運転致死傷、業務上（重）過失致死傷および自動車運転過失致死傷を除く）について、1 年間に被害の届出や告訴・告発を受理等した件数					
27 年度目標値の考え方	刑法犯認知件数が急増した平成 13 年より前の治安水準をめざすこととし、現状値も加味した上で、刑法犯認知件数を 21,000 件以下とすることを目標として設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	目標達成 状況	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値		目標値 実績値
13101 みんなで進める 犯罪に強いまちづくり の推進（警察本部）	街頭犯罪等の認知件数	3,641 件	3,200 件以下 3,458 件	3,200 件以下 3,359 件	3,200 件以下 2,745 件	1.00	3,200 件以下
13102 犯罪の徹底検挙 と抑止のための活動強化 （警察本部）	凶悪犯の検挙率	71.6%	80.0% 73.0%	80.0% 70.8%	80.0% 86.7%	1.00	80.0%
13102 犯罪の徹底検挙 と抑止のための活動強化 （警察本部）	主な侵入犯罪の 検挙人員	194 人	210 人 193 人	210 人 189 人	210 人 193 人	0.92	210 人

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
13103 組織犯罪対策の 推進（警察本部）	暴力団検挙人員		280人	280人	280人	0.65	280人
		250人	216人	181人	182人		
13104 犯罪被害者等支 援対策の充実（警察本部）	犯罪被害者等支 援の理解者数		3,500人	3,500人	3,500人	1.00	3,500人
		2,603人	4,284人	3,314人	7,309人		
13105 県民の安全を守 る活動基盤の整備 （警察本部）	交番・駐在所施 設の充実度		40.0%	41.0%	42.0%	1.00	43.0%
		38.8%	40.0%	41.0%	42.5%		

（単位：百万円）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	3,945	3,428	3,443	4,026	3,846
概算人件費					
（配置人員）					

### 平成 26 年度の取組概要

- ①地域における自主防犯活動の活性化を図るため、関係機関、団体等と連携し、防犯活動物品の配布や犯罪情報・地域安全情報の提供等の支援を推進（防犯ボランティア 16 団体に防犯活動物品を配布）
- ②街頭犯罪や子ども・女性を対象とする犯罪等を抑止するため、街頭緊急警報装置を整備（24 基）するとともに、犯罪被害から子どもを守るため、チャイルドガーディアン\* 9 名を警察署等に配置し、地域の各機関・団体の活動を一体化させ、組織力を結集した見守り活動を実施
- ③少年の非行防止と健全育成を図るため、大学生ボランティア等と連携した非行少年等の立ち直り支援活動などを推進（「少年の居場所づくり」を 12 回実施）
- ④サイバー空間の安全・安心を確保するため、民間事業者の知見を活用したサイバー犯罪捜査を推進するとともに、官民一体となった効果的な広報啓発活動を推進
- ⑤県民に強い不安を与える凶悪犯罪や侵入犯罪等の早期かつ徹底検挙に向け、組織の総合力を発揮した初動捜査及び綿密な現場鑑識活動の実施による証拠資料の収集・確保、DNA 型鑑定や各種捜査支援システムの積極的な活用による捜査の科学化、窃盗犯捜査体制の強化（刑事部捜査第三課の新設）等を推進（平成 26 年 11 月 21 日、鈴鹿市住吉地内における銀行強盗事件を検挙）
- ⑥暴力団等犯罪組織を壊滅するため、あらゆる法令を駆使した戦略的な取締りや暴力団対策法及び三重県暴力団排除条例の適用による社会全体での暴力団排除を推進（平成 27 年 1 月 24 日、「大門地区不当要求拒否宣言の街」を設立）
- ⑦社会全体で犯罪被害者等を支援する機運を醸成するため、関係機関・団体と連携した各種広報・啓発活動を実施（「命の大切さを学ぶ教室」を 20 校で開催、「犯罪被害者支援を考える集い」を開催、「犯罪被害者支援キャラバン隊」が熊野市、御浜町、紀宝町の 3 市町を訪問）
- ⑧警察活動を支える基盤施設の整備を図るため、地域における「生活安全センター」としての交番・駐在所の機能を強化するとともに、地域住民の利便性の向上を考慮し、建て替え整備を推進（駐在所 3 か所を建て替え）

## 平成 26 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①「安全で安心な地域社会の実現」に向けて、県民の皆さんと連携・協働した活動を推進した結果、平成 26 年中の刑法犯認知件数は、平成になってから最少を記録しました。その一方で、ストーカー事案・配偶者暴力事案の認知件数や特殊詐欺の被害額が過去最高を記録し、また、子ども・女性が被害者となった性犯罪やその前兆事案である声掛け・つきまとい事案等が多発するなど、日常生活に潜む脅威が急速に拡大しています。県民の皆さんが、安全・安心を実感できる地域社会を実現するため、引き続き、地域と一体となった犯罪抑止活動や検挙活動を強化する必要があります。
- ②犯罪被害から子どもを守るため、警察と学校、関係機関・団体との連携を強化し、統一的な活動を促進する「チャイルドガーディアンみえ推進事業」を推進し、全ての警察署管内でネットワーク化を図りました。今後は、本事業の定着化と活性化に取り組む必要があります。
- ③大学生ボランティア等と連携した非行少年等の立ち直り支援活動などを推進しました。非行少年は減少していますが、再犯者率が 3 割以上と高い数値を示していることから、非行防止と健全育成対策の推進、居場所づくり活動による立ち直り支援の充実強化を図る必要があります。
- ④サイバー犯罪対策課を新設し、サイバー犯罪対策の強化を図った結果、検挙件数が大幅に増加しました。その一方で、サイバー犯罪に関する相談件数は増加、また、インターネットバンキング不正送金事犯の認知件数や被害額が急増しており、サービスを提供する金融機関やサービスを楽しむエンドユーザーに対するセキュリティ対策を進める必要があります。
- ⑤凶悪犯罪の検挙率は 86.7%であり、目標値 80.0%を 6.7 ポイント上回りました。その一方で、主な侵入犯罪の検挙人員は前年と同水準を維持しましたが、目標値に達していません。迅速・的確な初動捜査や客観証拠を重視した捜査を徹底し、検挙につなげていく必要があります。
- ⑥暴力団の活動の潜在化・巧妙化により、事件の端緒把握が困難となっている中、検挙人員は前年と同水準を維持しましたが、目標値に達していません。実態解明の更なる徹底を図り、事件検挙につなげていく必要があります。
- ⑦「命の大切さを学ぶ教室」の受講者約 7,500 人にアンケート調査を実施した結果、約 98%が「命を大切にしなければならない」、約 97%が「被害者や遺族の人たちは、大変な思いをしている」と回答しており、命の大切さや被害者等が置かれている現状に対する理解が深まっています。社会全体で犯罪被害者等を支援する機運を高めるため、引き続き、犯罪被害者等への配慮や支援への意識を醸成するとともに、犯罪を起こしてはならないという規範意識と犯罪の被害に遭わないという防犯意識の高揚に取り組む必要があります。
- ⑧交番・駐在所の建て替え整備に当たっては、老朽化が進み、狭隘な施設を重点に、地域住民の利便性の向上を図っていく必要があります。

## 平成 27 年度の改善のポイントと取組方向 【警察本部 警務部首席参事官 堀 主邦 059-222-0110】

- ①犯罪多発箇所における顕示性の高いパトロールはもとより、地域住民、防犯ボランティア団体等と連携し、犯罪発生状況に応じたタイムリーな情報提供を行うなど、地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策を展開します。特に、性犯罪やその前兆事案である声掛け、つきまとい事案等が多発する地区等に街頭防犯カメラを設置するなど、犯罪被害から子どもや女性を守るための環境整備を推進します。また、「チャイルドガーディアンみえ推進事業」では、ネットワークの更なる拡充を図るとともに、自主的活動を促進します。

- ②地域における自主防犯活動の活性化を図るため、関係機関・団体等と連携し、防犯活動物品の配布や犯罪情報・地域安全情報の提供等の支援を推進します。また、深刻化する特殊詐欺に対しては、金融機関と連携した水際対策や県民の警戒心を向上させる広報啓発活動はもとより、実行役の検挙と突き上げ捜査を強化するなど、特殊詐欺の撲滅に取り組みます。
- ③深刻化するストーカー事案や配偶者暴力事案に対しては、加害者の検挙措置等のもとより、被害者等の保護を最優先とした一時避難に伴う支援や警戒監視システム等を用いた保護対策を強化するなど、被害の未然防止・拡大防止を図ります。
- ④大学生ボランティア等による「少年の居場所づくり」に取り組むなどして、少年の非行防止活動等の核となる人材の育成を視野に入れ、子ども・若者の県民力の向上を図ります。
- ⑤急増するインターネットバンキング不正送金事犯などのサイバー犯罪への対処能力の更なる向上を図るとともに、最新の知見を持った民間企業等と警察が一体となって、金融機関に対する助言・指導やエンドユーザーに対するウェブサイト上のコンテンツを活用した効果的な広報啓発活動などの官民一体となったセキュリティ対策を推進します。
- ⑥凶悪犯罪や侵入犯罪の徹底検挙を図るため、迅速・的確な初動捜査の徹底はもとより、各種捜査支援システムの活用と科学捜査の推進など、客観証拠の確保のための取組を強化します。
- ⑦暴力団を壊滅するため、あらゆる法令を駆使した戦略的な取締りを強化するとともに、暴力団対策法及び暴力団排除条例の適用による社会全体での暴力団排除や危険ドラッグを含む薬物・銃器の根絶を図るなど、総合的な組織犯罪対策を推進します。
- ⑧社会全体で犯罪被害者等を支える機運を醸成するため、関係機関・団体と連携し、「命の大切さを学ぶ教室」の更なる充実を図るとともに、若者の参加促進を図った上で、「犯罪被害者支援を考える集い」、「犯罪被害者支援キャラバン隊」等の広報啓発活動を実施します。
- ⑨警察活動を支える基盤を充実強化するため、交番・駐在所等の施設整備や犯罪に迅速・的確に対応するための各種システムの整備に取り組みます。

\* 「○」のついた項目は、平成27年度に特に注力するポイントを示しています。

## 施策 1 3 2

## 交通安全のまちづくり

【主担当部局：環境生活部】

## 県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが、「交通事故を起こさない、交通事故に遭わない」という交通安全意識の高揚に加え、「地域で支え合い、地域の安全は地域で確保する」という意識を持って行動することで、交通事故が減少しています。

また、交通安全施設等の整備が進み、誰もが安全で快適に通行できる道路交通環境が整備されています。

## 平成 27 年度末での到達目標

市町、学校、関係団体等さまざまな主体との連携が進み、それぞれの特性を生かした交通安全教育や啓発活動が行われ、交通事故をなくすという地域主体の交通安全活動の輪が広がり、交通事故による死者数が減少しています。

## 評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	C (あまり進まなかった)	判断理由	県民指標については、過去最少であった平成 25 年から 18 人増加し、目標を達成できませんでした。活動指標については、3 項目のうち 2 項目は目標を達成し、なかでも交通事故死傷者数は過去最少となり、1 年早く目標を達成しました。残り 1 項目においても目標の 99% を超える実績であったものの、全体として「あまり進まなかった」と判断しました。
----------	------------------	------	--

【\*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値 実績値	25 年度 目標値 実績値	26 年度 目標値 実績値	26 年度 目標達成 状況	27 年度 目標値 実績値
交通事故死者数	95 人	90 人以下 95 人	85 人以下 94 人	80 人以下 112 人	0.71	75 人以下
目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	交通事故発生から 24 時間以内の死者数					
27 年度目標値の考え方	平成 23 年度から 5 年間に取り組む交通安全対策に関する計画（第 9 次三重県交通安全計画）に基づき、平成 27 年の目標値を設定しました。					

活動指標		23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
		13201 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた啓発・教育の推進（環境生活部）	交通事故死者数	/	13,300人以下		12,800人以下
		13,908人	13,382人	12,979人	10,829人	/	
13202 安全で快適な交通環境の整備（警察本部）	信号機の整備箇所数（累計）	/	3,160か所	3,190か所	3,220か所	1.00	3,250か所
		3,133か所	3,163か所	3,193か所	3,223か所		/
13203 交通秩序の維持（警察本部）	シートベルトの着用率	/	96.5%	97.0%	97.5%	0.99	98.0%
		95.9%	95.6%	96.5%	97.1%		/

（単位：百万円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	4,658	4,642	5,244	3,145	3,104
概算人件費	/	144	138	133	/
（配置人員）	/	（16人）	（15人）	（15人）	/

**平成26年度の取組概要**

- ①「三重県飲酒運転〇をめざす基本計画」をふまえ、規範意識の定着のための教育および知識の普及や、再発防止のためのアルコール依存症に関する受診義務通知及び飲酒運転とアルコール問題に関する相談等の取組を推進（啓発イベントの開催：10回、受診義務通知数：542通）
- ②四季の交通安全運動など、市町、関係機関・団体等と連携した啓発活動の実施（四季の交通安全運動への参加者数：125,733人）
- ③交通安全教育の裾野を広げ、地域等に根づかせるため、三重県交通安全研修センターを活用した市町や企業等の職員など地域や職域で交通安全教育を推進する指導者（交通安全教育指導者）の養成および資質向上（1,787人）
- ④高齢者の事故防止のため、老人クラブを中心に地域の交通安全活動に自ら取り組む高齢者（交通安全シルバーリーダー）の育成（295人）とシルバーリーダーによる交通安全活動の実施（交通安全講習会、街頭啓発活動等を通じた啓発延べ人数 25,388人）
- ⑤子どもの事故防止のため、「交通安全アドバイザー」に子どもを主対象とした交通安全教育・広報啓発活動の実施（交通安全教室開催回数：376回、交通安全教室への参加者数：21,226人）
- ⑥通学路等の生活道路や新設道路等における信号機の新設・改良、横断歩道や照明灯の整備（信号機新設：30基）
- ⑦飲酒運転や速度超過などの悪質・危険な違反に重点を置いた取締り、シートベルトの着用の徹底に重点を置いた指導取締りや関係機関・団体と連携した広報啓発活動の実施



## 平成 26 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①平成 26 年中の県内の飲酒運転が関係する死亡事故件数は 9 件（対前年比 6 件増）で、飲酒運転人身事故件数は 55 件（対前年比 8 件減）でした。「三重県飲酒運転〇をめざす基本計画」をふまえ、施策、事業を展開し、飲酒運転根絶の取組を一層強化する必要があります。
- ②平成 26 年中の県内の交通事故による死傷者数は、過去最少の 10,829 人（対前年比 2,150 人減）となり 1 年早く目標を達成しました。しかし、依然として 1 日あたり約 30 人ももの県民の方が死傷するなど、厳しい情勢が続いていることから、引き続き、県民の皆さん一人ひとりの交通安全意識の高揚を図るとともに、交通ルールの遵守と正しいマナーの実践を習慣づけ、交通安全教育や広報啓発活動を推進していく必要があります。
- ③三重県交通安全研修センターにおいて、参加・体験・実践型教育を推進し、地域や職域で活動する交通安全教育指導者を養成しました。今後も全ての県民に対して質の高い交通安全教育を提供できるよう、事業の充実や改善等を図っていく必要があります。
- ④平成 20 年以降、交通事故死者数の半数以上を 65 歳以上の高齢者が占める状況（平成 26 年 50.9%）が続いていることから、引き続き、高齢者などの交通弱者に重点を置いた交通安全教育や広報啓発活動を推進するとともに、高齢者自らが安全な交通行動を実践するだけでなく、他の高齢者や地域の交通安全に貢献できる仕組みづくりを進め、地域主体の交通安全活動の輪を広げていく必要があります。
- ⑤「交通安全アドバイザー」による子どもを主対象とした交通安全教育を進めるとともに、変化する交通情勢に的確に対応し、県民の交通ルール遵守意識の向上を図る必要があります。
- ⑥「ゾーン 30」の整備をはじめ、通学路等の生活道路や新設道路等の安全確保を図っていますが、交通事故を防止し、安全・安心な交通環境を実現するためには、引き続き、市町等からの要望をふまえて、信号機、横断歩道等道路標示の設置・維持管理等、交通安全施設整備等を計画的に推進していく必要があります。
- ⑦交通事故死者数の減少に向けて、シートベルトの着用を含め運転者等の交通ルール遵守意識の向上等を図るため、交通指導取締り、交通安全教育・広報啓発活動等を一層推進する必要があります。

## 平成 27 年度の改善のポイントと取組方向【環境生活部次長 北村 文明 電話：059-224-2468】

- ①「三重県飲酒運転〇をめざす基本計画」をふまえ、規範意識の定着のための教育および知識の普及や、再発防止のため、飲酒運転違反者に対してアルコール依存症に関する受診義務通知および飲酒運転とアルコール問題に関する相談等の取組を推進します。
- ②三重県交通対策協議会を構成する 122 機関・団体との幅広い連携・協力のもと、四季の交通安全運動などを中心に、交通安全教育や全ての座席のシートベルト着用の徹底などの広報啓発活動を展開し、県民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図ります。また、本県の交通事故発生状況等をふまえ、交通事故の発生割合が高い地域に重点を置くなど、効果的な啓発活動等に取り組むとともに、「第 10 次三重県交通安全計画」（平成 28 年度～平成 32 年度）の策定に着手します。
- ③三重県交通安全研修センターにおいて、交通安全教育を地域等に根づかせるため、地域や職域で活動する交通安全教育を行う指導者をその特性に応じ段階的・継続的に育成します。また、センターをより有効活用するため、親子で学ぶ環境づくりや教育内容等の見直しを行い、子どもや高齢者、歩行者や自転車乗用者を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を充実強化します。

- ④高齢者の交通事故防止に向けて、高齢者が「自分たちが中心になって地域の安全を確保する」という意識のもとに交通安全活動を推進できるよう、交通安全シルバーリーダー育成事業の研修カリキュラムを見直すとともに、三重県交通安全研修センターとの連携などにより、交通安全シルバーリーダーの育成・活用に取り組んでいきます。
- ⑤子どもの交通事故防止のため、「交通安全アドバイザー」による子どもを主対象とした出前方式等の参加・体験・実践型の交通安全教育・広報啓発活動の一層の推進を図ります。
- ⑥信号機、横断歩道等道路標示の設置・維持管理等、交通安全施設整備等を計画的に推進するとともに、通学路等の生活道路においては、「ゾーン30」の整備を進め、安全・安心な交通環境の実現をめざします。
- ⑦交通ルール遵守意識の向上を図るため、飲酒運転、速度超過等の悪質・危険な交通違反やシートベルトの着用に重点を置いた指導取締りを行うとともに、関係機関・団体等と連携した交通安全教育・広報啓発活動を促進します。

\* 「○」のついた項目は、平成27年度に特に注力するポイントを示しています。

**施策 1 3 3**

**消費生活の安全の確保**

【主担当部局：環境生活部】

**県民の皆さんとめざす姿**

事業者から安全で安心な商品やサービスが提供されるとともに、消費者団体、地域住民、事業者団体、教育機関、市町等のさまざまな主体の連携により、消費者啓発や消費者教育、情報提供が行われ、県民一人ひとりが消費生活に関する正しい知識や情報を得て、自主的かつ合理的な消費活動を行っています。

**平成 27 年度末での到達目標**

身近なところで、さまざまな主体の連携による消費者啓発や消費者教育、情報提供が行われ、地域で支え合う意識が高まることにより、消費者トラブルの予防や解決など県民の皆さんの自主的な取組が広がっています。

**評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由**

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標値を達成し、活動指標も目標値をほぼ達成したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【\*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

**県民指標**

目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
消費生活情報を県民が利用している件数	/	54,500 件	54,500 件	56,000 件	1.00	56,000 件
	53,322 件	51,032 件	57,505 件	57,107 件		/

**目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方**

目標項目の説明	消費生活に関する講座、研修会、情報提供事業の情報を利用している件数（交通安全・消費生活課調べ）
27 年度目標値の考え方	地域リーダー養成や教材提供等の啓発活動を促進する取組により市町や団体等地域における啓発活動を充実し、年 500 件程度増加させていくことをめざし、平成 27 年度の目標値を 56,000 件と設定しました。

**活動指標**

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
13301 消費者の自立のための支援（環境生活部）	消費生活講座が役に立つと回答した受講者の割合	/	97.6%	98.4%	99.6%	0.99	100%
		96.8%	98.4%	99.2%	98.4%		/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
13302 消費者 被害の防止・救 済（環境生活 部）	消費生活相談 の解決につな がる助言を行 った割合		97.3%	98.6%	99.3%	0.99	100%
		96.8%	98.0%	98.2%	98.5%		

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	118	132	135	150	107
概算人件費		135	147	142	
(配置人員)		(15人)	(16人)	(16人)	

### 平成26年度の取組概要

- 平成27年度から5年間の消費者施策の方向性を示す「三重県消費者施策基本指針」を策定。あわせて、基本指針の柱の一つである「自主的かつ合理的な消費活動への支援」を、消費者教育を推進するための「消費者教育推進計画」として位置づけ
- 消費者団体や事業者団体等が会員の「みえ・くらしのネットワーク」と連携した消費者月間記念講演会（250人）や、職員等が地域や学校に出向く出前講座（26回884人）、青少年消費生活講座（14回1,658人）等による啓発に加え、ホームページや各種のイベントで消費生活情報を提供。また、教職員のためのeラーニング教材の作成（2本）を支援
- 消費者啓発地域リーダー養成講座を開催するとともに、地域での啓発に用いる教材の提供等により活動を支援（養成講座：5回200人、リーダー登録者：累計150人（前年度比42人増））
- 三重県消費生活センターの消費生活相談員の研修派遣や市町消費生活相談員等のための研修会の開催により消費生活相談員の資質向上を支援、市町ホットラインを使った相談対応に関する助言や市町の広域的連携の調整により市町相談体制の充実を支援（広域会議3回）
- 事業者に対し、特定商取引法に基づく行政指導（2件）や、近隣県および関係機関との連携による合同行政指導（1件）を実施
- 食材表示の適正化を図るため、増員した2名の不当商取引指導専門員による、ホテル・旅館・結婚式場に対する啓発指導や、研修会（2回100人）、自己点検等自主的取組の支援を実施。また、社団法人三重県食品協会の食品衛生指導員の巡回訪問（13,342件）により景品表示法を周知

### 平成26年度の成果と残された課題（評価結果）

- 三重県消費生活対策審議会に諮り、三重県消費者施策基本指針、および三重県消費者教育推進計画を策定しました。今後は、基本指針、推進計画に基づいて具体的な施策を進める必要があります。
- 消費活動に関する啓発や各種の情報発信に努めました。引き続き出前講座や青少年講座等だけでなく、さまざまな広報媒体を活用して啓発を実施し、消費者の意識向上と被害防止に努める必要があります。
- 高齢者に対する悪質商法等の情報提供等を行ってきましたが、高齢者のさらなる増加を見据えて、地域リーダーによる見守り体制の強化を促進する必要があります。
- 広域連携による市町相談体制の充実を進めている松阪市、大台町、多気町、明和町と合同して啓発事業を実施しました。今後も各市町の相談体制の状況を把握し、相談体制の充実に向けた働きかけや助言を行っていく必要があります。

- ⑤ 特定商取引法に基づく行政指導を行いました。次々と新たな消費者被害事例が発生しており、引き続き関係機関等との連携を強化し、情報交換を行いながら、積極的に事業者指導に取り組んでいく必要があります。
- ⑥ 食品表示の適正化に向けて事業者が実施する研修会や自己点検等の自主的取組を支援しましたが、平成 26 年度も食材の不適正事例が発生したことから、引き続き、農林水産部、健康福祉部と連携し、事業者に対する啓発や監視指導を強化していく必要があります。

**平成 27 年度の改善のポイントと取組方向【環境生活部 次長 北村 文明 059-224-2468】**

- ① 平成 26 年度に策定した三重県消費者施策基本指針と三重県消費者教育推進計画に基づき、消費者施策を進めるとともに、消費者、事業者、教育関係者、福祉関係者等と連携し、消費者の特性・場の特性に応じた消費者教育を推進します。
- ② 安全・安心な消費者環境の実現をめざして、さまざまな主体が参画する「みえ・くらしのネットワーク」の拡大を進め、連携して幅広く啓発活動を行います。また、複雑化・巧妙化している悪質商法などの状況に応じ、出前講座等の内容を工夫するとともに、警察や関係団体等と連携して啓発を実施し、消費者トラブルの未然防止と拡大防止を図ります。さらに、フリーペーパーやシネアド（映画館CM）による新たな啓発を実施します。
- ③ 高齢者の消費者被害防止のため、市町や関係団体等と連携し、これまでに養成した消費者啓発地域リーダーを生かして、地域の実情に応じた啓発活動が進められるよう取り組みます。また、「消費者安全法」の改正に伴う地域の見守り体制の強化を図られるよう取り組みます。
- ④ 三重県消費生活センターの県内消費者行政の中核センターとしての機能を発揮し、消費者事故等に関する情報集約や情報提供を行うとともに、引き続き相談員の資質向上を図り、専門的な相談対応を行っていきます。また、県民に一番身近な市町において消費生活相談に対応できるよう、相談窓口・相談体制の充実等について市町に働きかけや助言を行います。
- ⑤ 悪質な商取引について、市町や警察、近隣県、関係機関等と連携して合同指導を行うなど、効果的な事業者指導を行います。
- ⑥ 改正された景品表示法に適切に対応するとともに、消費者庁、関係部局、事業者団体等との連携により、事業者に対する自主的取組の支援や監視指導の充実に取り組めます。また、食品表示の適正化に向けて農林水産部、健康福祉部と連携し、事業者に対する啓発や監視指導を強化します。

\* 「○」のついた項目は、平成 27 年度に特に注力するポイントを示しています。



施策 1 3 4

薬物乱用防止等と医薬品の安全確保

【主担当部局：健康福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

さまざまな主体との連携により、薬物乱用防止や動物愛護について地域全体で取り組んでいます。また、医薬品や医療機器などの品質管理体制の整備により、医薬品等の安全が確保された社会が構築されています。

平成 27 年度末での到達目標

多くの関係機関等と連携して普及啓発活動を行うことにより、薬物乱用防止や動物愛護に対する意識が向上しています。また、医薬品や医療機器などの製造から販売に至る一貫した監視指導を行うことにより、安全な医薬品等が供給されています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標値を達成しましたが、活動指標 4 項目中 1 項目が目標値を達成できなかったことから「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【\*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	目標達成 状況	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値		目標値 実績値
薬物乱用防止 講習会の参加 者数（累計）		245,200 人	295,200 人	345,200 人	1.00	395,200 人
	204,790 人	264,566 人	326,721 人	388,992 人		

目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方

目標項目 の説明	県等が行う薬物乱用防止講習会に参加した人数
27 年度目標 値の考え方	平成 20 年度以降実施してきた講習会の参加者に加え、今後、毎年度 5 万人ずつ参加者を確保し、平成 27 年度末で県内人口の 20%以上をカバーするよう目標値を設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	目標達成 状況	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値		目標値 実績値
13401 薬物乱 用防止対策の推 進（健康福祉部）	薬物乱用防止事 業の協力者数		2,981 人	3,052 人	3,123 人	1.00	3,194 人
		2,933 人	3,014 人	3,102 人	3,761 人		
13402 医薬品 等の安全な製 造・供給の確保 （健康福祉部）	医薬品等の検査件 数に対する不適合 医薬品等の割合		0%	0%	0%	0.00	0%
		0%	0%	0%	7.0%		



基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
13403 生活衛生営業の衛生水準の確保 (健康福祉部)	生活衛生営業施設における健康被害発生件数		0件	0件	0件	1.00	0件
		0件	0件	0件	0件		
13404 人と動物との共生環境づくり (健康福祉部)	犬・猫の引取り数		3,351頭	3,285頭	3,285頭以下	1.00	3,285頭以下
		3,373頭	3,249頭	2,162頭	1,411頭		

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	164	156	165	185	206
概算人件費		361	368	373	
(配置人員)		(40人)	(40人)	(42人)	

### 平成26年度の取組概要

- ①「平成26年度三重県薬物乱用対策推進計画」に基づき、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動等の街頭啓発の実施(18回)、医療用麻薬等取扱い施設の立入検査の実施(1,934施設)、薬物依存者やその家族の相談応需(41件)、民間団体と連携した薬物依存者の家族教室の開催(5回)
- ②東海北陸厚生局、県警察本部等の関係機関と連携した危険ドラッグ緊急対策連絡会議の開催(2回)、「三重県危険ドラッグに対する緊急対策」を策定し、危険ドラッグ販売店の立入検査(1施設)や、緊急街頭啓発(12回)、自動車運転者を対象とした啓発を実施(22施設)
- ③医薬品製造業者や販売業者等に対する監視指導を実施(2,378施設)、「くすりの相談テレホン」で県民からの問い合わせに対応(4,157件)
- ④訪問薬剤管理指導に取り組む薬局薬剤師への研修会の開催(四日市地域で14回)、無菌調剤室の共同利用可能な薬局の整備支援(津地域1施設、松阪地域1施設)、医療材料等の薬局間ネットワーク供給システムの構築支援(伊賀地域1施設)
- ⑤高校生等の献血啓発ボランティアであるヤングミドナサポーターを募集(662名)、高校生献血推進会議の開催、教育委員会、血液センター等と連携した高等学校における献血セミナーの開催(67回)、「愛の血液助け合い運動」等の街頭献血ページェントの実施(38回)
- ⑥生活衛生営業施設に対し監視指導を行うとともに、レジオネラ菌による健康被害の発生しやすい公衆浴場の自主衛生管理を促進(公衆浴場の自主衛生管理定着率92.6%)
- ⑦犬・猫の殺処分をなくすため、「第2次三重県動物愛護管理推進計画」に基づき、動物愛護教室などの普及啓発活動、譲渡事業、飼い主への終生飼養の指導などの引取り数を減らす取組等を実施(犬譲渡数191頭、猫譲渡数70匹、動物愛護教室等参加者3,199名)
- ⑧動物愛護管理の普及啓発、犬・猫の殺処分数の減少、災害時対応及び県民との協創に必要な機能や動物愛護管理の取組体制等、三重県動物愛護推進センター(仮称)の機能及び整備方法を決定

### 平成26年度の成果と残された課題(評価結果)

- ①「平成26年度三重県薬物乱用対策推進計画」を策定し、警察本部、教育委員会等関係機関と連携して、薬物乱用防止のための啓発、立入検査、再乱用防止対策に取り組みました。今後も引き続き、薬物乱用防止対策に取り組む必要があります。

- ②関係機関との連携した取組で県内の危険ドラッグ販売店舗は無くなりました。しかし、指定薬物以外の危険ドラッグの所持、使用については、現行の法制度では明確な禁止規定がないため、これらの規制や薬物乱用防止にかかる責務及び基本施策を盛り込んだ条例の制定について、検討を進める必要があります。
- ③医薬品等の検査を実施した結果、不適合医薬品を製造した施設がありましたが、迅速な回収等適切な対策を講じたため、健康被害は発生しませんでした。医薬品等の安全確保のため、今後も引き続き、医薬品製造業者等の監視指導や製品検査を行う必要があります。また、医薬品等の適正使用のため、くすりの相談テレホン等により県民に対して医薬品等の副作用や服用方法などの情報を提供しました。今後も継続して情報提供を行う必要があります。
- ④薬局・薬剤師の在宅医療への参画を促進するため、モデル事業として、薬局薬剤師のスキルアップ研修や無菌調剤室の共同利用可能な薬局の整備等の支援を実施しました。薬局は地域包括ケアシステムを構成する施設として重要な役割を担うことから、今後も継続して事業を行う必要があります。
- ⑤県内のほとんどの高等学校に対して献血セミナーを開催するとともに、ヤングミドナサポーターや三重県学生献血推進連盟「みえっち」等の若年層とともに献血啓発を実施するなど、多くの若年層に献血思想を普及することができました。将来にわたって献血協力者を確保するため、今後も引き続き、若年層に対する献血啓発に取り組む必要があります。
- ⑥生活衛生営業施設における健康被害の発生はありませんでしたが、レジオネラ菌による健康被害発生を防止するため、公衆浴場の自主衛生管理をさらに定着させる必要があります。
- ⑦動物愛護教室などの普及啓発活動等の取組により、犬・猫の殺処分数は減少傾向にありますが、将来的に殺処分がなくなることをめざし、取組を強化する必要があります。
- ⑧三重県動物愛護推進センター（仮称）について、動物愛護管理事業の推進に必要な機能及び整備方法を決定しました。今後は、その整備に向け計画的に取り組む必要があります。

#### 平成 27 年度の改善のポイントと取組方向【健康福祉部 次長 増田 直樹 059-224-2321】

- ①「平成 27 年度三重県薬物乱用対策推進計画」を策定し、引き続き、警察本部、教育委員会等関係機関と連携して薬物乱用防止の啓発、立入検査、再乱用防止に取り組み、薬物乱用防止に努めます。
- ②危険ドラッグ等薬物乱用防止のため、条例を制定し、危険ドラッグ等薬物の使用を許さない県民意識の醸成に努めます。
- ③医薬品等の安全確保のため、医薬品販売業者の監視指導を行うとともに、医薬品製造業者に対しては、医薬品の製造管理及び品質管理の基準を遵守するよう監視指導を強化します。また、くすりの相談テレホン等により県民に対して医薬品等の副作用や服用方法などの情報を提供します。
- ④薬局・薬剤師の在宅医療への参画を促進するため、拠点となる薬局の整備や薬剤師のスキルアップ等を進めます。
- ⑤若年層に対する献血の取組として、引き続き高等学校における献血セミナーやヤングミドナサポーターと連携した献血啓発などを実施していきます。また、高校生献血推進会議で得た意見も参考に、SNS による啓発など、事業の充実を図ります。
- ⑥生活衛生営業施設に対して監視指導を行うとともに、レジオネラ菌による健康被害の発生を防止するため、公衆浴場における自主衛生管理をさらに促進します。
- ⑦「第 2 次三重県動物愛護管理推進計画」に基づき、獣医師会やボランティア団体等との連携体制を強化し、犬・猫の譲渡や動物愛護管理の普及啓発等の取組を一層進めるとともに、災害時のペット対策に取り組みます。
- ⑧動物愛護管理事業の推進に必要な犬・猫の譲渡や診療等の機能を備えた三重県動物愛護推進センター（仮称）の整備を行うため、その設計に着手します。

\* 「○」のついた項目は、平成 27 年度に特に注力するポイントを示しています。



## 施策 1 4 1

## 介護基盤整備などの高齢者福祉の充実

【主担当部局：健康福祉部】

## 県民の皆さんとめざす姿

利用者のニーズに応じて介護サービス等が継続的に提供され、地域住民等による地域における見守りなどが行われることで、高齢者が地域で自立し、安心して暮らせるとともに、生きがいを持って「支え合いの地域社会」の担い手として活動しています。

## 平成 27 年度末での到達目標

施設への入所申込を行っている高齢者が多い中、介護度が重度で在宅生活をしている入所待機者のための介護基盤の整備が進むとともに、地域包括ケア\*の取組や認知症対策の実施により、高齢者や認知症の人が安心して暮らせる環境整備が進んでいます。

また、高齢者が生きがいを持って地域貢献活動などを行っています。

## 評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標である「介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの待機者数」は 1,574 名ですが、その中には入所の順番になっても入所を断った方が 550 名、入所手続中の方が 161 名存在するため、実際の待機者は 863 名（目標達成状況 0.91）となります。こうしたことや活動指標の平均目標達成状況も 0.9 を超えていることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【\*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数	2,123 人	1,572 人	1,097 人	786 人	0.50	0 人
		1,740 人	1,805 人	1,574 人		
目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	県内で在宅生活をしている高齢者のうち、介護度が重度の特別養護老人ホームの入所待機者数					
27 年度目標値の考え方	県内で在宅生活をしている高齢者のうち、介護度が重度の特別養護老人ホームの入所待機者について、施設整備等により平成 26 年度までに解消することをめざし、目標値を設定しました。					

活動指標		23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
		14101 介護保険事業の円滑な運営とサービスの質の向上 (健康福祉部)	主任ケアマネジャー登録数	566人	636人 656人	706人 741人	776人 825人
14102 介護基盤の整備促進 (健康福祉部)	特別養護老人ホーム(広域型)および介護老人保健施設整備定員数(累計)	13,477床	14,227床 14,027床	14,837床 14,396床	15,436床 15,165床	0.74	16,497床
14103 在宅生活支援体制の充実 (健康福祉部)	認知症サポーター数(累計)	49,385人 (22年度)	63,000人 (23年度) 65,525人 (23年度) 79,983人 (24年度)	87,500人	(達成済) 108,069人	1.00	87,500人
14104 高齢者の社会参加環境づくり (健康福祉部)	地域貢献活動等に関する研修会に参加する高齢者数	678人	741人 874人	893人 1,598人	930人 1,647人	1.00	930人

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	25,055	25,587	23,528	25,744	24,963
概算人件費		325	313	311	
(配置人員)		(36人)	(34人)	(35人)	

### 平成26年度の取組概要

- ①平成27年度から3年間を計画期間とする「第6期介護保険事業支援計画・第7次高齢者福祉計画」の策定
- ②介護従事者の人材養成、資質向上のための認定調査員などの資質向上に向けた研修(参加者数1,659人)、介護支援専門員(ケアマネジャー)の資質向上に向けた研修(参加者数1,802人)、介護従事者を対象とした資質向上のための研修(参加者数296人)を実施
- ③「三重県介護保険事業支援計画(第5期計画)」に基づく、特別養護老人ホーム等の整備を促進(特別養護老人ホーム360床(内150床は未完成のため平成27年度に繰越)、介護老人保健施設360床(内100床は未完成のため平成27年度に繰越))
- ④介護基盤緊急整備等特別対策事業による地域密着型介護サービス施設整備(15施設)や既存施設のプリンクラー整備等防災対策を促進(20施設)
- ⑤養護老人ホームが実施する耐震改修の費用に対する助成(1施設)及び施設間等の災害時相互支援協定の締結に向けた働きかけなど防災対策を実施
- ⑥地域包括ケアに関する市町、地域包括支援センター\*職員に対する研修等を実施(参加者数319人)
- ⑦医療と介護の連携のための研修を実施(参加者数315人)
- ⑧介護予防に関する市町、地域包括支援センター職員等に対する研修を実施(参加者数380人)
- ⑨高齢者虐待の早期発見・早期対応に向けた研修を実施(参加者数251人)

- ⑩ 認知症専門医療等を実施する「基幹型認知症疾患医療センター」の指定（1か所）、「地域型認知症疾患医療センター」を指定（4か所）、認知症にかかる相談対応を行う「認知症コールセンター」を設置
- ⑪ 老人クラブに対する活動費助成（1,893クラブ）、全国健康福祉祭へ県選手団を派遣（128人）

### 平成26年度の成果と残された課題（評価結果）

- ① 三重県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会を開催し、「第5期介護保険事業支援計画・第6次高齢者福祉計画」の進捗状況を検証しました。また、同分科会で次期計画に関する審議を行い、同分科会における意見をふまえて次期計画を策定しました。
- ② 介護サービスを支える人材に対して研修を実施し、知識、技能の修得を支援しました。とりわけ、主任介護支援専門員については、目標数を超えた人数を養成することができました。質の高いサービスが提供されるよう、引き続き介護従事者の人材育成、資質向上が必要です。
- ③ 介護サービス基盤の整備にあたっては、事業者向けの説明会を開催し、各種相談に応じるなど整備促進を図りましたが、地盤の改良等に時間を要し完成が遅れた施設があったことから、計画どおりの整備が進みませんでした。また、今後は、経営環境の見通しが立てづらいこともあり、新たに参入する事業者の減少が懸念されます。
- ④ 重度の要介護者や認知症の方が、住み慣れた地域できめ細かなサービスを受けられるよう、介護基盤の緊急整備として地域密着型サービス施設等の整備の支援を行っていますが、小規模な施設が多く経営環境が厳しいこともあって、整備の進捗は芳しくありません。重度の要介護者や認知症の増加が見込まれる中、地域密着型サービスのさらなる充実が必要です。
- ⑤ 避難所指定を受けている特別養護老人ホーム1施設および養護老人ホーム1施設にかかる耐震化工事が完了しました。このことにより、高齢者関係入所施設の耐震化は完了しました。また、施設間等の災害時相互支援については、県内全域で取組が進むよう、引き続き、先進事例の紹介など働きかけが必要です。
- ⑥ 地域包括ケアの取組が進むよう、地域包括支援センター職員等を対象とした会議を実施するとともに、困難事例等を多職種で検討する地域ケア会議\*にアドバイザーを派遣し、地域包括支援センターの機能強化を支援しました。高齢化が進行する中、地域包括ケアの取組の充実が必要です。
- ⑦ 医療・介護の連携を推進していくために、医療・介護関係の多職種が共に学び、情報交換や意見交換を行いながらネットワーク構築をめざしていくことが重要と考えることから、在宅医療と介護連携の推進取組のきっかけづくりのため、あるいは一層の推進を図るため、県内3か所で研修会を開催しました。
- ⑧ 介護予防に関する研修を実施し、介護予防の事業評価の結果を共有しました。また、市町職員等を対象に新しい介護予防・日常生活支援総合事業\*の導入に向けた対策会議を実施し、現状や課題について整理を行った結果、平成27年度に3保険者が総合事業を実施することとなりました。今後も市町における介護予防のより効果的な取組を推進するなど、新しい総合事業への対応が必要です。
- ⑨ 高齢者虐待への対応が適切に行われるよう、市町や地域包括支援センター職員を対象とした研修を実施するとともに、専門家の協力を得て相談支援体制を充実させました。高齢者虐待は、依然として発生していることから、引き続き高齢者虐待の防止や成年後見などの高齢者の権利擁護の取組が必要です。
- ⑩ 認知症に関する専門医療や専門医療相談を充実させるため、「認知症疾患医療センター」を指定するとともに、認知症サポート医等の養成を進めました。また、認知症の理解の普及を図るため、認知症サポーターの養成を進めるとともに、認知症連携パス推進員の配置やセミナーを実施して認知症連携パスの普及を進めました。認知症が増加傾向にある中、早期の段階からの適切な診断と対応

のための体制づくり、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援が必要です。

- ⑩老人クラブに対する活動助成等により、高齢者によるさまざまな地域貢献活動が行われていますが、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等が増加し、特に軽度者を中心に生活支援のニーズが高まっており、元気な高齢者を生活支援の担い手として養成する必要があります。

**平成 27 年度の改善のポイントと取組方向【健康福祉部 次長 宮川 一夫 059-224-2251】**

- ①新オレンジプランをふまえた認知症施策を含む「第 6 期介護保険事業支援計画・第 7 次高齢者福祉計画」に基づき、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めます。また、地域医療介護総合確保基金を活用して、介護サービス提供体制の整備を促進します。
- ②介護サービスの向上を図るため、ケアマネジャーの資質向上に向けた研修や、要介護認定の一層の適正化に向けた認定調査員等の研修、介護施設等における看護職員の研修等を実施します。
- ③施設サービスを必要とする高齢者が依然として多いことから、引き続き事業者向けに補助金をはじめとする各種情報の提供を行い、特別養護老人ホーム等の整備を促進するとともに、必要度の高い方から優先的に入所できるよう、入所基準の厳正な運用を各施設に要請します。
- ④高齢者が住み慣れた地域で必要なサービスが受けられるよう、地域密着型サービス施設の整備等を支援します。
- ⑤県内全域での施設間等の災害時相互支援協定の締結に向けて、情報提供などの支援を行います。
- ⑥地域包括ケアの取組が進むよう、市町、地域包括支援センター職員を対象に、地域包括ケア実現に向けた研修を実施します。また、センター等の職員の専門性の向上や訪問看護サービスの拡充に向けた人材確保の取組を支援します。
- ⑦医療・介護関係者研修の開催が軌道に乗っていない市町において、協働して研修会を開催します。
- ⑧市町が介護予防を効果的に実施するとともに、新しい介護予防・日常生活支援総合事業が円滑に実施されるよう、研修の開催や先進事例を紹介するなど、市町を支援します。
- ⑨高齢者虐待の早期発見・早期対応や成年後見制度の利用促進に向けて、市町や地域包括支援センターの職員、介護施設従事者を対象とした研修を関係機関と連携して開催します。
- ⑩認知症の専門医療等を実施する「認知症疾患医療センター」を指定するとともに、認知症サポート医への研修や認知症サポーターの養成など人材育成を進めます。さらに、関係機関との連携を進めるため認知症連携パスの普及・定着等を図ります。
- ⑪元気な高齢者が生活支援の担い手となるよう研修を実施するとともに、老人クラブによる地域貢献などの活動を支援します。また、全国健康福祉祭（ねんりんピック）に三重県選手団を派遣します。

\*「○」のついた項目は、平成 27 年度に特に注力するポイントを示しています。



施策 1 4 2

障がい者の自立と共生

【主担当部局：健康福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

障がい者が、必要な支援を受けながら、障がいのない人と等しく自らの決定・選択に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参加、参画できる仕組みを構築することで、地域において自立した生活を営み、県民一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し合い共生する社会が実現しています。

平成 27 年度末での到達目標

障がい者のハード・ソフト両面での居住の場や日中活動の場を整備するとともに、一般就労に加え、新たな働き方を見据えた取組を進めることにより、地域で自立した生活をしている障がい者が増えています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標を達成するとともに、活動指標の半数以上で目標を達成しており、障がい者の自立と共生に向けた取組が進んでいることから「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【\*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数（累計）	/	1,203 人	1,294 人	1,385 人	1.00	1,476 人
	1,122 人	1,233 人	1,320 人	1,410 人		/
目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	グループホーム、ケアホームおよび福祉ホーム等、障がい者の地域生活を支援する居住系サービス事業を利用し、障がいの程度に関わらず地域で生活をしている障がい者数					
27 年度目標値の考え方	平成 23 年度の実績見込が 1,112 人であることから、平成 24 年度以降は、毎年度入所施設から 30 人、障害児施設から 16 人、地域からの利用 45 人の計 91 人の地域移行をめざし、目標値を設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
14201 障がい者福祉サービスの基盤整備の推進（健康福祉部）	障がい者の日中活動を支援する事業の利用者数	/	4,838 人	5,438 人	5,438 人	1.00	5,438 人
		4,622 人	5,622 人	6,227 人	6,593 人		/



基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
14202 障がい者福祉サービスの充実 (健康福祉部)	雇用契約に基づく就労へ移行した障がい者数		80人	85人	90人	1.00	95人
		75人	80人	76人	114人		
14203 障がい者の相談支援体制の整備 (健康福祉部)	総合相談支援センターへの登録者数		5,520人	5,740人	5,960人	0.95	6,180人
		5,299人	5,315人	4,986人	5,644人		
14204 精神障がい者の保健医療の確保 (健康福祉部)	社会的入院から地域移行した精神障がい者数 (累計)		410人	460人	510人	0.26	560人
		372人	418人	440人	458人		
14205 障がい者の社会参加環境づくり (健康福祉部)	県障がい者スポーツ大会参加者数		1,450人	1,500人	1,550人	1.00	1,600人
		1,303人	1,300人	1,501人	1,562人		

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	15,188	13,999	15,011	15,462	15,698
概算人件費		766	717	693	
(配置人員)		(85人)	(78人)	(78人)	

### 平成26年度の取組概要

- ①障害者支援施設入所者等に対する意向調査を実施するとともに、平成27年度から29年度を計画期間とする「みえ障がい者共生社会づくりプラン」を改訂
- ②障がい者の暮らしと日中活動の場の整備を支援（グループホーム4か所、生活介護事業所1か所）
- ③「児童福祉法」の改正をふまえた福祉型障害児入所施設のあり方検討会を開催するとともに、県内4か所の福祉型障害児入所施設に入所している加齢児の地域移行を促進（9人）
- ④重度訪問介護の対象が拡大されたことから、強度行動障がいのある知的障がい者の支援者を養成する研修を実施
- ⑤県内の重症心身障がい児（者）や遷延性意識障がい児（者）の状況について把握するとともに、短期入所事業所の整備や、たん吸引等の医療的ケアを行う介護職員を養成
- ⑥障がい者の安全・安心確保のため県内の障がい関係施設の耐震改修等を実施（1か所）
- ⑦官公需を中心に「共同受注窓口\*」の受注拡大を推進（53,542千円）
- ⑧「障害者優先調達推進法」に基づく調達方針を策定し、県から障害者就労施設等への調達拡大を推進（70,923千円（3月末見込み））
- ⑨障がいのある人もない人も対等な立場で共に働く「社会的事業所\*」の創設と安定的な運営を支援（3か所）
- ⑩障がい者が安心して地域で生活していくための相談支援窓口として、自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい、重症心身障がいに関する専門性の高い相談事業を実施
- ⑪サービス等利用計画案の作成が進むよう、市町における体制の整備等を支援・助言するとともに、相談支援専門員の養成研修を実施

- ⑫障がい者の虐待防止と虐待対応に関する研修を実施するとともに、有識者等で構成する専門家チームによる虐待事案に対する助言や事例検討を実施
- ⑬精神障がい者の地域生活定着のためアウトリーチ（訪問支援）\*を実施。輪番制による精神科救急医療体制の確保と電話による24時間精神科医療相談を実施（緊急入院340件、外来診療699件、救急輪番の相談助言781件、24時間精神科医療相談1,705件、合計3,525件）
- ⑭「アルコール健康障害対策基本法」の主旨やアルコール関連問題に関する理解を深める講演会を開催するとともに、内科医や産業医を対象にした研修を実施し、飲酒運転違反者が受診する医療機関を指定（参加者16人、指定36か所）
- ⑮平成33年に本県で開催予定の全国障害者スポーツ大会に向けて、新たな障がい者スポーツ競技団体の結成を支援するとともに、中級の障がい者スポーツ指導員を養成（知的障害者バレーボール男子結成、中級指導員15人養成）
- ⑯芸術文化活動に取り組む障がい者が作品等を発表する「障がい者芸術文化祭」を開催（ステージ発表18組、188人）、作品展示（234点）、入場者数（2,030人）
- ⑰視覚障害者支援センターや聴覚障害者支援センター等を運営、支援するとともに、災害時における聴覚障がい者の情報保障や避難行動の支援を行うため、度会郡4町と協定を締結。身体障害者補助犬の育成支援（盲導犬1頭）とあわせて、身体障害者補助犬の受入について施設への指導を実施（5回）

#### 平成26年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①障害者支援施設入所者等に対する意向調査により、真に必要な障害福祉サービスを明らかにするとともに、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」を改訂し、今後3年間で取り組む事項や目標を定めました。PDCAサイクルにより、プランの進行管理を的確に行うとともに、地域移行や医療的ケア等に係る具体的な対応策について検討していく必要があります。
- ②新たにグループホーム4か所を整備するとともに、障がい者の暮らしと日中活動の場の確保、充実を図りました。障がいの重度化や親なき後も見据え、安心して地域生活を送るために必要な受け皿や障害福祉サービスを早急に整えていく必要があります。
- ③県内4か所の福祉型障害児入所施設に入所している加齢児の地域移行に取り組みました。残された加齢児への対応とともに、「児童福祉法」の改正をふまえ、福祉型障害児入所施設のあり方について合意形成を図り、必要な施策を実施していく必要があります。
- ④強度行動障がい支援者養成研修を実施し、地域で支援を行う人材を育成しました。強度行動障がいのある知的障がい者の地域生活を支援する、重度訪問介護事業者等の拡充に向けて、人材育成を継続する必要があります。
- ⑤短期入所事業所の整備や、たん吸引等の医療的ケアを行う介護職員を養成するなど、障害福祉サービスの充実を支援しました。医療的ケアが必要な障がい者やその家族が地域で安心して暮らせる環境を整えるため、医療的ケアができる人材の育成やショートステイ等の受入体制づくりなど、福祉と医療の連携を推進する必要があります。
- ⑥障害者支援施設1か所の耐震改修等を実施し、障害者支援施設については、全ての耐震化整備が完了しました。また、災害発生時における精神医療関係者の派遣体制の検討やこころのケア研修を実施し、対応方法の確認や職員の意識づけができました。災害発生時における精神保健医療の機能低下に対する迅速、適切な対応とともに、遷延性意識障がいなど医療的ケアが必要な方への対策が課題となっており、今後、検討していく必要があります。

- ⑦「共同受注窓口」において、受発注の仲介、調整、品質管理の指導等を行った結果、昨年度の実績を上回る 53,542 千円の取扱高となりました。市町や民間企業などへの営業活動を強化し、受発注のマッチングを一層進める必要があります。
- ⑧平成 26 年度の調達方針の中で昨年度を上回る調達目標額を設定し、優先調達の拡大を進めた結果、障害者就労施設等への発注額は 70,923 千円（3 月見込み）となりました。今後、清掃などの役務についても優先発注に努めるとともに、市町の優先調達の取組を促していく必要があります。
- ⑨3 か所の「社会的事業所」が創設され、障がい者の働く場が拡充しました（21 人）。引き続き、安定的な運営を支援するとともに、社会的事業所を増やしていく必要があります。
- ⑩平成 27 年 2 月に国が策定した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」をふまえ、職員等対応要領の策定や障害者差別解消支援地域協議会の検討など、障害者差別解消法の平成 28 年度施行のための準備を進める必要があります。
- ⑪相談事業により、障がい者が安心して地域で暮らしていくことを支援しました。引き続き、自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい、重症心身障がいに関する専門性の高い相談事業を実施するとともに、今後、市町、圏域、県による効果的な相談支援体制について検討していく必要があります。
- ⑫サービス等利用計画については、効率的な作成方法について助言するとともに、相談支援専門員の養成研修を進めたところ、進捗が図られました。今後、モニタリング時等においてサービス等利用計画の質の向上を図る必要があります。
- ⑬障がい者の虐待防止と虐待対応に関する研修を実施し、関係者の意識の醸成を行いました。専門家チームによる事例検討の結果を市町や関係機関と共有し、専門性と支援力の向上を図ることが必要です。
- ⑭精神科病院と関係機関等が連携してアウトリーチを実施し、精神障がい者が地域で継続して生活できる環境整備を進めました。また、輪番制による精神科救急医療体制を確保するとともに、電話による 24 時間精神科医療相談により安心した生活を支えました。今後も、精神障がい者やその家族が、安心して医療などを受けられる体制を継続していく必要があります。
- ⑮「アルコール健康障害対策基本法」の主旨やアルコール関連問題について、県民への普及啓発に努めるとともに、内科医や産業医を対象にした研修を実施し、飲酒運転違反者が受診する指定医療機関が増加しました。今後、より一層、身近なところで受診できるよう、指定医療機関の増加に取り組み、アルコール依存症及び多量飲酒者の早期発見、早期受診のための取組を進める必要があります。また、「アルコール健康障害対策基本法」が制定されたことを受けて、アルコール健康障害対策を総合的、計画的に推進していく必要があります。
- ⑯平成 33 年に本県で開催予定の全国障害者スポーツ大会に向けて、全競技に参加できるよう、新たな障がい者スポーツ競技団体の結成を支援した結果、全 12 競技の内、10 競技まで団体を結成することができました。今後、残る競技団体の結成を図るとともに、既存の障がい者スポーツ団体の競技力の強化や障がい者スポーツ指導員、審判員等の育成が必要です。
- ⑰「障がい者芸術文化祭」について、地元ケーブルテレビやタウン情報誌なども含めた効果的な広報や、特別支援学校特設コーナーの設置、ステージ発表や展示作品の確保など開催市と連携した取組を進めた結果、伊賀地域を中心に多くの展示、発表があり、入場者数も増加しました。引き続き、展示作品等や入場者数の増加に努め、障がい者の社会参加を促進していくことが必要です。
- ⑱点字図書や字幕映像ライブラリーの制作・貸出、点字奉仕員や手話通訳者等の養成、生活相談や生活訓練の実施により、視覚障がい者・聴覚障がい者の情報支援、生活支援を進めました。視覚障害者の歩行訓練を充実することや手話による意思疎通を一層進めるための法や条例の整備が求められています。また、災害時における要援護者の支援に関する協定書を度会郡 4 町と締結し、市町が

作成する災害時要援護者名簿を、平常時から県（聴覚障害者支援センター）へ提供できるようにしました。今後、他の市町へ取組を拡大していくことが必要です。

身体障害者補助犬の受入について施設への指導を実施した結果、事業者の理解を得ることができました。今後も、身体障害者補助犬の受入に関する正しい知識の普及や理解を促進していく必要があります。

### 平成 27 年度の改善のポイントと取組方向【健康福祉部 次長 宮川 一夫 059-224-2251】

- ①平成 26 年度に改訂した「みえ障がい者共生社会づくりプラン」に基づき、権利の擁護や障がい者雇用、地域生活の支援などに重点的に取り組み、「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現をめざします。
- ②障害者支援施設入所者等の意向をふまえ、障がい者の地域移行と地域生活支援を進めるため、住まいの場となるグループホームや日中活動を支援する障害福祉サービス事業所等の充実を図ります。また、障がい者本人の意欲を喚起するため、重度障害者等自立生活体験事業を継続するとともに、エンパワメントの推進について検討します。
- ③加齢児の円滑な地域移行を図るため、福祉型障害児入所施設にコーディネーターを配置するほか、今後の福祉型障害児入所施設のあり方について合意形成を図り、施設への入所時から、退所時を見据えたケアに取り組むとともに、地域において支援を行う人材の育成と障害福祉サービスの充実に努めます。
- ④強度行動障がいのある知的障がい者の地域生活を支える体制を整えるため、引き続き、支援者養成研修を実施するとともに、自立支援協議会等において、強度行動障がいのある知的障がい者の地域移行を促進する取組の情報共有を図り、支援策について検討します。
- ⑤医療的ケアを必要とする障がい者と家族のニーズに応じ、地域において安心して生活が送れるよう、福祉、介護、医療等の関係分野が連携し、三重県障害者自立支援協議会で「医療的ケア」の課題について専門的に検討するほか、地域生活を支える体制の整備や人材の育成に取り組めます。
- ⑥災害時における精神保健医療の対応力の維持、向上を図るため、新たに D P A T（災害派遣精神医療チーム）の体制構築に向けた検討を行うとともに、医療的ケアが必要な方への災害時の対応について、関係機関とともに検討します。
- ⑦福祉事業所における工賃等のさらなる向上に向けて、「共同受注窓口」と事業所との連携・協力体制を一層推進するとともに、事業所の自主的な取組を促進し、受注拡大を進めます。
- ⑧平成 26 年度の優先調達結果をふまえ、平成 27 年度の調達方針を策定し、障害者就労施設等への発注のさらなる推進に取り組むとともに、調達内容の多様化を図ります。
- ⑨障がい者の新たな雇用の場の拡大を図るため、「社会的事業所」の拡大、安定的な運営について、市町とともに支援します。
- ⑩平成 28 年 4 月 1 日の「障害者差別解消法」施行に向けて、国が策定した基本方針に基づき、普及・啓発活動や職員等対応要領の策定、障害者差別解消支援地域協議会の設置検討など、法の実効性を確保する取組を進めます。
- ⑪自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい、重症心身障がいに関する専門性の高い相談事業を継続するとともに、新たに自閉症・発達障害者支援センターに「発達障害者地域支援マネージャー」を設置するなど、市町・事業所等の支援機能の強化を図り、市町、圏域、県における重層的な相談支援体制の構築を進めます。また、人材育成検討委員会において取りまとめた三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョンに基づき、相談支援従事者の育成を進めます。
- ⑫市町に対する指導監査等において、サービス内容が障がい者の状況やニーズに適合していること、適切にモニタリングが行われていることを確認するなど、質の高いサービス等利用計画について重

点的に指導・助言します。

- ⑬虐待防止の専門家チームにおいて引き続き事例検討を行うとともに、事例集等を作成し、市町や関係機関と共有することにより、専門性と支援力の向上を図ります。
- ⑭関係機関の連携強化や退院支援体制の確保を図ることにより、精神障がい者の地域移行を推進するとともに、地域で安心して生活ができるよう、24時間対応できる支援体制や精神科救急医療体制の充実、確保に努めます。
- ⑮飲酒運転違反者が受診する指定医療機関の増加に向けて、内科医や産業医を対象にした研修を実施するとともに、アルコール依存症患者の早期発見や適切な対応方法等について普及啓発に努めます。また、平成27年度に国が策定予定のアルコール健康障害対策推進基本計画について情報収集に努め、県計画策定に向けた準備を進めます。
- ⑯障がい者スポーツについて、残る競技団体の結成に努めるとともに、全国障害者スポーツ大会の団体競技の予選会を兼ねた北信越・東海ブロック大会の県内開催を誘致し、出場選手等の競技力や審判スキルの向上を図ります。また、会場調整や準備委員会設置の検討、障がい者スポーツ指導員や審判員の養成、スポーツ実技指導の充実など、平成33年に開催予定の全国障害者スポーツ大会に向けた準備を進めます。
- ⑰国際大会等で活躍できる障がい者スポーツ選手を発掘するため、個々の障がいに応じたプログラムを障がい者スポーツ医等と共同で作成し、選手の育成、強化を推進します。また、国内外で活躍する国内選手の練習場として、県内施設を積極的に提供し、県内選手の指導や指導員等の選手対応経験の蓄積を図りながら、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプ地誘致に向けた事前の準備を進めます。
- ⑱「障がい者芸術文化祭」への参加者数、入場者数がより一層増加するよう、開催方法や広報等について検討し、開催地と連携して開催します。
- ⑲視覚障害者支援センターや聴覚障害者支援センター等において、歩行訓練などの生活支援を充実するとともに、意思疎通支援者の養成等、障がいの特性に応じた情報・コミュニケーション支援を行うとともに、全国の自治体における手話言語条例の制定状況等を十分把握し、県条例の効果や課題について調査・研究します。また、災害時における要援護者の支援に関する協定の締結を他の市町へも働きかけるなど、災害時の支援活動に取り組みます。さらに、今後、身体障害者補助犬法の趣旨や受入に関する正しい知識について普及していくため、セミナーの開催などの啓発活動に取り組みます。

\* 「○」のついた項目は、平成27年度に特に注力するポイントを示しています。

## 施策 1 4 3 支え合いの福祉社会づくり

【主担当部局：健康福祉部】

### 県民の皆さんとめざす姿

地域住民による支え合いの体制づくりが進み、福祉分野における必要な人材が確保されることで、高齢者や障がい者、生活困窮者などが、その人の状況に応じて、必要な福祉サービス等を利用し、誰もが安心して暮らせる地域社会が構築されています。

### 平成 27 年度末での到達目標

地域住民がボランティアに参加するなど、地域福祉活動が活発化するとともに、福祉・介護人材の確保・養成等を進めることにより、地域の高齢者や障がい者、生活困窮者などのうち福祉的支援を必要とする人びとに対し、質の高い福祉サービスの提供や利用のための支援が行われています。

### 評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標を達成し、活動指標についても平均 85% 以上達成できていることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【\*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
福祉サービス利用援助を活用する人数	1,026 人	1,150 人 1,149 人	1,250 人 1,248 人	1,350 人 1,426 人	1.00	1,450 人
目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	三重県地域福祉権利擁護センターが実施する福祉サービス利用援助事業の契約人数					
27 年度目標値の考え方	認知症高齢者等対象者の増加に伴い、毎年度おおむね 100 人ずつの利用者数の増加が見込まれることから、目標値を設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
14301 地域福祉活動と権利擁護の推進 (健康福祉部)	民生委員・児童委員活動件数	519,755 件	530,000 件 545,951 件	541,000 件 518,526 件	551,000 件 545,000 件(見込み)	0.99 (見込み)	562,000 件



基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
14302 福祉分野の人材確保・養成 (健康福祉部)	介護関係職の求人充足率		29.2%	32.8%	36.4%	0.48	40.0%
		25.6%	22.6%	20.4%	17.3%		
14303 福祉サービスの適正な確保 (健康福祉部)	適正な運営を行っている社会福祉法人の割合		79.0%	79.5%	80.0%	1.00 (見込み)	80.5%
		78.6%	79.3%	79.8%	80.0% (見込み)		
14304 ユニバーサルデザインのネットワークづくりの推進 (健康福祉部)	さまざまな主体の連携によるユニバーサルデザインの取組実施数		45件	70件	95件	1.00	120件
		22件	51件	86件	106件		
14305 生活困窮者の生活保障と自立支援 (健康福祉部)	生活困窮者等の就労・増収達成率		50.0% (23年度)	50.0% (24年度)	50.0% (25年度)	0.94	50.0% (26年度)
		41.9% (22年度)	44.2% (23年度)	42.2% (24年度)	47.0% (25年度)		
14306 戦傷病者等の支援 (健康福祉部)	戦傷病者等の支援事業への参加者数		1,145人	1,145人	1,145人	0.96	1,145人
		1,122人	1,096人	1,093人	1,095人		

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	4,700	4,638	4,877	4,510	4,122
概算人件費		514	487	462	
(配置人員)		(57人)	(53人)	(52人)	

### 平成26年度の取組概要

- ① 県社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業を支援 (利用者 1,426人)
- ② 県福祉人材センターにおいて無料職業紹介、マッチング支援、就職フェア (3回)、職場体験等の福祉・介護人材確保事業を実施
- ③ 社会福祉法人等に対する指導監査や実地指導、不適切な運営を行っている法人等に対する継続した改善指導を実施 (指導監査 46 法人 349 施設、実地指導 422 事業所、継続した改善指導 3 法人)
- ④ さまざまな主体の連携により、ユニバーサルデザインをテーマとする学校出前授業 (43回) や企業等への研修 (17回)、「三重おもいやり駐車場利用証制度」普及啓発キャンペーン (41回)、「おもいやり駐車場」設置に係る事業者等への協力依頼を実施
- ⑤ 生活保護制度による被保護世帯への支援 (平成27年2月時点 保護率 0.96%、生活保護世帯 13,125世帯、生活保護受給者 17,483人)
- ⑥ 平成27年4月の「生活困窮者自立支援法」の施行に向けた福祉事務所設置市町への情報提供及び県所管区域 (福祉事務所を設置していない町) における実施体制等の検討・確定
- ⑦ 県戦没者追悼式の開催、政府主催の全国戦没者追悼式への本県遺族の参加 (県戦没者追悼式 864人、全国戦没者追悼式 190人)

## 平成 26 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ① 県社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業を支援し、当事業の利用者が大きく増加しました。今後も利用者の増加が見込まれることから、それに対応できる実施体制、特に専門員の適切な配置を確保する必要があります。
- ② 県福祉人材センターによる福祉・介護人材確保事業により、昨年度の 404 人を上回る 662 人の就職が決定（内定）しました。しかし、介護保険施設等の施設整備が進められる中で、依然として介護人材の確保が困難な状況が続いています。
- ③ 社会福祉法人の指導監督については、所轄庁である県と市が連携して行うとともに、市担当職員を対象とした研修会や県市連絡会議を開催しました。今後も市とのより一層の連携が必要となっています。また、介護保険・障害福祉サービス事業者への指導・監査については、苦情等への随時対応を行うためのチームを編成し、指導・監査の強化を図りました。
- ④ 「第 2 次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」の進捗状況を検証するとともに、社会情勢の変化をふまえ、第 3 次推進計画を策定しました。引き続きユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を県民の皆さんが理解し行動していくため、啓発活動や学習機会の提供を行う必要があります。
- ⑤ 「三重おもいやり駐車場利用証制度」の利用証交付者数は 27,244 人、駐車場の登録届出数は 1,961 施設・3,956 区画となり、着実に当制度が定着しつつあります。しかし、依然として利用証を掲示していない車が多く見られます。
- ⑥ 生活保護の保護率が高止まりしている中で、必要な方には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しながら保護の適正実施を図るとともに、就労による自立を進めるため、保護開始直後から切れ目のない支援を行う必要があります。  
(保護率 平成 25 年 4 月 0.97%、平成 26 年 4 月 0.96%、平成 27 年 2 月 0.96%)
- ⑦ 平成 27 年 4 月の「生活困窮者自立支援法」の施行に向けて、福祉事務所設置市町に対し、会議等を通じて情報提供を行うとともに、事業実施体制等について意見交換の機会を設けるなど福祉事務所設置市町の取組を支援し、法施行に向けた体制が整備されました。引き続き、生活困窮者の自立支援が円滑に進められるよう、福祉事務所設置市町と協議・連携していく必要があります。
- ⑧ 戦争の実態、悲惨さの理解を通じて、未来を担う若い世代をはじめとする多くの県民の皆さんに平和の尊さと大切さを考えていただく機会として、関係部局や民間団体等の様々な主体と連携して戦後 70 周年（及び三重の塔 50 周年）という節目の年にあたる平成 27 年に記念事業を実施する必要があります。

## 平成 27 年度の改善のポイントと取組方向【健康福祉部 次長 宮川 一夫 059-224-2251】

- ① 判断能力が不十分な高齢者や障がい者が、地域で安心して生活することができるように、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業に関して、利用者の増加に対応できるように実施体制の確保を図ります。
- ② 福祉・介護人材確保を図るために、労働局等の関係機関と連携し、県福祉人材センターによる職業紹介などの人材確保事業を実施します。さらに、新たな取組として、地域医療介護総合確保基金などを活用し、潜在介護福祉士等の再就業の促進や地域の高齢者が介護職場で働ける環境整備の取組などを実施します。
- ③ 社会福祉法人の指導監督については、県と市の連絡会議や研修会等の開催により、市との連携を密にし、法人指導を充実していきます。また、介護保険・障害福祉サービス事業者への指導・監査については、引き続き適切に実施していきます。



- ④平成 27 年度から 30 年度を計画期間とする「第 3 次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画（2015-2018）」に基づき、「障害者差別解消法」への対応、少子化対策などの新たな視点をふまえた取組を計画的に進めます。
- ⑤「三重おもいやり駐車場利用証制度」の啓発を行い、適正な制度の運用を図るとともに、駐車場の登録について事業者等に協力を依頼します。また、妊産婦、子育て中の人への配慮や支援を強化するため、妊産婦の「おもいやり駐車場利用証」の有効期間の拡大等を検討します。
- ⑥各福祉事務所に対して生活保護の指導監査を実施し、保護の適正実施を指導するとともに、保護受給者の自立支援に向けた就労支援事業等を進めます。
- ⑦「生活困窮者自立支援法」に基づく各事業が円滑に実施されるよう、実施主体となる福祉事務所設置市町へ情報提供を行うとともに、県所管の郡部については町との連携のもと、生活困窮者の相談等に適切に応じ、家計等に関するきめ細かな相談支援や就労準備支援など、早期の自立支援を行います。また、貧困の連鎖防止のため、生活困窮家庭の子どもに対し学習支援を行います。
- ⑧「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」が改正（平成 27 年 4 月 1 日施行）され、特別弔慰金が支給されることから、県として権利の裁定等の事務を円滑に実施されるよう、体制の整備と職員の能力向上に努めます。また、戦後 70 周年記念事業について、関係部局や民間団体等と連携を密にして、未来を担う若い世代をはじめとする多くの県民の皆さんに平和の尊さと大切さを考える機会を提供していきます。

\* 「○」のついた項目は、平成 27 年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 151

地球温暖化対策の推進

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

低炭素社会の実現に向けた県民一人ひとりの日常生活や事業者の事業活動における温室効果ガス排出削減の取組によって、温室効果ガス排出量の削減が進んでいます。

平成 27 年度末での到達目標

意識を行動に移すきっかけを提供することにより、ライフスタイルの転換が進み、省エネ等の温室効果ガス排出削減の取組が浸透しています。事業者においても環境経営が促進され、事業活動の中で、温室効果ガス排出削減の取組が広がっています。

また、県民の皆さん、事業者が一体となった地域ぐるみでの取組が活発化しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	C (あまり進まなかった)	判断理由 県民指標(24年度実績値)について、排出量は+3.1%以下の目標値に対して、実績値+6.9%となり、目標を達成できませんでした。 電力事情に伴う排出係数*の状況や活動指標の平均達成率[各目標項目の達成状況の平均(0.86)：進展度B]も考慮し、総合的に進展度を「あまり進まなかった」としました。
----------	------------------	--

【\*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値 実績値	25年度 目標値 実績値	26年度 目標値 実績値	26年度 目標達成 状況	27年度 目標値 実績値
温室効果ガス排出量の基準年度比(森林吸収量を含む)	+3.6% (21年度)	+6.3%以下 (22年度) +4.9% (22年度)	+4.7%以下 (23年度) +5.3% (23年度)	+3.1%以下 (24年度) +6.9% (24年度)	0.42	+1.5%以下 (25年度)
目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	三重県域から排出される二酸化炭素などの温室効果ガス排出量の基準年度(平成2(1990)年度)比。なお、「三重県地球温暖化対策実行計画」では、平成32(2020)年度の目標値は基準年度比で、-10%としています。 ※平成24年度は、東日本大震災後、原子力発電が稼働停止したことに伴い、火力発電に移行していることから、電気の供給1kWhあたりの二酸化炭素の排出量を示す指標である排出係数が平成22年度と同係数よりも上がっています。 このため、平成22年度の排出係数で平成24年度の温室効果ガス排出量を算定すると、+3.9%となり達成状況は、0.88となります。					
27年度目標値の考え方	平成32(2020)年度を目標年度とする「三重県地球温暖化対策実行計画」の目標を達成するため、毎年、均等に削減するという前提のもとに目標値を設定しました。					

活動指標		23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
		15101 温室効果ガス排出削減の取組推進 (環境生活部)	大規模事業所における温室効果ガスの排出量の増減比率	0% (22年度)	+0.6%以下 (23年度)		+1.2%以下 (24年度)
15102 環境経営の促進 (環境生活部)	三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム (M-EMS) * 認証事業所数 (累計)	246件	290件	330件	350件	0.47	420件
			278件	295件	321件		
15103 環境行動の促進 (環境生活部)	環境活動参加者数	4,957人	5,300人	5,600人	5,800人	1.00	6,000人
			4,875人	5,639人	6,100人		
15104 環境教育の推進 (環境生活部)	環境教育参加者数	29,454人	30,000人	33,000人	33,000人	0.97	33,000人
			33,797人	31,911人	32,149人		

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	590	419	326	580	401
概算人件費		153	156	151	
(配置人員)		(17人)	(17人)	(17人)	

平成26年度の取組概要

- ① 県民・事業者等のエネルギー使用量削減などの自主的な取組を推進するため、地球温暖化対策推進条例に基づく指針を作成し、セミナーや事業所訪問などを通じて広く周知 (695 事業者)
- ② 低炭素なまちづくりを進めるため、伊勢市における電気自動車 (EV) 等を活用した低炭素社会モデル事業において、協議会が策定した行動計画に基づき、国の補助制度を活用した充電施設・EVの普及や電気バスや電気自動車で回るスタンプラリー企画 (エコスタンプラリー) の実施
- ③ 地球温暖化の進行に伴う三重県の気候変動の現状について情報提供を行う「三重県気候変動レポート」を作成し、県民へ市町等を通して周知
- ④ 省エネなど環境に配慮した環境経営を進めるため、商工会議所等と連携し、三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム (M-EMS) の普及啓発を実施 (新規認証取得：26 件)
- ⑤ 家庭からの温室効果ガスの排出量を削減するため、地球温暖化防止活動推進センターを拠点とし、地球温暖化防止活動推進員等による出前講座等の地球温暖化防止に係る啓発活動を市町等と連携して実施 (出前講座等参加者数：6,100 人、その他イベント等参加者数：12,004 人)
- ⑥ 環境学習活動を推進するため、環境学習情報センターを拠点として環境学習に係る講座、イベント等を他団体と連携し実施

【環境学習情報センター 環境教育参加者数：32,149人】

【森林文化・森林環境教育の活動回数 : 1,903回】

- ⑦国際環境協力の一環として、ブラジルサンパウロ州政府の要望により、「医療関係廃棄物処理とリサイクル（焼却処理後の廃熱利用）」をテーマとした研修を実施することとし、研修生の受入準備を進めていたが、州政府側の都合により研修を中止

### 平成26年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①省エネなどの事業者の自主的な取組の促進を行ってきましたが、事業者等における温室効果ガスの排出削減の取組などについてのアンケート調査を実施したところ「カーボン・オフセット」、「エコ通勤」など実行率の低い取組があり、その取組の実行率を高めていく必要があります。
- ②伊勢市内における充電施設の設置箇所が21ヶ所（予定も含む）になりましたが、EV等を活用する環境づくりを進めていくためには、充電施設の整備をさらに進める必要があります。
- ③地球温暖化による気候変動への適応について、県ホームページや9回の説明会の開催などで情報提供を行いました。しかし、各地における気候変動の多発とともに、温暖化に関する情報提供を求めニーズが高まっていることから、さらに情報提供を行う必要があります。
- ④三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム（M-EMS）については、26件の新規事業所を獲得しましたが、M-EMSの認証取得事業所数は減少傾向にあるため、委託業務のより効果的な実施により、認証事業所数の増加を図っていく必要があります。
- ⑤地球温暖化防止活動推進センターでは、延べ6,100人に対して講座により啓発に取り組んでいますが、依然として、家庭からの温室効果ガスの排出量は、横ばい傾向にあります。そのため、地球温暖化防止活動推進員による啓発事業についてより効果が上がるよう、的確なニーズの把握や事業内容の見直しを検討する必要があります。
- ⑥環境教育の推進については、環境学習情報センターを活用した講座やイベント等の開催などにより、ここ3年を通して3万人を超える参加者がありますが、今後も引き続きより多くの人たちに参加いただけるよう、環境問題の学習の場を提供していくとともに、ESD（持続可能な開発のための教育）ユネスコ世界会議の成果をふまえ、ESDの取組を推進していく必要があります。
- ⑦サンパウロ州との共同宣言をふまえ、サンパウロ州の行政職員を対象とした環境保全に関する研修の実施に向けて、州政府のニーズを把握し、再度、調整していく必要があります。

### 平成27年度の改善のポイントと取組方向【環境生活部 次長 林 秀樹 電話：059-224-2305】

- ①アンケート調査で明らかになった実行率が低い取組を促進するため、カーボン・オフセットの促進を図るとともに、「エコ通勤デー」を設け、通勤手段を自家用車から公共交通機関に誘導する「エコ通勤」の推進をバス事業者等と連携し行っていきます。
- ②伊勢市で実施しているEV等を活用した低炭素社会モデル事業については、EV等で観光できるよう、充電施設の整備を引き続き促進するとともに、この事業で得られた成果を生かし、他の市町へ低炭素社会づくりの展開を図っていきます。
- ③地球温暖化の緩和と適応の視点から、国の動向を見極めつつ知見をもつ専門家を交えた調査・研究を行い、県民の皆さんへその情報提供を行っていきます。
- ④事業者の環境マネジメントを促進するため、他の自治体などのベンチマーキングを行い、M-EMS認証機構と連携し、取得事業所が増加するよう効果的な取組を進めます。
- ⑤家庭部門における自主的な温室効果ガス排出削減の取組を進めるため、他の地球温暖化防止活動推進センターの取組についてベンチマーキングなどを行い、事業の効果が高まるよう内容について検

討していきます。なお、地球温暖化防止活動推進センターの指定期間が今年度で終了することから、来年度4月1日からの指定に向けて、外部有識者などによる委員会で選定を行います。

- ⑥環境教育のさらなる充実を図るため、環境学習情報センターにおいて、県民のニーズの把握を行い、ニーズにあった学習メニューを増やすとともに、ESDの取組を推進していきます。

なお、環境学習情報センターの管理については、指定管理者制度を導入し、現指定期間の最終年度となることから、新たな指定管理者の選定、指定を行います。

- ⑦国際環境協力の一環として、サンパウロ州のニーズに応じた環境保全に関する研修が、公益財団法人国際環境技術移転センター（ICETT）を活用して実施できるよう、国際戦略課と連携して、サンパウロ州政府と調整を図っていきます。

\* 「○」のついた項目は、平成27年度に特に注力するポイントを示しています。

**施策 152**

**廃棄物総合対策の推進**

【主担当部局：環境生活部 廃棄物対策局】

**県民の皆さんとめざす姿**

私たちの生活や事業活動から生じる廃棄物について、県民の皆さんや事業者などのさまざまな主体の連携により、発生抑制、再使用、再生利用が進み、環境への負荷が最小限に抑えられ、また、再使用・再生利用ができない廃棄物が適正に処理されている循環型社会の構築が進んでいます。

**平成 27 年度末での到達目標**

従来の再使用・再生利用の取組に加えて、排出事業者責任の一層の徹底や県民の皆さんの環境配慮に関する意識醸成、さまざまな主体の連携による地域での廃棄物（生ごみ等）の循環利用を図ることによって、焼却や埋立処分される廃棄物が減少しています。また、産業廃棄物の不適正処理に対する監視指導の強化と、地域自らによる監視の取組が広がることによって不法投棄を許さない社会づくりが進むとともに、過去の不適正処理事案が迅速に是正されてきています。

**評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由**

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標を達成しているが、活動指標の平均達成率を考慮して、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【\*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
廃棄物の最終 処分量		352 千トン 以下 (23 年度)	338 千トン 以下 (24 年度)	323 千トン 以下 (25 年度)	1.00	306 千トン 以下 (26 年度)
	360 千トン (22 年度)	345 千トン (23 年度)	323 千トン (24 年度)	308 千トン (25 年度)		
目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	最終処分された一般廃棄物と産業廃棄物の総量					
27 年度目標 値の考え方	廃棄物処理計画の目標値の考え方をふまえて設定した平成 27 年度目標値の達成に向けて、平成 27 年度の目標値を 306 千トン以下と設定しました。					

活動指標		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
		15201 ごみゼロ社会づくりの推進（環境生活部廃棄物対策局）	1人1日あたりのごみ排出量（一般廃棄物の排出量）	966 g/人・日 (22年度)	951 g/人・日 以下 (23年度)	939 g/人・日 以下 (24年度)
15202 産業廃棄物の適正処理・再生利用の推進（環境生活部廃棄物対策局）	産業廃棄物の再生利用率	36.9% (22年度)	39.2% (23年度)	41.5% (24年度)	41.8% (25年度)	1.00  42.2% (26年度)
15203 不法投棄等の早期発見・未然防止、不適正処理の是正の推進（環境生活部廃棄物対策局）	産業廃棄物の不法投棄総量	462ト (22年度)	440ト 以下 (23年度)	370ト 以下 (24年度)	370ト 以下 (25年度)	0.75  370ト 以下

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	1,015	1,012	2,192	1,625	5,119
概算人件費		775	763	755	
(配置人員)		(86人)	(83人)	(85人)	

**平成 26 年度の取組概要**

- ①南海トラフ巨大地震等における災害廃棄物処理を円滑に進めるため、国の検討状況をふまえた県の災害廃棄物処理計画を策定するとともに、市町の災害廃棄物処理計画策定を促進
- ②ごみゼロ社会の実現に向けて、「もったいない」という環境意識の普及啓発を進めるため、ごみゼロキャラクター「ゼロ吉」を活用した普及啓発や市町等と連携し学校現場や地域における環境学習を行うとともに、市町の循環型廃棄物処理施設の整備について技術的支援を実施
- ③RDF\*焼却・発電事業については、安全で安定した運転を確保しつつ、事業終了後の関係市町等のごみ処理体制や処理の方法等についての技術的支援を実施
- ④産業廃棄物の適正処理を進めるため、多量排出事業者等を重点的に訪問するなど電子マニフェスト\*と優良認定処理業者の利活用を促進
- ⑤廃棄物の再資源化を促進するため、廃棄物系バイオマスの再資源化に向けた技術的支援や情報共有を進めるとともに、三重県リサイクル製品の利用を推進
- ⑥不適正処理の未然防止や早期発見のため、厳正な監視・指導を行うとともに、民間パトロールの活用や監視カメラによるチェック体制の強化に加え、多様な主体との連携を強め県民への啓発を実施
- ⑦行政、排出事業者および処理業者の連携を図り、それぞれが歩調を合わせて不法投棄対策を推進するための情報交換の場を設けることにより、不法投棄を許さない社会づくりを推進
- ⑧産業廃棄物が不適正処理され、生活環境保全上の支障等のある4事案について、産廃特措法に基づく国の支援を得て引き続き恒久対策を実施

**平成 26 年度の成果と残された課題（評価結果）**

- ①平成 23 年 3 月に策定された「三重県廃棄物処理計画」は、計画期間が平成 27 年度までとなっていることから、次期廃棄物処理計画の策定期間をむかえています。
- ②広域的な大規模災害時の廃棄物処理について、県の役割を明確にした「三重県災害廃棄物処理計画」を策定しました。今後は、県計画の実効性を高めるために、処理困難物対応マニュアル等の整備が求められます。また、南海トラフ巨大地震等に備えた市町災害廃棄物処理計画策定に向け、全市町と個別協議やブロック別協議を実施し、個別具体的な課題等への対応案を提案するなどの技術的な支援を行いました。引き続き、市町計画策定に向けた支援を行う必要があります。
- ③ごみゼロ社会の実現に向けた取組として、「もったいない名人」テキストを使用した出前授業等により「もったいない」意識の醸成を図るとともに、幼児向けに「もったいないかみしばい」を作成し、市町等に啓発資材として提供しました。1 人 1 日あたりのごみの排出量は、平成 24 年度実績 980g でしたが、平成 25 年度実績 982g とほぼ横ばいでした。また、一般廃棄物の最終処分量は平成 24 年度実績 4 万 1 千トンでしたが平成 25 年度実績 5 万トンに増加しました。今後も市町の取組を支援するとともに、さまざまな啓発ツールを活用したごみ削減の取組を進める必要があります。
- ④RDF 焼却・発電事業については、関係市町のごみ処理が円滑に進むように、安全で安定した運転を確保できるよう努めるとともに、RDF 焼却・発電事業終了後の関係市町等のごみ処理体制構築に向けて、市町等で設置した機器選定委員会等に参画し技術的支援を実施する必要があります。
- ⑤産業廃棄物の 3 R の推進により、産業廃棄物の最終処分量は平成 24 年度実績 28 万 2 千トンでしたが平成 25 年度実績 27 万トンと減少しました。また、産業廃棄物の再生利用率は平成 24 年度実績 41.8% でしたが、平成 25 年度実績 43.0% となりました。今後も産業廃棄物の 3 R や適正処理を進めていく必要があります。また、多量排出事業者等に対しては、排出事業者の処理責任の徹底に向け、環境技術指導員が普及啓発を行い、より一層の排出事業者の処理責任が徹底されるよう取り組む必要があります。
- ⑥廃棄物系バイオマスの資源化の促進を図るため、関係者（排出事業者、処理業者、農家、行政等）による実証実験を実施し、これらの結果について地域協議会等で情報共有を図るとともに、燃料化の現地見学会や利用技術の確認、および液肥活用事例セミナーを開催するなど情報発信を行うなど、民間事業者による事業化に向けた関係者の連携強化を図りました。
- ⑦平成 26 年度の不法投棄総量は 493 トンと目標値を達成できませんでしたが、前年度（623 トン）に比べ減少しました。産業廃棄物の不適正処理事案等については、悪質事業者に対し事業停止命令（3 件）を行うなど厳正に対処しました。また、産業廃棄物の不適正処理の早期発見・未然防止のため、廃棄物メール 110 番を開設するとともに、ラジオ放送や「不法投棄を許さない社会づくりフォーラム」による啓発を行いました。今後もより効率的で効果的な監視・指導となるよう、さまざまな主体と連携を図り、不法投棄の根絶に努める必要があります。
- ⑧産業廃棄物が不適正処理された 4 事案について、恒久対策に係る実施計画に基づき、工事を実施しています。産廃特措法の期限である平成 34 年度までに対策を完了するよう、着実に工事を進めていく必要があります。



## 平成 27 年度の改善のポイントと取組方向

- ①次期廃棄物処理計画については、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 カ年を計画期間とし、社会情勢の変化や国の基本方針をふまえ、県内の廃棄物の現状や課題に対応できる計画を策定します。
- ②南海トラフ巨大地震等による災害廃棄物の円滑な処理が実施されるよう、処理困難物対応マニュアルや広域処理マニュアル等を整備するとともに、市町、民間事業者団体等との連携強化に取り組みます。また、市町計画策定に向け、職員の災害対応力向上のための研修会を開催するとともに、有識者等によるアドバイザリーボード\*を設置し、技術的支援を行います。
- ③ごみゼロ社会の実現に向けた取組として、引き続き出前授業等を実施していくほか、効果的な普及のための方策の検討や、市町における廃棄物処理システムの最適化のためのツール（廃棄物会計、ごみ処理カルテ）の活用を働きかけていきます。また、平成 27 年度は「ごみゼロ社会実現プラン」の中間目標年度となることから、県民等の意識調査を行い、中期目標の評価を行います。
- ④RDF 焼却・発電事業については、関係市町のごみ処理が円滑に進むように、安全で安定した運転を確保できるよう努めます。また、引き続き RDF 焼却・発電事業終了後の関係市町等のごみ処理体制構築に向けて、市町等で設置した技術検討委員会等に参画し技術的支援を実施していきます。
- ⑤環境技術指導員が多量排出事業者等を個別に訪問し、電子マニフェストおよび優良認定処理業者の活用が進んでいない事業者を中心に働きかけを行い、排出事業者の処理責任の徹底に向けた取組を促進します。
- ⑥廃棄物系バイオマスの再資源化の促進について、県内 2 地域における地域協議会の成果や実証実験で検証された結果等を関係者で共有するとともに、廃棄物系バイオマスの再資源化を促進するため、県内の市町や事業者へ情報提供していきます。
- ⑦産業廃棄物の不適正処理の未然防止や早期発見のため、引き続き厳正な監視・指導を行うとともに、民間パトロールの監視エリア拡大や新たな監視カメラの導入によりチェック体制の強化を図ります。また、民間事業者等と新たに協定を締結するなど、市町、県内自主活動団体等さまざまな主体との連携を強化し不法投棄を許さない社会づくりを進めます。
- ⑧産業廃棄物が不適正処理された 4 事案について、平成 34 年度までに対策を完了するよう、着実に工事を実施していきます。なお、工事の実施にあたっては、地元および関係機関と十分に調整し、工事の進捗状況や水質のモニタリング結果等を的確に情報共有します。

\* 「○」のついた項目は、平成 27 年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 153

自然環境の保全と活用

【主担当部局：農林水産部】

県民の皆さんとめざす姿

県民生活や事業活動の中で自然環境への配慮が浸透し、生物多様性をはじめとする自然環境を県民の皆さんやNPO、事業者などさまざまな主体が自主的に保全・再生する社会が形成され、三重県の豊かな自然が継承されています。また、県民の皆さんと自然とのふれあいや野生鳥獣との共存が進み、自然資源の持続可能な活用により自然からの恩恵が享受されています。

平成 27 年度末での到達目標

生物多様性をはじめとする自然環境の保全の方向性の明確化や、保全活動のサポート機能を充実することで、県民の皆さんや事業者、NPOによる生態系や希少野生動植物、里地・里山・里海の自主的な保全活動が活発に行われています。また、こうした取組をとおして、県民の皆さんが自然とのふれあいや地域への愛着を深めながら暮らすとともに、増えすぎた野生鳥獣の生息密度が減少し、適正な状態で管理されています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標値を上回り、活動指標も1項目を除いて目標値に達していることから「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【\*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
生物多様性の 保全活動実施 箇所	/	44 箇所	54 箇所	70 箇所	1.00	74 箇所
	34 箇所	44 箇所	70 箇所	74 箇所		/
目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	絶滅のおそれのある野生動植物種の保護活動および里地里山の保全活動の実施箇所数の合計					
27 年度目標 値の考え方	生物多様性に係る保護活動箇所数を年間 10 箇所ずつ増やし、平成 27 年度には現状値の 2 倍以上とする目標数値を設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
15301 生物多 様性保全の推進 (農林水産部)	ニホンジカの推 定生息頭数	/	49,000 頭	63,000 頭	60,000 頭		10,000 頭
		51,800 頭	75,335 頭	99,140 頭 (63,192 頭) (バイズ推計*)	82,057 頭 (62,161 頭) (バイズ推計*)		

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
15302 自然環境の維持・回復 (農林水産部)	自然環境の新たな保全面積(累計)		3ha	56ha	(達成済)	1.00	163ha
		—	9.9ha	1,018ha	1,018ha		
15303 自然とのふれあいの促進 (農林水産部)	自然とのふれあいの場の満足度		82.0%	83.0%	84.0%	1.00	85.0%
		81.4%	81.2%	81.4%	84.2%		

\*「ベイズ推定法\*」を活用した推計値

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	115	177	155	109	116
概算人件費		198	193	204	
(配置人員)		(22人)	(21人)	(23人)	

### 平成26年度 of 取組概要

- ①三重県の豊かな自然が継承され、県民が自然とのふれあいや地域への愛着を深めることができるよう、県民が自主的に行う里地里山保全活動の団体認定や保全活動を支援、また、森林・山村多面的機能発揮対策事業については、里山林の保全管理を行う活動団体数を拡大
- ②県内の希少野生動植物種の生息・生育状況を的確に把握し、野生生物の保全に対する県民の理解や活動を広めるため、「三重県レッドデータブック\*」の改訂版を発刊するとともに、子どもたちが参加する生物多様性にかかる観察会を行ったほか、外来生物対策にかかる普及啓発、県民やNPO等団体と連携した県指定希少野生動植物種の保全活動等を実施
- ③「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく、狩猟免許試験及び狩猟免許更新講習を実施するとともに、鳥獣保護員による狩猟等の取締りや指導を実施
- ④ニホンジカの推定生息頭数について「ベイズ推定法」による調査を実施、第11次鳥獣保護事業計画や特定鳥獣保護管理計画\*（ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル）について改定等
- ⑤死亡野鳥等における高病原性鳥インフルエンザへの対応については、国、県、市町等の関係機関と連携し、情報等の共有を図りながら的確に対応
- ⑥香肌峡県立自然公園の富永区の特別地域において「富永生態系維持回復事業協議会」を立ち上げ、優れた自然の保全や生態系の維持回復を推進、また、祓川自然環境保全地域において、祓川生態系維持回復事業計画に基づき、地域住民、関係団体、関係行政機関と連携・協力して、地域の生態系の維持回復を推進
- ⑦自然とのふれあいの場に対する県民の満足度を高めるため、自然公園施設等の適切な維持管理に努めるとともに、災害や老朽化により補修が必要な施設を計画的に整備、また、関係機関と協力し、体験イベント等の取組を推進

### 平成26年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①生物多様性の保全を目的として、自主的な活動を行う「里地里山保全活動計画\*」の認定団体のうち、要望のあった10団体の活動に対して支援しました。また、里山林の保全管理を行う活動団体の取組を促進するため、平成25年度より3団体増えた30団体の活動を支援しました。今後も、県民が自然とのふれあいや地域への愛着を深めることができるよう、里地里山保全活動などの支援制度を通じ、県民の自主的な保全活動を促進する必要があります。

- ② 県内の希少野生動植物種の生息・生育状況を把握するため、「三重県レッドデータブック」の改訂版を発刊しました。また、豊かな自然環境を支える担い手づくりのため、子どもたちが参加する生物多様性にかかる観察会を5回実施しました。また、県指定希少野生動植物種の保全活動を5地域で行いました。さらに、外来生物対策として、外来種の拡散防止の啓発ポスターを作成し県内の全小中学校、高等学校へ配布するとともに、地域のイベント等に参加して普及啓発を図りました。豊かな生物多様性を保全するためには、子どもたちの自然への関心や生物多様性の理解を高めるとともに、県民・NPO等団体・行政等が連携し、自主的かつ積極的な取組を進めて行く必要があります。
- ③ 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、狩猟免許試験を3回、狩猟免許更新講習を13回実施しました。また、鳥獣保護員による狩猟等の取締りや指導を実施しました。今後も、狩猟および有害捕獲の適正な実施および安全性を確保するとともに、狩猟免許所持者の確保に努める必要があります。
- ④ ニホンジカの推定生息頭数については、「糞粒法\*」による調査結果に捕獲頭数や狩猟における野生獣の目撃情報等を加味して推定する「バイズ推定法」による調査を実施しました。また、鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手育成等を目的とした鳥獣保護法の改正に伴い、第11次鳥獣保護事業計画や特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル）について、改定等を行いました。この計画に基づき、生息管理を適切に進めていく必要があります。
- ⑤ 野鳥における鳥インフルエンザウイルスの保有状況調査（糞便調査）を4回実施しました。今後も、死亡野鳥等にかかる高病原性鳥インフルエンザへの対応については、関係機関と連携し、情報等の共有を図りながら的確に取り組む必要があります。
- ⑥ 香肌峡県立自然公園の特別地域に指定した松本市富永区のトチノキ群落の樹勢回復を進めるため、県、市、地元住民、有識者等による富永生態系維持回復事業協議会を立ち上げました。今後は、同協議会において活動内容等を協議しながら、継続的な生育調査や生育環境を改善するための間伐等を実施していく必要があります。また、祓川自然環境保全地域では、祓川生態系維持回復事業計画に基づき、保全種であるタナゴ類4種、淡水二枚貝類7種の生息環境の回復を図るため、大陸からの導入型コイや外来魚の駆除を行いました。引き続き、地域住民、関係団体、関係行政機関と協力して、保全種の生息環境の回復に取り組むことが必要です。
- ⑦ 県民に安全で快適な環境を提供する中で自然とのふれあいを促進するため、県内7つの自然公園施設について、市町等との維持管理契約を継続するとともに、災害や老朽化により補修が必要な7施設の復旧を進めました。平成16年度に甚大な被害を受けた大杉谷登山歩道については、平成25年度に全線の復旧が完了し、平成26年度のシーズンには8,604名（前年の3.6倍）の登山者が訪れました。また、計画的な施設整備を進めるため、自然公園施設の整備計画を策定しました。今後は、整備計画に基づいて着実に施設の補修等を行い、利用者の満足度の向上に結びつけていくことが必要です。
- ⑧ 鳥羽市エコツーリズム推進協議会などに、市町や関係団体等とともに参画し、自然公園等の地域資源を活用したエコツーリズムの取組を推進しました。また、平成28年の伊勢志摩国立公園指定70周年に向けた準備委員会に参画し、記念事業等の準備を進めました。引き続き観光部局等と連携し、各種イベントの開催や情報発信を行い、自然とのふれあいを促進する必要があります。

**平成27年度の改善のポイントと取組方向【農林水産部 次長 吉川 敏彦 電話：059-224-2501】**

- ① 三重県の豊かな自然が継承され、県民が自然とのふれあいや地域への愛着を深めることができるよう、里地里山保全活動に取り組む団体の認定を行うとともに、認定団体による里山整備やNPO等が行う希少野生動植物種の自主的な保全活動を支援します。
- ② 「三重県レッドデータブック」の改訂を踏まえ、生物多様性の保全上重要な地域における県指定希少野生動植物種の生息・生育状況調査を継続的に進めるとともに、野生生物の保全に対する県民の理解や活動を広めるため、引き続き子どもたちが参加する野生生物の観察会を行うほか、外来生物対策に

かかる普及啓発、県民やNPO等団体と連携した県指定希少野生動植物種の保全活動を実施します。また、豊かな生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組を進めていくための計画である「みえ生物多様性推進プラン」の改定を進めます。

- ③ わなによる狩猟および有害鳥獣捕獲の適正な実施および安全性を確保するため、狩猟者等が行う標識の設置等に対し支援を行います。また、引き続き、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図るため、鳥獣保護員により、狩猟の取締りや指導を行います。さらに、捕獲者の増加を図るため、猟友会と連携し、狩猟免許の取得促進に向けたPR等に取り組むとともに、狩猟免許の更新を促進するため、免許更新の案内通知の送付に取り組みます。
- ④ 鳥獣保護法の改正に伴い策定した鳥獣保護管理事業計画に基づき、県による捕獲を実施します。また、県による捕獲、市町が中心に行う有害鳥獣捕獲、各地域での狩猟による捕獲とを適切に組み合わせることにより、増えすぎたニホンジカ等の生息数の減少につなげます。
- ⑤ 死亡野鳥等における高病原性鳥インフルエンザに関しては、国、県、市町等の関係機関と連携し、情報等の共有を図りながら的確かつ迅速に対応します。
- ⑥ 香肌峡県立自然公園における富永生態系維持回復事業では、トチノキの生育環境を改善するための間伐等について、実施時期や具体的な手法を協議会において検討し、地域住民等と協力しながら適切に進めます。また、鈴鹿国定公園において、生態系の維持・回復を図るため、地元の市町やNPO法人と協力しながら外来植物の駆除や在来植物の植栽等を進めます。さらに、祓川における生態系の維持回復に向け、祓川環境保全全体会議で協議するとともに、地域住民、関係団体、関係行政機関と協力して、外来魚の駆除に取り組みます。
- ⑦ 利用者が安全・快適に自然公園施設を利用できるよう、災害で被災した自然公園施設等の整備を計画的に進めます。また、自然公園施設や三重県民の森、三重県上野森林公園などにおいて、施設の維持管理を委託している市町等や指定管理者と連携し、県民が自然とふれあう機会の創出につながるよう、魅力あるイベントの開催や情報発信などに取り組みます。
- ⑧ 自然とのふれあいを促進するため、平成28年の伊勢志摩国立公園指定70周年に向けて、「全国エコツーリズム大会」の誘致を進めるとともに、前年の平成27年には、関係者と連携してプレイベントや情報発信等を実施し、伊勢志摩国立公園の素晴らしい自然を活かしたエコツーリズムの取組を推進します。また、エコツーリズムの取組の舞台となる伊勢志摩地域の自然公園施設について整備を行います。

\* 「○」のついた項目は、平成27年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 154

大気・水環境の保全

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

自動車排出ガスや生活排水など身近な暮らしの環境問題に対する意識が高まり、県民の皆さんやさまざまな主体が協力して大気や水環境の保全に積極的に取り組んでいます。

また、大気や河川、海域の環境基準\*が達成され、県民の皆さんが良好な大気・水環境のもとで、健康的な生活を営んでいます。

平成 27 年度末での到達目標

県民や事業者の皆さんによる、自動車排出ガスによる局地的な大気汚染の解消への取組が進み、大気環境測定地点における大気環境基準が達成されるとともに、生活排水処理アクションプログラムの目標の達成等により、河川や海域における水質が維持または改善しています。

また、地域において森・川・海のつながりを意識しながら、さまざまな主体による連携した取組が活発に行われるようになっていきます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標については、目標を達成できませんでしたが、生活排水処理施設の整備が進むなどの活動指標の達成状況もふまえ、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【\*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
大気環境および水環境に係る環境基準の達成率	76.7%	93.9%	95.0%	96.0%	0.95	97.0%
		92.9%	92.1%	91.2% (速報値)		

目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方

目標項目の説明	大気環境測定地点および河川・海域水域における環境基準の達成割合
27 年度目標値の考え方	全地点および全水域で環境基準を達成することを前提とし、一部の環境基準の達成が著しく困難な水域については、水質改善を図ることとして目標値を設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
15401 大気・水環境への負荷の削減	大気・水質の排出基準適合率	99.2%	100%	100%	100%	0.99	100%
			99.3%	99.3%	99.1%		

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
15402 自動車 環境対策の推進	NOx・PM 法対策地 域内の大気環境 基準達成率		100%	100%	100%	1.00	100%
		60.0%	100%	100%	100% (速報値)		
15403 生活排 水対策の推進	生活排水処理施 設の整備率		78.8% (23年度)	79.7% (24年度)	80.5% (25年度)	1.00	81.4% (26年度)
		78.0% (22年度)	79.1% (23年度)	79.5% (24年度)	80.8% (25年度)		
15404 伊勢湾 の再生	水環境の保全活 動に参加した県 民の数		19,000人	24,500人	25,500人	1.00	26,500人
		16,475人	23,834人	21,725人	25,984人		
15405 環境保 全のための調査 研究の推進	調査研究成果件 数		4件	4件	4件	1.00	4件
		3件	4件	2件	4件		

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	15,597	14,330	14,162	13,484	20,172
概算人件費		1,244	1,232	1,173	
(配置人員)		(138人)	(134人)	(132人)	

### 平成 26 年度の取組概要

- ①32 測定局（四日市市測定局 10 局を含む）で二酸化窒素、光化学オキシダント、PM2.5(微小粒子状物質)\*等 7 項目を測定して、大気環境基準の達成状況を把握し、測定結果（速報値）をホームページに掲載
- ②工場・事業場の立入検査を実施（検体採取を伴う立入工場・事業場数 48、その他の立入工場・事業場数 600）し、ばい煙（いおう酸化物、ばいじん、有害物質）、揮発性有機化合物\*およびダイオキシン類の排出基準の適合状況を確認
- ③光化学オキシダント濃度が高い日においては、光化学スモッグ予報を発令（1日、2地域）し、光化学スモッグによる被害を未然に防止（光化学スモッグによる被害報告なし）
- ④自動車 NOx・PM法\*対策地域において、自動車排ガス測定局等（15 測定局）で二酸化窒素および浮遊粒子状物質を測定
- ⑤PM2.5 について、注意喚起する体制を維持。また、注意喚起の対象範囲を県内一括から 3 地域（「北勢・中勢・南勢志摩」、「伊賀」、「東紀州」）に区分し注意喚起の運用を見直し
- ⑥47 河川 62 水域、4 海域 8 水域における BOD\*、COD\*等の水質測定ならびに地下水 38 地点における水質測定を実施し、公共用水域の環境基準の達成状況を把握
- ⑦工場・事業場の排水量や有害物質の使用を考慮して立入検査を実施（採水を伴う立入工場・事業場数 264、その他の立入工場・事業場数 296）
- ⑧県内 43 河川を対象として水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定を実施（平成 27 年 1 月 27 日告示）
- ⑨伊勢湾の再生に向け、三重大学など研究機関と連携し貧酸素水塊等の対策に係る調査研究を実施



- ⑩国の平成 24 年度補正予算で措置された「海岸漂着物地域対策推進基金」を活用し、県内の海岸漂着物の回収・処理を実施。発生抑制対策として、映画CM、テレビCM、ラッピング電車等を活用した広報や、海岸漂着物問題に係るキャンペーンを実施。さらに、子ども向けの啓発展示物を三重県環境学習情報センターに新設。また、東海三県一市の海岸漂着物対策検討会として、連携して海岸漂着物問題の普及啓発に取り組むとともに、財政措置の継続等について国への提言活動を実施
- ⑪海岸清掃等のボランティア活動である「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」を愛知県、岐阜県等に呼びかけて実施
- ⑫市町および関係部と連携して、下水道、集落排水や浄化槽などの生活排水処理施設の整備を推進

### 平成 26 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①県内の二酸化いおう、二酸化窒素、浮遊粒子状物質等について、すべての測定局（32 測定局）で環境基準を達成する見込み（速報値）であり、おおむね良好な大気環境が維持されていました。
- ②大気環境に与える影響が大きいと思われる工場・事業場のうち 48 箇所で検体採取したところ、すべてで排出基準を満足していました。
- ③光化学オキシダント濃度が高い場合に光化学スモッグ予報を発令しました。また、光化学スモッグの主な原因物質と考えられる揮発性有機化合物等の規制対象事業場に立入検査を行いました。引き続き揮発性有機化合物等の排出抑制に取り組む必要があります。
- ④NO<sub>x</sub>・PM法対策地域の測定局において、NO<sub>x</sub>が4年連続で環境基準を達成（平成 26 年度は見込み）しています。引き続き目標年度となる平成 32 年度（中間目標年度は平成 27 年度）に向けて対策地域内の大気環境の状況を注視していく必要があります。
- ⑤PM2.5 の指針値超過のおそれがなく注意喚起した日はありませんでした。また、県内一括での注意喚起の運用を、地域濃度の実態に合わせて見直しました。引き続き指針値超過のおそれがある場合は的確に注意喚起を行っていく必要があります。
- ⑥閉鎖性海域である伊勢湾の環境基準達成率（COD）は 44%（平成 26 年度 速報値）であり、近年 50%前後の達成率で推移しています。毎年、赤潮や貧酸素水塊も発生しており、引き続き改善対策が必要な状況にあります。
- ⑦採水を伴う立入検査の対象とした工場・事業場のうち 18 箇所において排出基準の超過があったことから改善指導を行いました。
- ⑧平成 26 年度に水生生物の保全に係る水質環境基準の類型を新たに指定しました。平成 27 年度からは、当該基準に係る項目の常時監視を行っていく必要があります。
- ⑨伊勢湾の再生に向け、三重大学など研究機関と連携し、貧酸素水塊等の対策に係る調査研究を実施しました。貧酸素水塊等の対策に向けては、さらなる知見の蓄積が必要です。
- ⑩県内海岸における漂着物の回収処理が進むとともに、伊勢湾流域圏に広く漂着物の問題を発信することができました。また、東海三県一市が連携し、伊勢湾総合対策協議会として海岸漂着物対策に係る国への提言活動等を行ったところ「地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）」が措置されました。これにより、平成 27 年度以降も継続して海岸漂着物の回収処理および発生抑制対策を推進することが可能となりましたが、一部地方負担が必要な制度となりました。今後東海三県一市が連携し、海岸漂着物問題の解決に向け、取り組んでいく必要があります。
- ⑪「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」に県内で 25,500 名以上の方々に参加されたほか、民間団体による広域圏で連携した活動も拡大しました。伊勢湾の再生に向けては、今後も引き続き取組の拡大を図る必要があります。



⑫生活排水処理施設の整備は 79.5% (24 年度) から 80.8% (25 年度) に進展しました。しかし全国平均 (88.9%) に比較してまだ低く、単独処理浄化槽と汲み取り世帯を合わせて約 36 万人の未整備人口が残されているため、引き続き「生活排水処理アクションプログラム」に基づき生活排水処理施設の整備を進める必要があります。また、次期「生活排水処理アクションプログラム」策定のため、国から出された生活排水処理施設「10 年概成」の方針をふまえ平成 26 年 10 月に県の「生活排水処理アクションプログラム策定方針」を策定しました。

#### 平成 27 年度の改善のポイントと取組方向【環境生活部 次長 林 秀樹 059-224-2305】

- ①大気環境の常時監視は、平成 26 年度に四日市市が新たに管理することとなった 1 測定局も含め、33 測定局 (四日市市測定局 11 局を含む) での的確な測定を実施し、引き続き測定結果を公開していきます。
- ②大気環境の保全のため、引き続き工場・事業場における排出基準の遵守を徹底するほか、立入検査時に工場・事業場の経営者等との対話によりコンプライアンス意識の向上を図ります。
- ③揮発性有機化合物を使用する工場・事業場に対して排出抑制に係る取組を求めるなど、引き続き光化学スモッグへの対策を進めます。
- ④NO<sub>x</sub>・PM 法対策地域における二酸化窒素および浮遊粒子状物質の測定を行い、引き続き大気環境の状況を注視するとともに、関係団体に調査データの情報提供を行っていきます。
- ⑤PM2.5 について、県民の関心に応えるため、迅速な注意喚起の情報提供を行っていきます。
- ⑥公共用水域の水質改善のため、引き続き平成 23 年度に策定した第 7 次の伊勢湾水質総量削減計画に基づき、工場・事業場等からの汚濁負荷を削減していきます。
- ⑦工場・事業場における排水基準等の遵守を徹底するほか、立入検査時に工場・事業場の経営者等と対話を行い、コンプライアンス意識の向上を図ります。
- ⑧水生生物の保全に係る水質環境基準について、常時監視を行います。
- ⑨伊勢湾の再生に向け、大学など研究機関と連携し、貧酸素水塊等の対策に係る調査研究を進めるほか、関係部局と連携し、伊勢湾再生行動計画に基づく施策を着実に実施します。
- ⑩国の平成 26 年度補正予算で措置された「海岸漂着物等地域対策推進事業」を活用し、県内の海岸漂着物の回収・処理および発生抑制対策を実施します。東海三県一市の海岸漂着物対策検討会において、本県がリーダーシップを取り、引き続き発生抑制等の検討、国への提言などに積極的に取り組みます。
- ⑪海岸漂着物対策においては、民間団体等によるボランティア活動が非常に重要であることから、県民、民間団体、企業などさまざまな主体の参画による「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」を拡大していきます。
- ⑫生活排水処理未普及人口の早期解消に向けて、引き続き「生活排水処理アクションプログラム」に基づき、市町および関係部と連携して、生活排水処理施設の整備を進めます。浄化槽整備については、県費上乘せ補助制度により、単独処理浄化槽や汲み取りから合併処理浄化槽への転換や、市町設置型への移行を促進します。また、新たに策定した県の「生活排水処理アクションプログラム策定方針」に基づき、次期「生活排水処理アクションプログラム」(中期目標 (平成 37 年度)・長期目標 (平成 47 年度)) を策定します。

\* 「○」のついた項目は、平成 27 年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 2 1 1

人権が尊重される社会づくり

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

さまざまな主体と連携した人権施策が展開され、県民一人ひとりが、互いの人権を尊重し、多様性を認める意識を高めるとともに、あらゆる差別の解消が進み、個性や能力を発揮できる機会が誰にでも与えられる社会になっています。

平成 27 年度末での到達目標

人権啓発・教育が推進され、県民一人ひとりが、人権に対する理解と認識を深めるとともに、人権尊重の視点に立ったまちづくりに主体的に取り組んでいます。

また、差別や人権侵害等に対する人権相談体制等が整備され、差別や人権侵害を許さない、人権文化が定着した社会づくりが進展しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	県民指標の数値目標を達成するとともに、全ての活動指標において目標値を達成していることから、「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	--

【\*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
目標項目	現状値	目標値	目標値	目標値	目標値	目標達成	目標値
		実績値	実績値	実績値	実績値	状況	実績値
人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合		27.0%	29.0%	31.0%	1.00		33.0%
	24.9%	26.7%	30.3%	31.4%			

目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方

目標項目の説明	e-モニターおよび啓発イベントによるアンケートにおいて、人権が尊重されている社会になっていると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した人の割合
27 年度目標値の考え方	県内における人権教育・啓発の推進や相談体制の充実等を図ることにより、人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合を、4 年間で 8.0% 増加させることをめざして、平成 27 年度の目標値を 33.0% と設定しました。

活動指標		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値	目標値	目標値	目標達成	目標値
			実績値	実績値	実績値	状況	実績値
21101 人権が尊重されるまちづくりの推進 (環境生活部)	地域における「人権が尊重されるまちづくり」推進研修の受講者数		950 人	1,000 人	1,040 人	1.00	1,040 人
		903 人	881 人	1,198 人	1,095 人		

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
21102 人権啓発の推進 (環境生活部)	人権イベント・講座等の参加者数	38,649人	39,500人 40,247人	40,000人 40,103人	40,500人 40,749人	1.00	41,000人
21103 人権教育の推進 (教育委員会)	人権教育を総合的・系統的に進めるためのカリキュラムを作成している学校の割合	41.2%	55.0% 55.2%	60.0% 61.2%	65.0% 65.5%	1.00	70.0%
21104 人権擁護の推進 (環境生活部)	人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会の受講者数	994人	1,050人 990人	1,100人 896人	1,150人 1,191人	1.00	1,200人

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	818	609	619	654	647
概算人件費		514	543	506	
(配置人員)		(57人)	(59人)	(57人)	

### 平成26年度の取組概要

- ①「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン年次報告」を取りまとめ、平成25年度の人権施策の取組状況を県民に公表。また、「三重県人権施策基本方針」の第二次改定に向けて、骨子案を作成し、三重県人権施策審議会等で審議
- ②人権が尊重されるまちづくりの取組を推進するため、住民組織やNPO、団体、企業等のさまざまな主体が主催する研修会に講師を派遣（講師派遣件数35件、参加者数1,095人）
- ③市町が設置する隣保館が、地域住民の福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権問題の解決のための各種事業を実施することができるよう、隣保館の運営に必要な支援を実施
- ④テレビ・ラジオ等の各種広報媒体を活用した広報や感性に訴える啓発、人権メッセージの募集等の参加型啓発、スポーツ組織との連携による啓発等さまざまな手法を活用した人権啓発を実施（県民人権講座4回開催・参加者数714人、移動人権啓発21回実施・参加者数1,589人）
- ⑤子どもたちが生活の中にある差別・偏見などの問題に適切に対応できるよう、学校が家庭・地域と連携し、自他の人権を守るための実践行動力や自尊感情を育成するための取組を推進
- ⑥県人権センターにおいて、人権相談に対応するとともに、隣保館をはじめとする各種機関の相談員等を対象にスキルアップ講座を開催（相談件数738件、弁護士による相談月2回実施）
- ⑦インターネット上の差別的な書き込みに早期に対応することができるよう、モニタリング活動に取り組むとともに、地域でのモニタリング活動や啓発に取り組む人材の育成のための講座を開催（講座3回開催、参加者数128人）

### 平成 26 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づき、人権施策を推進しましたが、平成 26 年中には、津地方法務局管内で 625 件（前年比 10 件増）の人権侵害事件が発生していることから、人権をめぐる社会状況の変化等をふまえ、今後の取組方向を明確にし、人権が尊重される社会を実現していくため、「三重県人権施策基本方針」の第二次改定等に取り組むことが必要です。
- ②地域のさまざまな主体が行う研修会等に講師等を派遣し、人権が尊重されるまちづくりの取組を支援しましたが、制度の活用が十分でない地域もあることから、取組が県内全域に拡大するよう、市町等と連携し、制度の周知や先進事例の広報等に取り組む必要があります。
- ③隣保館が、生活上の各種相談事業や人権問題の解決のための各種事業を実施することにより、地域住民の福祉の向上や交流を促進することができました。今後も、隣保館が地域住民の福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点としての役割を果たすことができるよう、引き続き隣保館の取組を支援していく必要があります。
- ④県人権センターを拠点に、人権啓発講座の開催やテレビ・ラジオ等の各種広報媒体を活用した広報や感性に訴える啓発、スポーツ組織との連携による啓発、大型商業施設等に出向いて行う移動人権啓発の実施などにより、多様な機会を提供することができましたが、人権が尊重される社会を実現していくためには、より多くの県民に啓発することができるよう工夫していくことが必要です。
- ⑤子どもたちが生活の中にある差別・偏見などの問題に適切に対応できるよう、学校が家庭・地域と連携し、自他の人権を守るための実践行動力や自尊感情の育成に取り組んでいます。「人権問題に関する教職員意識調査」で明らかになった若手教職員の育成や校内 OJT の促進等に関わる課題について、改善する必要があります。
- ⑥県人権センターで相談員等を対象にスキルアップ講座を開催し、相談員等の資質向上を支援しましたが、相談者のニーズは多様化していることから、さまざまな知識の習得など相談員等の資質向上に加え、各相談機関との連携を強化していくための環境づくりに取り組む必要があります。
- ⑦インターネット上の差別的な書き込み等に早期に対応するため、モニタリングに取り組み、プロバイダ等に対して削除要請等を行いました。インターネット上の人権侵害に関する事案は増加していることから、モニタリング活動に引き続き取り組むとともに、インターネットを悪用することなく互いの人権を尊重した行動につなげていくための啓発活動を推進していく必要があります。

### 平成 27 年度の改善のポイントと取組方向【環境生活部 次長 北村 文明 電話：059-224-2468】

- ①人権が尊重される社会を実現していくため、「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づき、さまざまな主体と連携して、人権尊重の視点に立った行政を推進します。また、人権をめぐる社会状況の変化やこれまでの取組の検証をふまえ、対応の強化が求められている課題や新たに対応すべき課題等に対応するため、「三重県人権施策基本方針」の第二次改定等に取り組めます。
- ②人権が尊重されるまちづくりの取組が県内全域に広がるよう、人権が尊重されるまちづくりに取り組んでいる人たちや団体等のネットワークを活用し、支援制度の周知等に取り組むことにより、さまざまな主体による自主的な取組を促進します。
- ③市町の隣保館活動を支援し、隣保館における相談事業、啓発および広報活動、地域交流などの隣保事業の実施を通して、同和問題をはじめとする人権課題の解決に向けた環境づくりを進めます。
- ④県民一人ひとりの人権意識の高揚をめざし、啓発の内容や開催形式、時間構成などに工夫を行うとともに、市町や関係団体等と連携して事業の周知に取り組めます。また、企業等と連携し、大型商業施設など人が大勢集まる場所に出向くなどして多様な機会を提供し、より多くの県民に啓発することができるよう取り組めます。

- ⑤教育活動全体を通じた人権教育を展開できるよう、学校における人権教育カリキュラムの作成を進めます。また、子どもが安心して学び、生活できるよう、人権教育推進協議会の整備等、学校・家庭・地域が連携・協議する仕組みを充実させます。さらに、若手教職員を対象とした県主催の研修会の充実や学校が行う校内研修会の活性化、小学校版「人権学習指導資料」の作成・配布等により教職員の取組を支援します。
- ⑥県民からの人権相談に迅速かつ的確に対応することができるよう、人権に関わる相談員等の資質向上を図るとともに、情報共有や意見交換の場を提供することにより、各相談機関のネットワークの充実に取り組みます。
- ⑦インターネット上の差別的な書き込み等に対して、国等と連携し、削除要請等の対応を行うとともに、インターネット上の人権問題および適正な利用に関する講座を開催するなど啓発に取り組みます。

\* 「○」のついた項目は、平成27年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 2 1 2

男女共同参画の社会づくり

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが性別に関わらず、自立した個人としてその個性と能力を十分に発揮できる機会が確保され、それぞれに多様な生き方が認められる社会が実現しています。そこでは、男女が、対等な立場で家庭、学校、職場、地域など社会のあらゆる分野における活動に積極的・主体的に参加し、共に責任を担っています。

平成 27 年度末での到達目標

男女共同参画意識の普及が進み、行政や企業、各種団体等において男女が対等な構成員として、政策や方針の決定過程に共に参画し活動する社会づくりが進展しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標が目標値を上回り、活動指標も4指標のうち3指標が目標値を上回ったことをふまえ、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【\*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標 目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
社会全体において男女が平等になっていると思う人の割合	/	15.0%	15.0%	16.5%	1.00	18.0%
	13.9%	11.5%	11.5%	17.5%		/

目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方

目標項目の説明	e-モニターによるアンケートにおいて、「社会全体で男女の地位が平等になっていると思いますか」という設問に対して、「平等である」と回答した人の割合
27 年度目標値の考え方	県内における男女共同参画意識の普及や女性の登用促進を図ることにより、男女が平等になっていると思う人の割合を 10 年後に 10% 増加させることをめざして、平成 27 年度の目標値を 18.0% と設定しました。

活動指標 基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
21201 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進 (環境生活部)	県・市町の審議会等における女性委員の登用率	/	25.7%	26.7%	27.2%	0.95	28.7%
		24.7%	25.1%	24.9%	25.8%		/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
21202 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進 (環境生活部)	男女共同参画フォーラムの男性参加率		30.0%	43.0%	43.0%	1.00	45.0%
		23.5%	42.2%	32.4%	45.1%		
21203 働く場と家庭・地域における男女共同参画の推進 (環境生活部)	女性の能力発揮促進のため、積極的な取組を行っている企業等の割合		24.6%	27.0%	27.0%	1.00	27.0%
		23.6%	27.9%	29.3%	29.5%		
21204 性別に基づく暴力等への取組 (健康福祉部)	「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の啓発箇所数		15か所	18か所	21か所	1.00	24か所
		12か所	15か所	18か所	24か所		

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	205	150	126	138	172
概算人件費		189	156	151	
(配置人員)		(21人)	(17人)	(17人)	

### 平成26年度の取組概要

- ①三重県男女共同参画審議会による県の男女共同参画施策の実施状況に対する評価を実施し、中間評価として取りまとめ（審議会開催状況：全体会 2回、部会 3部会を各4回開催）
- ②庁内各部局に対し、県附属機関等の委員への積極的な女性登用および「第2次三重県男女共同参画基本計画第一期実施計画」に沿った男女共同参画施策の推進を要請（男女共同参画推進幹事会、政策会議、共通幹事会等の場も活用）
- ③市町主管課長会議、担当職員研修会を開催し情報共有・連携を図り、市町審議会等への女性登用を働きかけるとともに、各市町の基本計画の推進や基本計画の策定等を支援し、市町における男女共同参画を促進（主管課長会議2回、担当職員研修3回、大紀町の基本計画策定に助言）
- ④三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、研修学習、参画交流、相談等の事業を実施（フレンテまつり：6月7、8日（参加者延べ5,300名）、男女共同参画フォーラム：11月8、9日（参加者446名）、講座・セミナー等：36回開催、出前講座等：51回実施、相談件数：2,075件）
- ⑤企業の経営者や人事労務担当者等を対象に、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントの防止に向けた、仕事と育児が両立できる職場づくりセミナーを実施。また、企業等の職場研修会等に講師を派遣し、マタハラ、パタハラのない職場風土づくりを支援（職場づくりセミナー：9月4日（参加者75名）、講師派遣：8回）
- ⑥地域経済団体等で構成する「みえ女性活躍推進連携会議」により広く県内企業・団体等に働きかけ、「女性の活躍推進三重県会議」で企業・団体等の取組を「見える化」し機運を醸成（連携会議：8月4日、3月10日、三重県会議キックオフ大会：11月9日、参加者：会員をはじめとする企業・団体等の経営者、人事労務担当者、県民等230名、3月末会員数：105会員）

また、男性管理職を対象としたセミナーを開催し、女性の意欲と能力を高め、活躍を引き出す人材育成を進められるよう支援するとともに、女性管理職のスキルアップ支援や企業・業種を越えたネットワークの構築に向けて交流を支援（男性管理職向けセミナー2月10日、参加者35名：女性管理職スキルア



- ップセミナー：2月7日、8日、21日 参加者延べ75名、交流会：11月8日 参加者32名、3月1日 参加者88名)
- ⑦「三重県DV\*防止及び被害者保護・支援基本計画（第4次改定版）」に基づき、市町や関係機関・団体等と連携し、DVの防止と被害者の立場に立った支援を実施するため、県DV防止会議1回、地域DV防止会議5回開催
  - ⑧「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日）に警察、市町、関係機関・団体等と連携した街頭啓発、女性に対する暴力防止啓発セミナーを実施。DV相談先カードの公共施設、コンビニエンスストア、ショッピングセンター等への配置により相談・支援先を周知。また、デートDV防止パンフレット等を県立高校1年生および県立高校養護教諭に配布して啓発（街頭啓発23か所（桑名駅前他）、啓発セミナー1回開催（11月15日：亀山市）、DV相談先カードの配置616か所、デートDV防止パンフレットの配付：14,550冊）
  - ⑨性犯罪・性暴力の被害者に対し、女性相談員での対応や初期産婦人科的処置等の支援をワンストップで行う相談窓口の設置を検討するため、同様の窓口を設置済の県にベンチマーキング（埼玉県外4県）を行うなど調査研究を実施

### 平成26年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①三重県男女共同参画審議会による事業課に対するヒアリングを実施し、男女共同参画施策の実施状況について中間評価を取りまとめました。女性の活躍推進が求められる中、平成25年度の知事への提言・評価に対する取組状況や施策の実施状況を継続して把握し、総合的に施策を推進していくことが必要です。また、女性の活躍推進や少子化対策が社会的課題として大きく取り上げられている中、男女共同参画、女性の活躍等に関する現在の県民意識を把握する必要があります。
- ②平成26年4月1日時点の県・市町審議会等における女性委員の登用率は、25.8%と0.9ポイントの増となりました（県：33.6%で1.3ポイント増、市町：24.8%で0.8ポイント増）。政策・方針決定過程への女性の参画を進めるため、引き続き庁内各部署に委員への女性登用を強く働きかけていくことが必要です。
- ③市町主管課長会議、担当職員研修会を開催し市町間を含めた情報共有・連携を図りました。引き続き、さまざまな機会をとらえて市町における男女共同参画の推進を支援していくとともに、市町審議会等への女性登用を強く働きかけていく必要があります。
- ④三重県男女共同参画センターの「フレンテまつり」を「ファザーリング全国フォーラム in みえ」とのタイアップ事業と位置づけ、男性の不妊治療や育児参画をテーマとするとともに、ママを元気にするイベントとコラボ開催したことで、従来になく幅広い年齢層と、多くの男性の参加が得られました。「男女共同参画フォーラム」は、女性の活躍推進に加え、子育て中の部下をはじめとする多様な人材をマネジメントできる上司（イクボス\*）をテーマに開催しました。男女共同参画に関する意識改革と行動変容を図るために、引き続き、各事業のテーマや講師等を工夫していく必要があります。
- ⑤マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントの防止に向けた職場づくりセミナーや企業等の職場研修会等の講師派遣を行いました。引き続き、企業等にマタハラ等の防止に向けた取組を促していく必要があります。また、これから社会に出る若年世代への啓発も必要です。
- ⑥女性の活躍推進の機運をさらに高めていくために、企業・団体等が加入する「女性の活躍推進三重県会議」に、より多くの企業・団体等の加入が得られるよう、セミナー事業の実施や加入要請等を行っていく必要があります。
- ⑦DV被害者支援について、関係機関による「DV防止会議」を8月25日に開催し、「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画（第4次改定版）」の進捗状況の確認や情報共有を行いました。

また、性別にとらわれない被害者支援の充実のため、男性被害者相談の研修事業を 11 月 8 日に実施し、相談体制の充実を図りました。今後も DV 被害者対応等について、関係機関等と連携を強化した取組を行う必要があります。

- ⑧ DV 相談先カードを公共施設、コンビニエンスストア、ショッピングセンター等に配置して相談・支援先を周知しました。また、デートDV防止パンフレットを県立高校 1 年生に配布して啓発しました。DV 被害者が一人で悩まず相談できるよう、相談・支援先の継続した周知が必要です。
- ⑨ 性犯罪・性暴力被害者のワンストップ支援センターについて、設置済の県へのベンチマーキング等の調査研究を行ってきました。この結果をふまえ、三重県の南北に長く、複数の都市に人口が分散する地理的な条件等に対応した支援体制を構築していく必要があります。

### 平成 27 年度の改善のポイントと取組方向【環境生活部 次長 北村 文明 059-224-2468】

- ① 第 2 次男女共同参画基本計画第一期実施計画の最終年度にあたって、三重県男女共同参画審議会による知事への提言や評価をふまえ、より一層男女共同参画の視点を持って施策・事業が実施されるよう各部に働きかけていきます。また、第 2 次男女共同参画基本計画第二期実施計画を策定します。  
なお、男女共同参画、女性の活躍等をより効果的に推進していくために、現在の県民意識を調査、分析します。
- ② 県審議会等における女性委員の登用をさらに推進していくため、引き続き庁内各部に強く働きかけていきます。
- ③ 市町主管課長会議等において女性の活躍促進をはじめとする国の動き等について情報提供するとともに、市町審議会等への積極的な女性の登用を働きかける等、男女共同参画の取組推進のために市町の実情に応じて支援していきます。
- ④ 三重県男女共同参画センターが実施する事業に、県が重点とする取組が反映されるよう密接に連携を図りながら、男女共同参画意識の普及とともに、女性の活躍促進や男性の育児参画などの具体的行動につながるよう、研修学習や参画交流等の事業を進めていきます。
- ⑤ マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントの防止に向けた企業等の取組を促すため、各企業等が実施する取組を支援していきます。また、大学生等を対象に、就職後のマタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントの防止に向けた啓発を行っていきます。
- ⑥ 企業・団体等に「女性の活躍推進三重県会議」への加入を引き続き働きかけ、女性の活躍推進の輪を拡げていくとともに、経営者や男性管理職向けセミナーの開催、企業の取組へのアドバイザー派遣などの支援を行います。また、女性人材の育成とネットワーク交流会を雇用経済部等と連携して実施していきます。
- ⑦ DV 被害者等の要保護女性の保護・自立支援や性別にとらわれない相談事業の充実や民間団体、関係機関と連携した取組を進めていきます。
- ⑧ DV をはじめとするあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成に向けて、県民に対して啓発していくとともに、DV 被害者に相談・支援体制の情報等が届くよう取り組んでいきます。また、高校生等の若年層に対して、デートDV 予防のための啓発を行っていきます。
- ⑨ 性犯罪・性暴力被害者が相談しやすいよう女性の相談員が対応する専門の窓口となり、県内各地域の産婦人科の連携病院による初期の処置への支援や、必要に応じた精神科医の紹介、関係機関・団体等と連携した心理相談、法律相談などを行うことにより被害者の心身の健康の回復を図る総合的な支援体制（ワンストップ支援センター）として「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」を設置し、運営していきます。

\* 「○」のついた項目は、平成 27 年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 2 1 3

多文化共生社会づくり

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体が連携して、多文化共生社会づくりに取り組むことにより、国籍や民族などの異なる人びとが、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係のもとで、地域社会の一員として安心して快適に暮らしています。

平成 27 年度末での到達目標

外国人住民が抱える教育、就労などの生活課題の解決に向け、NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体が連携し、それぞれが役割、取組方向を理解して、外国人住民が地域社会に参画しやすい環境づくりを進めています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標はわずかに目標値を下回ったものの、活動指標も含めほぼ達成できたことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【\*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
多文化共生に 取り組む団体 数	/	160 団体	175 団体	190 団体	0.99	200 団体
	146 団体	161 団体	174 団体	188 団体		/

目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方

目標項目 の説明	多文化共生事業に県と協働で取り組む団体・企業および国際交流団体の数
27 年度目標 値の考え方	国際化に取り組む団体が増加することにより、地域での自主的な活動が活性化することから、毎年 10 団体程度増加させることを目標に 200 団体と設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
21301 外国人 住民との円滑な コミュニケーション支援 (環境生活部)	日本語指導ボラ ンティア数	/	670 人	680 人	690 人	0.99	700 人
		655 人	671 人	689 人	680 人		/
21302 外国人 住民の地域社会 参画支援 (環境生活部)	セミナー、ボラ ンティア研修等 参加者数	/	350 人	400 人	450 人	1.00	500 人
		279 人	383 人	411 人	501 人		/

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	202	143	161	120	134
概算人件費		81	101	107	
(配置人員)		(9 人)	(11 人)	(12 人)	

### 平成 26 年度の取組概要

- ①多言語ホームページ（ポルトガル語、スペイン語、英語、日本語の 4 言語）で、外国人住民に必要な行政や制度に関する情報および生活情報を外国人住民のニーズに合った形で迅速に提供（情報掲載数：ビデオ情報 24 件、文字情報 120 件。ページビュー数：月平均 約 11,000）
- ②日本語指導ボランティア研修（入門研修）を開催（入門研修：津市 参加者数 37 名、桑名市 参加者数 46 名）
- ③多言語による外国人住民の相談窓口を設置して、生活全般にわたるさまざまな相談に応じるとともに、専門家（弁護士・臨床心理士等）による個別相談会などを開催（相談窓口等相談件数：783 件、専門家による個別相談会：年間 6 回開催 参加者数 96 名）
- ④医療通訳の育成研修を 3 言語（ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語）で開催するなど、医療通訳の利用を促進（医療通訳育成研修：津市 参加者数 83 名、公開セミナー：津市 参加者数 46 名）
- ⑤大規模災害発生時に外国人住民への支援体制を整備するため、災害時外国人サポーター研修（2 回 参加者数 96 名）と外国人住民を主な対象とした避難所訓練（2 回 参加者数 205 名）を開催。「みえ災害時多言語支援センター」の運営等について関係機関と協議するとともに、大規模災害発生時を想定した図上訓練（1 回 参加者数 28 名）を実施
- ⑥NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体が連携して、多文化共生の啓発イベントを開催（いせ人権フェスタ on バレンタインとの同時開催 参加者数約 300 名）
- ⑦JSL カリキュラム\*に係る事例収集について、対象となる教科を拡大し、実践研究を推進
- ⑧小・中・高等学校において、それぞれの外国人児童生徒の指導の状況を円滑に引き継ぐための効果的な方法について検討

### 平成 26 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①「三重県国際化推進指針（第一次改訂）」に基づき多文化共生施策を推進しましたが、グローバル化が急速に進展する中で、外国人材の活用などの国の取組や、外国人住民の割合が高い本県の状況などをふまえ、今後の取組方向を明確にする必要があります。
- ②多言語ホームページでは、外国人住民を支援するNPOなどの活動を紹介する映像情報を提供することで、外国人住民の地域社会への積極的な参加・参画についての理解を深めてもらうことができました。より多くの国籍の外国人住民に対して、より関心が高い話題を取り上げていく必要があります。
- ③日本語指導ボランティア研修（入門研修）を開催したところ、定員を超える参加がありました。研修会では、日本語教室を開設している団体を紹介するなど、団体との連携を図り日本語教室の活動の活性化に努めました。外国人住民の地域社会への参加・参画をより一層促進するため、今後とも日本語指導ボランティアに外国人住民と地域をつなぐコーディネーターの役割を担っていただく必要があります。
- ④多言語での外国人住民相談窓口を設置するとともに、専門家による相談会を開催して、外国人住民が抱える課題に対応しました。引き続き、複雑化、多様化する相談への的確な対応が必要です。

- ⑤医療通訳制度の発展・定着に向け、医療通訳育成研修を開催して医療通訳人材の育成に努めました。また、公開セミナーを開催し、医療機関関係者や外国人住民等に、医療通訳制度の周知を行いました。より多くの言語による医療通訳人材が、今後ますます求められることから、計画的な人材育成が必要です。
- ⑥外国人住民を主な対象とした避難所訓練では、技能実習生受入企業等へ参加を呼びかけることでより効果的な訓練とすることができました。災害時外国人サポーター研修では「避難所情報伝達キット」を活用し、実践的な研修を行うことができました。また、大規模災害を想定した多言語情報提供に特化した図上訓練では、あわせて「みえ災害時多言語支援センター」の設置・運営訓練を行うことで、より実践的な訓練にすることができました。外国人住民が災害時要援護者の立場から、地域社会を支える側へと活動の場を広げることができる環境をつくる必要があります。また、大規模災害時には、NPO等の中間支援組織をはじめとするさまざまな主体と一体となって、「みえ災害時多言語支援センター」を設置・運営していく必要があります。
- ⑦多文化共生啓発イベントでは、外国人住民とイベント参加者がグローバルな視点で意見交換を行うワークショップをあわせて開催しました。多文化共生社会づくりには、異なる文化を受け入れる共通認識が不可欠であることから、さまざまな団体等の主体的な参加促進や連携強化などへ取組を広げていく必要があります。
- ⑧日本語指導と教科指導の統合を目指した授業における指導方法を工夫・改善するために、指定校（小中学校 16 校（委託 7 市））や拠点校（飯野高校）を中心に実践研究を進めました。これまで実践の少なかった教科の指導事例も収集して、事例集（小中学校：30 事例（国語、算数・数学、社会、理科、英語、家庭、総合的な学習の時間）、高校：10 事例（国語、数学、理科、社会、英語））としてまとめ、研修会等（小中学校は委託 7 市以外に 10 市町の担当者が参加）で教科を拡大して情報共有しました。今後も、指導事例をより多くの学校に普及するとともに、効果の検証を行う必要があります。
- ⑨外国人児童生徒教育担当者会議（対象：県内の公立小中学校及び日本語指導の必要な外国人生徒が在籍する高校の外国人児童生徒教育担当者）を県内 6 地域で開催し、日本語指導や JSL カリキュラムに基づいた指導の方法について共有を図りました。また、小中学校・高校間において日本語の理解力や学習状況を円滑に引継ぐための方策について協議をしました。その中で、鈴鹿市の中学校と飯野高校では、試行的に中学校がカルテを作成し、高校への引継ぎを行いました。今後は、その方法、引継ぎ項目、内容、成果について検証を行うとともに、実施地域の拡大に努める必要があります。

**平成 27 年度の改善のポイントと取組方向【環境生活部 次長 北村文明 電話：059-224-2468】**

- ①さまざまな主体と連携して多文化共生社会づくりに取り組みます。また、外国人住民を取り巻く社会状況の変化などをふまえ、異なる文化的背景を生かした地域社会づくりをめざして、「三重県多文化共生社会づくり指針（仮称）」の策定に取り組みます。
- ②多言語ホームページの対応言語数を 6 言語（ポルトガル語、スペイン語、英語、日本語、フィリピン語、中国語）に増やすとともに、防災や教育など外国人住民の関心が高い話題を取り上げるなど、内容の充実を図ります。
- ③日本語指導ボランティア研修において、地域とのコーディネートに係る内容を取り入れるなど、人材の育成支援を充実するとともに、研修参加者に日本語教室を紹介するなどボランティアとして実際に活動していただけるよう働きかけます。

- ④外国人住民の生活全般にわたるさまざまな相談に対応するため、市町では配置が難しい少数言語も含めた多言語による相談窓口を設置するとともに、外国人相談窓口担当者等を対象とした研修会の開催を通じて、相談員や職員のスキルアップ、相談事例の共有化、相談員や職員同士のネットワークの構築を図ります。
- ⑤市町・NPO等と連携して、同行型および配置型の医療通訳制度の利用促進に取り組みます。医療通訳育成研修を4言語（ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語）で実施し、医療通訳の人材育成に努めるとともに、医療通訳制度のあり方について考えるセミナーを開催します。また、医療通訳に関する国の動向を注視しつつ、医療機関等と連携して取り組みます。
- ⑥大規模災害発生時に外国人住民の支援等を行うため、各種事業に取り組むほか、外国人住民等を円滑に支援するため「みえ災害時多言語支援センター」の設置・運営について関係機関と十分な協議を行い、外国人住民等の支援体制の構築に取り組みます。また、外国人住民等が災害時に地域社会を支える側へと活動の場を広げることができるよう引き続き取り組みます。
- ⑦多文化共生社会づくりに向け、新たな団体等との連携・協働の充実に取り組みます。多文化共生のための啓発イベントを新たな地域で開催し、さまざまな主体に参画していただくことで、多文化共生の意識の浸透を図ります。
- ⑧小中学校においては、外国人児童生徒巡回相談員（12名）を外国人児童生徒の在籍状況に応じて計画的・効果的に派遣して学習支援等を行うとともに、高校においては、外国人生徒支援専門員（2名）を飯野高校に配置し、日本語の支援や進路相談等を行います。また、平成26年度までの3年間で進めてきたJSLカリキュラムに係る実践研究をもとに、研修会や学校訪問等をとおして効果的な指導事例の普及・活用を進めるとともに、指定校等において、児童生徒及び教員へのアンケート等をもとにした効果の検証を進めます。
- ⑨鈴鹿市の中学校と飯野高校で試行的に行ったカルテを用いた引継ぎについて、その方法や内容の検証を行うとともに、外国人生徒の多い地域への拡大を図ります。

\* 「○」のついた項目は、平成27年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 2 1 4

NPOの参画による「協創」の社会づくり

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが、自らを社会の担い手であると認識し、NPO（ボランティア団体・市民活動団体等）に対する理解を深め、さまざまな手段によりNPO活動に参画するとともに、NPOは社会づくりの主要な担い手として自立した活動を展開し、さまざまな主体と力を合わせ、地域の諸課題に取り組んでいます。

平成 27 年度末での到達目標

県民の皆さんや企業等から、NPO活動に必要な資源（資金、人材、情報など）が提供される仕組みが強化され、NPOが自立して活動する環境が整備されています。

また、NPOとさまざまな主体がめざす姿を共有するとともに、お互いに力を合わせて社会づくりを進めていくための体制が整備されています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標が目標値を上回り、活動指標も3指標のうち2指標が目標値を上回ったことをふまえ、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【\*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	目標達成 状況	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値		目標値 実績値
NPO・ボランティア・市民活動に参加している住民の割合	/	12.5%	12.5%	20.0%	1.00	20.0%
	9.5%	7.7%	23.4%	23.1%		/

目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方

目標項目の説明	e-モニターによるアンケートにおいて、NPO・ボランティア、市民活動への参加状況について「参加している」と答えた人の割合
27 年度目標値の考え方	NPO・ボランティア・市民活動に参加している住民の割合を、平成 27 年度に現状値（平成 23 年度 9.5%）の 2 倍以上にすることを目標と設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	目標達成 状況	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値		目標値 実績値
21401 県民の社会参画活動への支援（環境生活部）	NPO法人に対する寄付金総額	/	140,000 千円 (23 年)	160,000 千円 (24 年)	190,000 千円 (25 年)	1.00	200,000 千円 (26 年)
		124,938 千円 (22 年)	152,088 千円 (23 年)	186,848 千円 (24 年)	202,295 千円 (25 年)		/



基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
21402 NPO が活発に活動で きる環境の充実 (環境生活部)	認定NPO法人 数		5 法人	10 法人	20 法人	0.20	30 法人
		1 法人	3 法人	4 法人	4 法人		
21403 NPO とさまざまな主 体との「協創」 の推進 (環境生活部)	NPOと県の連 携・協働事業数		65 事業	67 事業	71 事業	1.00	75 事業
		58 事業	65 事業	68 事業	80 事業		

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	308	221	88	70	70
概算人件費		63	64	53	
(配置人員)		(7人)	(7人)	(6人)	

### 平成 26 年度 の 取 組 概 要

- ① 認定NPO法人が増加しない状況にあることから、認定NPO法人制度の浸透状況と今後の申請見通しを把握するため、平成 26 年 8 月に 640 の NPO 法人を対象として、アンケート調査を実施(260 法人から回答)。また、NPOの主体的な取組を推進するため、中間支援団体と連携しNPOグレードアップセミナー等を開催(延べ 16 回)
- ② NPO活動について県民の理解を深め参加につなげるため、「市民活動・NPO月間」(12月)を中心に、各地域の取組との一体感を感じられるよう工夫して実施するとともに、リーディング産業展等への出展を行い、県民・企業へ情報発信。県民交流センターでは、情報をわかりやすく伝えるため「市民活動・ボランティアニュース」をリニューアル。「夢をかたちにするまちづくり～『新しい公共』のヒント集～」を、研修資料や法人向けの参考事例集として活用
- ③ 大規模災害の発生時に備えて、専門性の高い支援活動を実施するNPOとの協定を更新するとともに、新たに1団体と協定を締結。また、大規模災害時に継続的な被災者支援活動を実施する「三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金」の周知および同基金への寄附を促進
- ④ 「みえ災害ボランティア支援センター」設置マニュアル(風水害編)を策定し、支援センターとして11月の県総合防災訓練に参画するとともに、市町における災害ボランティア受入態勢について再確認。県内の大規模災害発生に備え、県内外からのボランティアを円滑に受け入れるため、支援センターのあり方に関する意見交換会を、関係団体や有識者等により開催(4回)。さまざまな分野のNPOによる被災者支援の活動を促進するため、「多分野の協働で災害を乗り越えるための研修会」を開催(6回)

### 平成 26 年度 の 成 果 と 残 さ れ た 課 題 ( 評 価 結 果 )

- ① 認定制度のアンケートに回答した法人のうち、申請への意欲を示した法人に声掛けを行った結果12件の相談がありましたが、申請への意欲を示した法人及び相談のあった法人に対して、組織運営や会計等の指導を行うことで申請法人の増加に努める必要があります。また、引き続き中間支援団体と連携して、NPOの主体的な取組を促していく必要があります。
- ② 「市民活動・NPO月間」を中心に、地域の市民活動センターと連携してPR活動を実施しましたが、引き続き中間支援団体との連携を深めて取り組んでいく必要があります。また、県民・企業等への情報発信については、イベント出展等を行いました。さらに多くの県民の関心を引き付ける工夫が必要です。

- ③大規模災害の発生時に専門性の高い支援活動を実施するNPOとの協定は、1団体増加して2団体となりましたが、新たな専門性を持つNPOと協定を締結する必要があります。また、「三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金」へは企業等から2,779,383円の寄附を集めることが出来ましたが、被災者支援を円滑に行うためには、さらに多くの寄附を呼びかける必要があります。
- ④みえ災害ボランティア支援センターのあり方に関する意見交換会の結果を報告書としてまとめました。みえ災害ボランティア支援センターの運営体制について、引き続き検討する必要があります。また、NPOが災害時に主体的な支援活動を行えるよう取組を促すとともに、現地災害ボランティアセンターの円滑な運営に向け、関係者の連携強化を促進する必要があります。

**平成27年度の改善ポイントと取組方向【環境生活部 次長 北村文明 059-224-2468】**

- ①認定NPO法人数の増加に向けて、認定申請を考えているNPO法人の意欲がさらに高まるよう情報提供や助言等をきめ細かに行うとともに、中間支援団体と連携して各種セミナーを開催し、寄附や融資の活用等によるNPO法人の運営基盤強化を促します。
- ②「市民活動・NPO月間」においては、みえ県民交流センター指定管理者や地域の市民活動センターとの連携・協働をさらに強化して情報発信に取り組みます。また、NPO・市民活動の意義や役割について、県民に向けてより分かりやすい形での情報提供に努めます。
- ③大規模災害時において迅速な被災者支援活動が行われるよう、専門性の高いNPOに対して協定の締結を働きかけるとともに、広く県民に「三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金」への寄附を呼びかけ、災害ボランティアの活動環境を整備していきます。
- ④大規模災害時において県内外からの災害ボランティアを円滑に受け入れられるよう、みえ災害ボランティア支援センターの運営体制について、引き続き検討します。また、NPOが災害時に専門性を発揮して支援活動に参加する意識の醸成に取り組みます。市町におけるマニュアル策定や訓練の実施を通して、現地災害ボランティアセンター関係者（市町・市町社会福祉協議会・NPO等）の「顔の見える関係づくり」を促します。

\*○のついた項目は、平成27年度に特に注力するポイントを示しています。



## 施策 2 2 1

## 学力の向上

【主担当部局：教育委員会】

## 県民の皆さんとめざす姿

さまざまな主体による教育への取組が進む中で、子どもたちに自ら課題を解決する力、他者と共に学び高め合う力が育まれています。

## 平成 27 年度末での到達目標

学校・家庭・地域が一体となり、子どもたちの学力向上を図ることで一人ひとりが主体的に学習に取り組み、社会人・職業人として自立するために必要な能力や態度・知識を身につけるとともに、安心して学習できる環境の中で、充実した学校生活をおくっています。

## 評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標が目標値をやや下回りましたが、平成 25 年度より数値が改善したことや、活動指標の達成状況を踏まえ、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【\*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	目標達成 状況	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値		目標値 実績値
学校に満足している子どもたちの割合	78.7%	80.5%	82.0%	83.5%	0.97	85.0%
目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	県内の公立小学校 5 年生、中学校 2 年生、高等学校 2 年生の子どもたちを対象とする「学校生活についてのアンケート（授業内容の理解、相談や質問ができる雰囲気、学校生活の安心感、目的意識の有無の 4 項目）」の平均値から算出した、学校に満足している割合					
27 年度目標値の考え方	学校に満足している子どもたちの割合については、平成 23 年度の現状値が 78.7%であり、毎年 1.5%ずつ上昇させることを目標として設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	目標達成 状況	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値		目標値 実績値
22101 子どもたちの学力の定着と向上（教育委員会）	授業内容を理解している子どもたちの割合	81.2%	82.0%	83.0%	84.0%	1.00	85.0%
		81.2%	80.6%	83.1%	84.2%		85.0%
22102 社会に参画する力の育成（教育委員会）	新規高等学校卒業者が、就職した県内企業に、1 年後定着している割合	84.4%	86.0%	88.0%	90.0%	0.94	92.0%
		(22 年度)	(23 年度)	(24 年度)	(25 年度)		(26 年度)

22103 教職員の資質の向上 (教育委員会)	研修内容を「自らの実践に活用できる」とする教職員の割合		91.0%	99.0%	99.5%	0.99	100%
		87.8%	98.1%	98.2%	99.0%		
22104 学びを支える環境づくりの推進 (教育委員会)	1,000人あたりの暴力行為発生件数		3.3件	3.2件	3.1件	未確定	3.0件以下
		4.0件	4.0件	4.7件	集計中		
22105 私学教育の振興(環境生活部)	特色化教育実施事例数		85件	90件	95件	1.00	100件
		71件	87件	91件	95件		

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	15,867	15,363	15,303	17,155	18,573
概算人件費		133,437	135,874	130,036	
(配置人員)		(14,799人)	(14,777人)	(14,638人)	

### 平成26年度の取組概要

- ① 県民総参加による学力向上の取組をさらに充実させるため、「フォローアップイベント」を実施(12月)。「第4回みえの学力向上県民運動推進会議」を開催(3月)。また、家庭での読書習慣や生活習慣等を確立するための県PTA連合会と連携したチェックシートを活用した取組を小中学校で実施(7月・11月)。さらに、推進会議委員を地域で開催される研修会等に派遣(3回：伊勢市、熊野市、木曾岬町)したほか、県政だよりやホームページの活用等による県民運動の周知・啓発を推進
- ② まなびのコーディネーター\*(50人)を活用して、地域の教育力を生かし、子どもたちの学びを地域で支える「みえの学び場」づくりを推進(1,819か所(3月31日現在))
- ③ 図書館司書有資格者をモデル小中学校11校に配置し、学校図書館を活用した授業実践への支援やファミリー読書の取組を推進。また、高校生の思考力・判断力・表現力等の育成を図るため、ビブリオバトルを活用した読書活動を推進
- ④ 全国学力・学習状況調査(以下「全国学調」という。)の問題や結果を活用した学校全体での授業改善の推進及び指導改善の促進等を目的とした県指導主事等の学校訪問を拡充。また、国から小学校国語の調査官を招聘して、年4回県内全小学校を対象とした研修会・授業研究を実施。さらに、全国学調結果等の公表のためのモデル様式を作成し、市町教育委員会や学校による保護者や地域への主体的な公表・説明を促進するとともに、市町の調査分析を支援
- ⑤ 小中学校の児童生徒の学習状況をきめ細かく把握し授業改善に生かすため、「みえスタディ・チェック」を実施
- ⑥ 授業改善モデル(平成25年度作成)の活用を推進。また、授業や家庭学習等で活用できるワークシートを作成し、その活用を推進(9つの教科別プロジェクトチームを設置)。また、実践推進校(100校)に対して、非常勤講師の配置や授業改善の指導助言を行う学力向上アドバイザー(5名)を派遣

- ⑦南北に長い本県の地理的状況、東紀州地域の市町指導主事の配置状況等から県尾鷲庁舎に県指導主事3名を駐在させ、域内全小中学校訪問により、教員の授業改善への意識を高め、きめ細かな指導につなげる支援を行うとともに、各市町の学力向上に係る研修会や校長会、教頭会で授業改善の具体的な方法や学校全体としての組織的な取組についての指導・助言を実施
- ⑧子どもたちの教育環境の充実のため、各市町における土曜日等を活用した教育活動の実施状況、成果や課題、効果的な取組事例等を取りまとめ、情報提供を行うなどして各市町教育委員会の取組を支援
- ⑨科学好きの裾野を広げ、探究心や創造性に優れた人材を育成するため、中学生を対象とした「第2回科学の甲子園ジュニア」三重県予選大会を開催（8月）
- ⑩高校生の基礎的・基本的な学力の定着・向上を図るため、指定校（6校）において、研究実践を進めるとともに、効果的な指導のあり方を検討し、その指導実践例を県内高校へ普及
- ⑪高校における理数教育、英語教育の充実を図るため、Mie SSH（Super Science High School）指定校（5校）やMie SELHi（Super English Language High School）指定校（9校）で、研究実践を進めたほか、小中高校と連携教育モデルを構築し、その成果を報告会等により県内高校へ普及
- ⑫科学的な思考力・判断力・表現力等の育成を図るため、三重県高校科学オリンピック大会を開催（11月）。平成28年度に本県で開催する第10回国際地学オリンピック日本大会（主会場：三重大学）に向けて、気運の醸成を図るとともに、国のSSHやMie SSH、「未来を拓く科学者育成プロジェクト」等の各事業や高大連携等を進め、地学教育を充実
- ⑬Mie SPH（Super Professional High School）指定校（6校）で、職業教育の充実に向けて、学科間連携による商品開発、若手教員の技術力向上等を図るとともに、その成果を報告会等を通じて県内高校へ普及
- ⑭「グローバル三重教育プラン」に基づき、将来のグローバルリーダーとして主体的に行動する力の育成や英語コミュニケーション力の向上を図るため、小学校段階からの英語教育の充実や英語使用環境の創出等に取り組むとともに、高校においては、大学・産業界等と連携したテーマ別参加型講演会等の実施、高校生の留学支援、英語キャンプの開催、SGH（Super Global High School）指定校（1校）における課題解決型学習等の実施、ICT機器を活用した双方向授業の研究などの取組を促進
- ⑮小学校において、子どもたちの英語コミュニケーション能力を効果的に育成するため、3市町（鈴鹿市、津市、玉城町）のモデル校（8校）において、フォニックスやレゴブロック等を活用した英語指導モデルの開発に向けた実践研究の実施。また、モデル校の教職員等による連絡協議会を年3回実施し、フォニックスやレゴブロック等の活用に関する研修等を実施。さらに、全小学校の児童に「聞く」、「話す」を中心とした英語コミュニケーション能力の素地を養うため、県オリジナルの英語音声教材等を作成し、全公立小学校に配付して活用を推進
- ⑯小学校1、2年生での30人学級（下限25人）、中学校1年生での35人学級（下限25人）を継続するとともに、国の加配定数を活用し、引き続き小学校2年生の36人以上学級を解消
- ⑰児童生徒が社会人・職業人として自立するため、様々な分野で活躍する地域人材を活用し、その生き方や価値観、勤労観・職業観に触れるとともに、自らの生き方を考える機会を創出
- ⑱小・中・高校が連携した体系的なキャリア教育を推進するとともに、各高校における実践的なキャリア教育プログラムの策定を支援
- ⑲障がいがあると考えられる生徒の社会的・職業的自立に向けた支援体制の整備及び県内事業所での実習支援を推進

- ⑳ 関係機関との連携強化、就職支援相談員（12 人）による就職支援の充実により、求人や雇用機会の維持・拡大、個別の支援が必要な生徒に対する就職支援を推進
- ㉑ 第 25 回全国産業教育フェア三重大会開催のための準備委員会及び生徒準備委員会を設置し、イベント（10 月、県産業教育フェア）、宮城大会への視察、PR 活動等を実施
- ㉒ 県立高校において、児童生徒の実態や発達段階に応じて、結婚、子育て等のライフプランに係る講演会等を実施するとともに、妊娠、出産の医学的知識等に係る指導内容を充実。また、公立小中学校において、家庭生活と家族の大切さや家族の役割を考える各教科等の学習活動の充実を図るため、教員等を対象にした講演会を開催するとともに、研修会等で実践事例を紹介
- ㉓ 若手教員一人ひとりの実践的指導力の向上を図るため、個々の教育課題に応じた研修（「スパイラル研修」）を実施（41 講座：延べ受講者数 2,468 名のうち「自らの実践に活用できる」とする教員の割合 94%）
- ㉔ 子どもたちの学力向上のため、教員一人ひとりの授業力の向上を図るため、経験年数の異なる教員（初任者、6 年次・経験 11 年次教員 1,011 名）が相互に学び合う「授業実践研修」（年間 4 回延べ 268 講座）を実施（延べ 3,739 名のうち「自らの実践に活用できる」とする教員の割合 99.7%）
- ㉕ 「グローバル三重教育プラン」に基づき、教員の英語力・実践的指導力の向上を図るための「英語指導力向上集中研修」を延べ 12 講座実施（うち 6 講座はレゴブロックを用いた演習、延べ受講者数 577 名、「自らの実践に活用できる」とする教員の割合 95%）
- ㉖ 市町の小中学校 16 校を重点推進校に指定し、「授業研究担当者育成研修」を実施（集合研修 4 回実施、学校支援延べ 77 回）
- ㉗ 学校等の要請に応じて出前研修（校内研修推進：延べ 16 回、学校マネジメント：延べ 3 回）の実施。教員一人ひとりの授業力を向上し、授業改善につなげるため、新たに、小学校国語の問題づくりに係る出前研修を企画・実施（2 回）
- ㉘ 道徳教育用の教材「私たちの道徳」、「三重県 心のノート」等の活用を促進するため、市町教育委員会の担当者を対象とした道徳教育推進会議（7 月、2 月）等を開催し、これらの教材を活用した実践事例を共有。また、教材の活用状況等を調査（7 月）するとともに、学校訪問等による改善状況の把握と指導助言を実施（6～3 月）
- ㉙ いじめを許さない「絆」プロジェクトの事業推進校（29 中学校区）を指定して、プロジェクト会議を開催（5 回）し、実践交流を行うとともに、県内 5 小学校をモデル校として予防教育を実践。学校におけるいじめの未然防止・早期対応、体罰の未然防止を支援。各学校において、児童生徒へのいじめのアンケート調査を学期に 1 回程度実施するとともに、9 月に一斉アンケート調査を実施
- ㉚ スクールカウンセラーについては、小学校で 32 校増やして、514 校（小学校 320 校、中学校 158 校、高校 36 校）に配置。特に、中学校区を単位とする重点地域（15 中学校区）に配置し、小中学校間でのスムーズな連携と教育相談体制を充実・活性化。また、スクールソーシャルワーカー 7 名を、各学校からの派遣要請等に基づき派遣
- ㉛ スマートフォンの危険から子どもを守るため、保護者による「ネット啓発チーム」を派遣するとともに、専門業者に委託して「ネットパトロール」を実施。また、児童生徒の情報モラルや危険回避能力を育成するため、県内 5 小学校、10 中学校をモデル校として、「ネット検定」を実施
- ㉜ 生徒指導担当者及び部活動顧問を対象とした体罰防止に係る研修会を実施
- ㉝ 子ども支援ネットワーク\*を構築し、相互が連携を密にしながらか安心して学べる環境づくりを推進
- ㉞ 高校・高専に進学する能力を持ちながら、経済的理由による修学が困難な者に奨学金を貸与。また、大学・短大への進学に係る入学金及び授業料を納めるため、有利子の貸付金を借りた者に対し、利



## 子を補助

- ③⑤世帯収入が一定基準未満である等の要件を満たす高校生に、授業料に相当する就学支援金又は学び直し支援金を支給。また、高校生等の属する低所得世帯及び生活保護受給世帯に奨学給付金を支給
- ③⑥三重県総合博物館（MiEMu）の遠足や社会見学等での利用を促進
- ③⑦名張桔梗丘高校と名張西高校を統合して平成 28 年 4 月に名張市に設置する高校について、両校の職員等からなるワーキング会議及び専門部会において、教育内容や教育活動等を協議（ワーキング会議 10 回、専門部会 38 回）。名張新高等学校校名選定委員会を設置し、校名を公募して、候補を選定
- ③⑧「次期三重県教育ビジョン（仮称）」の策定に向け、教育改革推進会議において審議
- ③⑨公教育の一翼を担う私立学校の教育環境の維持が図られ、個性豊かで多様な教育サービスが充実されるよう、私立学校へ経費の助成を実施
- ④⑩平成 27 年 4 月から本格施行する子ども・子育て支援新制度\*において、移行を希望する私立幼稚園の手続き等が円滑に進むよう説明会を開催するなど、私立幼稚園や市町を支援
- ④⑪市町教育委員会をとおして、公立幼稚園に子ども・子育て支援新制度に関する情報を提供。また、幼稚園教員の資質向上を支援するための幼稚園教育研究協議会を開催（8 月、公立幼稚園教員等約 300 名参加）

## 平成 26 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①家庭での読書習慣や生活習慣等を確立するため、チェックシートの集中取組期間を 2 回（1 回目：7 月 19 日～25 日、2 回目：11 月 1 日～7 日）設定し、約 8 割の小中学校が期間中に実施しました。また、「県民の日記念行事」の来場者にチェックシートを配付するなど、学力向上県民運動の啓発を行ったほか、地域で開催される研修会等に、推進会議委員 2 名（延べ 3 回）を派遣しました。さらに、県民総参加による学力向上の取組を推進するため、「フォローアップイベント」（12 月）を開催し、教育関係者等約 740 名の参加がありました。また、「第 4 回みえの学力向上県民運動推進会議」（3 月）を開催し、県民運動の中間的な総括を行うとともに、今後の取組の方向性等について議論しました。今後、「みえの学力向上県民運動」を一層充実させる必要があります。
- ②まなびのコーディネーター（50 人）を各市町に配置して、1,819 か所において体験活動や読書活動等を提供し、参加した延べ約 46,000 人の子どもの学力の素地づくりを行いました。今後とも、子どもたちの多様な興味・関心に対応した学び場を確保できるよう、コーディネーターの研修やホームページ等による情報提供を進める必要があります。
- ③市町教育委員会と連携して小中学校 11 校に司書有資格者を派遣し、学習支援コーナーの設置、調べ学習の支援など学校図書館の機能を授業に取り入れました。また、高校へのビブリオバトル（書評合戦）の普及を推進し、県立 31 校と私立 4 校が地域大会（6 地域）または県大会に参加しました。今後も、読書活動をとおして子どもたちの感性や思考力を育み、学力の基盤を築くことが必要です。
- ④平成 26 年度全国学調結果については、全ての教科において、3 年連続して全国の平均正答率を下回り、特に、小・中学校ともに国語で大きな課題があります。そのため、国から小学校国語の調査官を招聘して、年 4 回県内全小学校を対象とした研修会・授業研究を実施しました。また、全国学調結果等の公表では、全ての市町及び全ての小中学校（小規模で個人が特定される恐れのある学校を除く）で何らかの形で公表を行いました。県では 2 町に対して全国学調結果の分析支援をしました。さらに、小学校を中心に県指導主事等による学校訪問（257 校/378 校）を行い、実態把握をす

るとともに、全国学調結果の危機意識の共有、校長のリーダーシップによる組織的な取組を促進しました。引き続き、学校・家庭・地域が一体となって、子どもたちの学力向上に取り組む必要があります。

- ⑤「みえスタディ・チェック」の実施率は、7月実施（試行）では約6割、年度内（10・11月、2・3月）では約8割であり、結果分析を市町教育委員会及び小中学校にフィードバックしました。また、授業や家庭学習等で活用できるワークシートを作成し、ホームページへの掲載と活用の働きかけを行いました。今後、各小中学校での全国学調、みえスタディ・チェック及びワークシート（以下「3点セット」という。）の活用を徹底する必要があります。
- ⑥学力の定着に課題を抱え主体的に課題改善に取り組む実践推進校(100校)に対して、学力向上アドバイザーの派遣は学力の底上げに有効であることから、非常勤講師の配置や授業改善の指導助言を行う学力向上アドバイザー（5名）を派遣しました（実践推進校への派遣：732回、実践推進校以外への派遣：46校102回）。今後、さらに、非常勤講師や学力向上アドバイザーによる3点セットの活用等の学力向上のための総合的な取組を進めます。
- ⑦県教育委員会事務局内に「学力向上緊急対策チーム」を設置（10月）するとともに尾鷲市駐在として指導主事を配置し、学力向上の取組を横断的・一体的に推進しました。また、尾鷲市駐在指導主事の東紀州地域の研修会等への支援(11回)等、学力向上の取組が充実するよう支援しました。さらに、尾鷲市駐在指導主事の校内研修会等への支援(48回)での指導・助言により、教員の意識を高め、学習指導要領に基づく授業改善の必要性を周知しました。あわせて、東紀州地域全ての公立小中学校の訪問(小学校36校、中学校18校、小中131回)や校長会等で、児童生徒の実態に対する危機感を共有しました。今後、前年度周知した授業実践への学校全体の組織的な取組をより一層充実させる必要があります。
- ⑧県内における土曜日の授業等の成果や課題等を把握し、市町及び学校における土曜日等を有効に活用した教育活動を一層充実させるため、土曜日の授業に係る調査結果を取りまとめ、市町教育委員会に周知しました。今後は、学校・家庭・地域等が連携して、子どもたちの教育環境の一層の充実を図る必要があります。
- ⑨「第2回科学の甲子園ジュニア」三重県予選大会に、23校45チーム135名の中学生の参加がありました。今後さらに大会の周知を図り、科学好きの裾野を広げ、探究心や創造性に優れた人材育成の充実につなげる必要があります。
- ⑩高校生の基礎的・基本的な学力の定着・向上を図るため、指定校6校による合同研究協議会等を実施（5月、7月、12月、2月）し、同様の課題を抱える学校間で協議を進めました。今後は、学校間のネットワークづくりや効果的な授業展開の研究を進めます。
- ⑪Mie SSH指定校（5校）において、大学等と連携した講習会やセミナー、フィールドワーク、最先端技術の研究を行う施設・研究室等での研修、高校生が企画する小中学生向け理科教室を実施しました（松阪高校：科学体験講座7回、桑名高校・上野高校：中学生体験講座各1回、神戸高校：高校講座1回）。Mie SSH指定校（5校）とSSH指定校（2校）による生徒研究成果発表会を開催し、各校の取組を共有するとともに、生徒のプレゼンテーション力等を高めました。Mie SELHi指定校（9校）で、小中学校及び大学等と連携した先進的な取組を共有するとともに、取組の成果を広く指定校外の学校に普及させました。また、みえイングリッシュフォーラムを開催し、各校の特色を生かした発表を行いました。次年度は、両事業とも最終年度を迎えることから、県内へ広く普及させる方策を検討する必要があります。

- ⑫第 10 回国際地学オリンピック日本大会を目指す生徒を育成するために、三重大学で開催される勉強会（9回）に中高生 27 名が参加し、1 名が第 7 回日本地学オリンピック予選を突破して本選に出場しました。今後は、参加する生徒をさらに増やすとともに、本選を突破し、国際大会に出場できる力を育成する必要があります。
- ⑬Mie SPH 指定校において、技能五輪全国大会へ向けた研修（四日市農芸高校）、課題研究におけるロボット開発（伊勢工業高校）、大学と連携した高度な資格取得への取組（四日市商業高校）、学科が連携した活動（伊賀白鳳高校、相可高校）、商品の知的財産化に関する研究（津商業高校）に取り組みました。また、職業系専門学科 11 校を指定し、「専門高校生による小中学生チャレンジ講座」を実施しました。今後も、指定校における研究実践の成果についての合同発表及び研究協議を行い、実践成果の普及を行うとともに、各研究会での情報共有等を行う必要があります。
- ⑭グローバル人材を育成するため、大学教授等によるテーマ別参加型講演会、大学生や留学生を交えたディスカッションなどを行う「みえ未来人育成塾」を実施しました（主に夏季休業中に 4 回）。県内の高校生の留学について、長期留学 5 名（国費 3 名、県費 2 名）、短期留学 42 名（国費 33 名、県費 9 名）への支援を行いました。英語キャンプを実施し、120 名（小学生 44 名、中学生 37 名、高校生 39 名）が参加しました。SGH 指定校において、大学や企業と連携し、課題設定型学習、英語ディスカッション講座や海外短期派遣等を通じて、グローバル化社会で主体的に活躍できる人づくりを進めており、この取組の成果を広く県内の学校に普及させる必要があります。タブレットパソコンを活用した協働学習や双方向型の授業等、ICT を活用した新たな学びの手法を構築するため、亀山高校にタブレットパソコンを配置しました。今後も、主体性、共育力、語学力を育む取組を推進する必要があります。
- ⑮小学校の英語教育については、モデル校の教職員等を対象とした連絡協議会を年 3 回実施し、フォニックスやレゴブロック等活用した指導方法に関する研修を行いました。今後も、モデル校の取組状況に応じたきめ細かい指導・助言を行う必要があります。また、小学生向け英語音声教材「Joy Joy MI English（ジョイ ジョイ ミーイングリッシュ）」（8 月作成）をホームページに掲載（アクセス数約 1,700 回（平成 27 年 3 月末現在））するとともに、音声教材の CD 及び指導マニュアルの冊子を全公立小学校に配付し、活用を推進しました。今後は、本教材の計画的な活用への働きかけや、具体的な活用方法等を紹介する必要があります。
- ⑯小学校 1、2 年生での 30 人学級（下限 25 人）、中学校 1 年生での 35 人学級（下限 25 人）を継続することで、平成 26 年 5 月 1 日現在、小学校 1 年生では 90.5%、2 年生では 90.0%の学級が 30 人以下となり、中学校 1 年生では 92.8%の学級が 35 人以下となりました。また、国の加配定数を活用し、引き続き小学校 2 年生の 36 人以上学級を解消しました。引き続き、子どもたちの実態や各学校の課題に応じた教員定数の配置に努める必要があります。
- ⑰NPO と連携し、「しごと密着体験」を実施（県内の延べ 52 の事業所で、児童生徒 183 人が参加）しました。今後、参加する児童生徒を増やす必要があります。
- ⑱キャリア教育プログラムの高校での策定を支援するため、出前講座を実施（16 回）するとともに、キャリア教育プログラム策定ガイドブックを作成しました。今後、学校や地域の実情に応じた体系的なプログラムの策定が進むよう支援する必要があります。
- ⑲障がいがあると考えられる生徒の就職支援体制を整備するため、県立高校と関係機関の担当者が相互の取組について情報交換を行う就職支援連携会議を開催しました（4 回）。今後も、関係機関と連携を図り、就職支援を進める必要があります。
- ⑳各高校においては、教員や就職支援相談員が新規高校卒業者の就職した事業所を訪問し、卒業生の

就業状況の把握や卒業生への激励等を行い、職場定着に取り組みました。今後は、事業所と一層連携し、職場定着に向けた課題や卒業生の離職状況の把握等を進めるとともに、職場定着を見据えた在校生へのキャリア教育をさらに推進する必要があります。

- ②① 第 25 回全国産業教育フェア三重大会の開催に向けて、地元経済団体等関係者で組織する準備委員会を設置するとともに、企画や運営に関する検討を進めるため、生徒準備委員会及び教職員で組織する幹事会、運営委員会等を開催しました（準備委員会：2回、運営委員会：2回、生徒準備委員会：8回）。今後は、広く県民や産業界に向けて、大会内容をPRする必要があります。
- ②② ライフプラン教育への取組として、県立高校では、結婚や子育て等をテーマにした講演会（10校）、保育実習等（12校）や産婦人科医等専門家の派遣等（21校）を実施するとともに、高校生向けリーフレットを作成・配付しました（県立高校の全生徒対象）。今後は、学校教育全体を通じて性に関する指導が効果的に展開されるよう研修の機会を増やすとともに、作成したリーフレットの授業等での活用を推進する必要があります。また、公立小中学校では、教員等を対象に専門的な外部講師による講演会を開催しました（参加者約100名）。今後は、幼児教育から小学校教育への接続の観点から、公立幼稚園等の教員等を対象とした取組を進める必要があります。
- ②③ 若手教員対象の研修については、授業づくりや学級づくり、生徒指導等の基礎的な知識・スキルの向上を図りました。研修での学びが以後の教育実践につながるよう、特に「コミュニケーション力」や「同僚と協働する力」等を育むための研修プログラムの検討を進める必要があります。
- ②④ 授業づくりの基礎を学ぶ「授業実践研修」については、校種や教職経験の異なる者から学ぶことから、受講者数が増加しており、研修の運営方法や研究協議の進め方等の改善が必要です。
- ②⑤ 「グローバル三重教育プラン」に基づいた「英語指導力向上集中研修」により、英語の実践的指導力や英語力の向上を図りました。研修内容が、教員の英語力を高め、子どもたちの学力向上につながるよう、より実践的で継続的な授業改善の取組にする必要があります。
- ②⑥ 「授業研究担当育成研修」により、教員の資質向上と各学校の校内研修の活性化につなげました。今後、県内全ての市町に重点推進校を広げる必要があります。
- ②⑦ 「出前研修（校内研修推進、学校マネジメント、小学校国語問題づくり）」において、授業研究を中心とした研修を実施し、学校支援の充実につなげました。今後も、学校の要請に応じて出前研修を実施する必要があります。
- ②⑧ 国調査及び県独自調査（7月）の分析結果等より、三重県の道徳教育の重点課題として、「私たちの道徳」の持ち帰りの徹底と家庭・地域での活用及び学校関係者評価を活用した道徳教育の充実、「私たちの道徳」及び「三重県 心のノート」の年間指導計画に基づく計画的・継続的な活用、道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実の3点を掲げ、管理職セミナー等で取組の充実を要請し、学校訪問により改善状況を確認しました。さらに、道徳教育推進会議（2回）、において、「私たちの道徳」「三重県 心のノート」の効果的な実践事例の共有、学習指導要領の方向性を踏まえた改善・充実のための取組等について情報を共有しました。今後も、重点課題の改善に市町教育委員会と連携して取り組む必要があります。
- ②⑨ いじめを許さない「絆」プロジェクトの事業推進校（中学校29校、小学校79校）において、アンケート調査等に基づく児童生徒の実態把握、実態に応じた対策、その分析などの、PDCAサイクルによる取組を進めました。また、プロジェクト会議を5回開催し、各校の具体的な取組等の交流や、専門家による指導助言を受け、日常の教育実践に生かしました。このことにより、課題の情報共有による取組の改善が進み、支援が必要な児童生徒が減少するなどの成果がありました。今後、いじめだけでなく、不登校や暴力行為等の問題行動全体に取組を生かす必要があります。

- ⑩暴力件数については、児童間や生徒間の暴力の増加が見られ、特定の児童生徒が暴力行為を繰り返す傾向があり、要請に応じて、生徒指導特別指導員やスクールソーシャルワーカーを派遣し、学級や学校が落ち着くなどの成果がありました。児童生徒や保護者の面談のほか、事例検討会や校内研修など、状況に応じて、スクールカウンセラーの効果的な活用計画を立て、取組を進めました。今後はさらに、小学校段階における不登校やいじめ等の問題行動への未然防止、早期対応を図る必要があります。
- ⑪「ネット啓発チーム」による保護者対象の「ネット啓発講座」を小中学校等 44 校で開催しました（対象保護者等 2,825 名）。ネット問題の最新情報を取り入れて啓発講座の内容に生かす必要があります。また、「ネット検定」をモデル校（小学校 5 校、中学校 10 校）で年間 2 回実施し、その実態に応じた指導を実施しました。今後、実施校を増やして、取組を広める必要があります。ネット検索については、プロフやブログ、ツイッター等への書き込みで対応が難しい事案はありませんでした。ネット利用について、生徒自身が自主的に考え、自分の問題として捉えられるよう取り組む必要があります。
- ⑫前年度の体罰報告結果を受けて作成した体罰防止指導資料「体罰の根絶に向けて」等を活用した校内研修を実施し、コンプライアンス意識等の確立を図りましたが、今後も、体罰の未然防止や再発防止を目的とした研修会を行う必要があります。
- ⑬子ども支援ネットワーク指定中学校区では、「放課後学習会」や「夏休み地域学習会」、「親子星空ウォッチング」、「漁業農業体験学習」など地域の特色を生かした活動に取り組みました。指定中学校区も含め、115 中学校区に子ども支援ネットワークが構築されましたが、さらに多くの中学校区へ、教育的に不利な環境のもとにある子どもの自己肯定感を高める取組を拡げる必要があります。
- ⑭修学奨学金の貸与について、予約採用（中学 3 年時に予約）で 199 名、通常採用（高校入学後）で 188 名を新たに奨学生として採用し、基準を満たす申込者は全て採用しました。また、緊急採用でも 10 名を採用し、家計の急変等にも対応しました。今後は、返還が困難な状況の返還者に配慮した制度を構築することが必要です。
- ⑮教育費負担軽減制度の円滑導入を果たすため、就学支援金担当者向け説明会及び奨学給付金担当者説明会をそれぞれ開催しました。今後は、制度の適切な運用がなされるよう、高校への支援を継続する必要があります。
- ⑯小学校 169 校、中学校 35 校が遠足や社会見学等で三重県総合博物館(MieMu)を訪れ、三重県の自然と歴史・文化の「多様性」やその魅力について学習しました。さらに、博物館の利用を促進するため、遠足や社会見学等での活用に加えて、郷土教育と関連づけた取組等を市町教育委員会と連携して進める必要があります。
- ⑰平成 28 年 4 月に名張市に設置する名張青峰高校について、教育課程、英語運用能力や情報活用能力の育成に係る教育活動、設置する部活動等、開校に向けた協議を行い、決定した内容をリーフレット等により地域の中学生や保護者に発信しました。引き続き、生徒指導や進路指導等の方針や入学者選抜等について検討するとともに、学校の特色や魅力がしっかりと伝わるよう中学生等に発信することが必要です。
- ⑱「次期三重県教育ビジョン（仮称）」の策定については、三重県教育改革推進会議において審議を進めており、総合教育会議において平成 27 年度中に策定する「教育の振興に関する総合的な施策の大綱」を踏まえるとともに、みえ県民力ビジョン次期行動計画とも整合を図りながら策定を進める必要があります。



- ③⑨ 公教育の一翼を担う私立学校の教育環境の維持が図られ、個性豊かで多様な教育サービスが充実されるよう、引き続き、私立学校への支援や保護者等の経済的負担の軽減を行う必要があります。
- ④⑩ 一部の私立幼稚園が子ども・子育て支援新制度\*に移行することになりました。
- ④⑪ 幼稚園教育研究協議会において、幼小のスムーズな接続について実践事例の交流を行いました。今後は、幼稚園と小学校が連携した取組が一層充実するよう、具体的な取組事例の紹介を行うなど、引き続き支援する必要があります。また、就学前児童の発達段階に応じた生活習慣等の確立に向けた取組も必要です。

## 平成 27 年度の改善のポイントと取組方向

【教育委員会 次長 山口 顕 電話：059-224-2942】

- ① 「みえの学力向上県民運動」の一層の充実を図るため、チェックシートを活用したキャンペーン期間を2回から3回に拡充し、実施後の有効活用の促進により、家庭での読書習慣や生活習慣等の確立の一層の充実を図ります。また、地域で開催される研修会等への推進委員の派遣を積極的に行います。みえの学力向上県民運動の成果の検証を行う「成果発表県民大会」を開催（12月頃予定）するとともに、第5回みえの学力向上県民運動推進会議（3月頃予定）を開催します。
- ② 学び場の活動について、ホームページや推進会議等を通じて優良事例等の紹介を行うことにより、コーディネーター間での情報の共有や連携、高等教育機関等の教育資源の活用を図り、子どもたちの多様な興味・関心に応えた活動としていきます。
- ③ 平成 27 年 4 月から施行した「第 3 次三重県子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭、地域、学校等における読書環境の整備、読書機会の提供、読書活動の啓発の 3 つの観点に沿った取組を、市町教育委員会、高校等や家庭と連携して、社会全体で促進し、子どもの読書への興味・関心、意欲の向上を図ります。
- ④ 平成 26 年度全国学調の結果を踏まえ、各教科の平均正答率や無解答率等の課題解決のため、市町教育委員会と危機感を共有し、校長のリーダーシップに基づく学校全体としての組織的な取組を推進し、全小学校を含む約 400 校の学校訪問を積極的に行います。また、校長研修会を実施し、校長のリーダーシップによる授業改善や地域と連携した教育活動を充実するための組織的な取組を促進します。さらに、3点セットの全小中学校での浸透を図るなど、学力向上の取組を組織的に進めるため、県教育委員会指導主事等による学校現場での授業実践を行います。加えて、全国学調の自校採点の分析による早期からの授業改善の促進や、国の調査官を招聘しての講演会や授業研究の地域別開催により、教員の指導力向上を進めます。調査結果については、定量的な方法による公表、学校質問紙調査の公表についても促進し、課題を共有することで、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちの学力向上に取り組めます。
- ⑤ 「みえスタディ・チェック」については、実効性を高めるため、現場の声や他県の状況等を踏まえ、原則年 1 回（小 5、中 2 のみ 2 月にも実施）とし、全ての小中学校での実施・活用を徹底します。また、ワークシートを冬季休業までに約 1000 本に拡充し、3点セットを一体として活用することを促進し、相互の関連問題を整理して提示します。
- ⑥ 実践推進校の非常勤講師の活用や学力向上アドバイザー等の派遣により、3点セットの活用や、チーム・ティーチング、習熟度別少人数の推進による、組織的・継続的な授業改善を支援します。また、学習指導要領を踏まえた授業改善につなげるため、教職員が全国学調の問題を解き学校全体で共有することや、全国学調やスタディ・チェックの問題を複数回・再実施すること等により、学習内容の定着状況を把握します。さらに、学校や児童生徒の課題に応じ、非常勤講師を効果的に活

用し、小学校5年生、中学校2年生の国語、算数・数学を中心としたティーム・ティーチングや習熟度別少人数指導等を計画的に実施します。

- ⑦東紀州地域において尾鷲市駐在職員が中心となって、市町教育委員会との連携を密にし、学習指導要領に基づく授業改善が進められるよう情報を共有するとともに、校内研修に課題のみられる学校への重点指導を行います。また、市町教育委員会と連携して効果的に取組を進めるための支援体制について検討を進めます。
- ⑧市町での土曜日の授業等の実施状況を把握し、取組の成果や課題の整理等を引き続き進めます。また、県内の公立小中学校における土曜日の授業等の効果的な事例を紹介するなど支援を行います。さらに、土曜の課外学習、土曜学習も含め、放課後や土曜日、長期休業期間等を活用し、学校・家庭・地域等の連携の下で、子どもたちの教育環境の充実につながる取組について支援を行います。
- ⑨科学好きの裾野を広げ、探究心や創造性に優れた人材を育成するため、「科学の甲子園ジュニア」三重県予選大会の周知を図り、参加校等がさらに増えるよう市町教育委員会などへ働きかけます。
- ⑩高校生の基礎的・基本的な学力の定着・向上を図るため、研究指定校や教育課程研究指定校等における授業改善など、実践研究の充実を図るとともに、その成果を普及啓発します。県立高校教員による先進的な講義を行う「進学対策 HYPER 講座」を引き続き実施し、高い志を持って学習に励む高校生の主体的に学び続ける意欲や態度の醸成を図ります。
- ⑪Mie SSH 指定校、Mie SELHi 指定校、Mie SPH 指定校における組織的な取組を指定校以外の学校へ普及させるため、指定校の教員が発表する成果報告会の充実を図ります。
- ⑫三重大学等と連携し、第10回国際地学オリンピックに参加する生徒の育成や、ポスター等の配付、シンポジウムの開催等により、広く中高生や県民に大会をPRします。また、国際科学オリンピックに挑戦する気運を高めるため、自然科学に関するセミナーやシンポジウム等を開催します。
- ⑬グローバル人材を育成するため、「みえ未来人育成塾」の実施、高校生の留学、英語キャンプ、英語インセンティブ拡大等の取組の充実・改善を図ります。SGH 指定校において、大学や企業と連携し、社会課題についての討議や課題設定型学習、英語ディスカッション講座や海外短期派遣等を進めるとともに、得られた取組の成果を県内の学校で共有します。高校における ICT を活用した新たな学びの手法を構築するため、研究校において成果の検証を進めます。
- ⑭モデル校の教職員の英語指導力向上のため、フォニックス及びレゴブロックを活用した指導方法に関する研修を引き続き計画的に実施します。また、レゴブロックの活用について、限られた時間内のできる効率的な活動等を提案します。各モデル校の取組状況を定期的に把握し、学校全体の取組となるよう、また学校に応じた適切な支援ができるよう市町教育委員会担当者とさらに連携します。小学生向け英語音声教材については、本教材の計画的な活用を働きかけるとともに、具体的な活用方法等を紹介します。
- ⑮小学校2年生以降の学級編制標準の引き下げについて、引き続き国に要望するとともに、子どもたちの実態や各学校の課題に応じた教員定数の効果的な配置に努めます。
- ⑯各高校のキャリア教育プログラムの策定を進めるため出前講座を行うとともに、キャリア教育実践事例集を作成します。
- ⑰各学校段階を通じた体系的なキャリア教育を充実していくため、小中高校の連携を進めるとともに、地域・産業界と協働した取組を推進します。
- ⑱第25回全国産業教育フェア三重大会のPR活動に取り組み、県民や産業界等への周知を図ります。また、地元経済団体等関係者と文部科学省・全国産業教育振興中央会等から構成される実行委員会を組織し、高校生が達成感を味わうとともに、県民の産業教育への関心を高めるよう取り組みます。



- ⑲ライフプラン教育推進のため、結婚、子育て等について考える機会となるよう、高校生向けリーフレットの授業等での活用を促進します。また、発育・発達や健康課題に対応した性に関する指導の進め方等について、教職員等を対象にした講演会を開催します。小中学校においては、家庭生活と家族の大切さや家族の役割を考える授業づくりに向けて、教員を中心とした研修機会の一層の充実を図ります。また、公立幼稚園の教員等を対象に、幼児が生活をとおして、家族の愛情に気づき、家族を大切にしようとする気持ちを育めるよう、専門的な外部講師を招聘して講演会を開催するなど、少子化対策の一助となる取組を進めます。
- ⑳教職2～3年次研修については、受講者が個々の教育課題やニーズに応じた研修を選択することができるよう、研修内容の充実に努めます。
- ㉑小学校における英語教育の中核となる教員及び中・県立学校のすべての英語教員を対象として、「英語教育推進リーダー中央研修」（文部科学省）の内容を普及するとともに、実践的な英語指導力、英語力の向上を図る新たな悉皆研修を実施します。
- ㉒研修企画担当者会を年3回開催するなど、市町教育研究所との連携をより密接にするとともに、ブロック別研修の中心テーマを「学力向上」とし、その内容の充実を図ります。
- ㉓授業改善に向けた校内研修の活性化が図られるよう、「授業研究担当者育成研修」をより実践的な研修プログラムに改善するとともに、県内の学校に研修成果を普及します。
- ㉔学校が組織的に授業改善に向けた取組を推進できるよう「出前研修（校内研修推進、学校マネジメント）、小学校国語の問題づくり）」を実施します。
- ㉕「私たちの道徳」及び「三重県心のノート」の活用等の学校の取組の改善状況を踏まえ、市町教育委員会と連携して、道徳教育推進教師を中心とした体制づくりや学校関係者評価等の活用による学校・家庭・地域が一体となった取組を推進します。また、教科化の本格実施に向けて、市町教育委員会に情報提供を行います。さらに、実施状況の調査や改善策の提案等を行うため、有識者や関係者等による懇談会の設置について、検討を進めます。
- ㉖不登校やいじめ等の問題行動の未然防止に向けて、児童生徒の実態把握を基盤としたPDCAサイクルによる集団づくりの取組を継続します。不登校やいじめ等の問題行動への未然防止、早期対応を図るため、小学校段階からスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を促進するため、教職員の研修を充実させます。スクールカウンセラーを各中学校区に配置し、いじめの未然防止や早期発見、早期対応を図るとともに、必要に応じてスクールソーシャルワーカーや、複数の専門家で編成するサポートチームを学校に派遣し、いじめの解決に取り組みます。また、「いじめ防止条例（仮称）」の制定について、関係部局との連携のもと検討を進めます。
- ㉗国の「スクールカウンセラー等活用事業」を活用して、学校教育相談体制の充実を図り、小学校を中心にスクールカウンセラーの配置を拡充するとともに、中学校区単位での配置時間数の調整など、より柔軟な運用を行います。また、子どもの貧困対策への対応や不登校、いじめなどの未然防止・早期対応に向けて、市町教育委員会及び各学校と連携して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどが連携してチームで対応する体制をさらに充実させます。
- ㉘スマートフォン等のネット利用に関する問題について、自ら解決していこうとする力を育成するため、意見交換や討論を行う高校生サミットを開催します。また、日々変化を続けるネット問題に対応するため、保護者向けの「ネット啓発講座」やネットの現状を把握する「検索、監視等」、児童生徒の情報モラル等の向上を図る「ネット検定」を継続して実施します。
- ㉙体罰根絶の取組として、校内における体罰防止に係る研修の促進や生徒指導担当者、部活動指導者をはじめとする教職員を対象とした研修会を実施して教職員のさらなる意識の向上を図ります。

- ③⑩新たに8指定中学校区に子ども支援ネットワークを構築し、教育的に不利な環境のもとにある子どもを支援する活動に取り組みます。さらに、市町教育委員会と連携し、指定中学校区の優れた取組をもとに他の中学校区への普及を図ります。
- ③⑪修学奨学金の返還猶予制度に新たな要件（妊娠・出産・産休・育休に関する項目）を設けること等により奨学金事業を充実させ、進学を希望する中学生や、高校・高等専門学校に在学する生徒が経済的理由により進学や修学を断念することがないように、安心して学べる環境の整備を図ります。
- ③⑫高校等における教育費の保護者負担軽減を図るため、就学支援金事業等を継続するとともに、マイナンバー制度への対応等申請手続きの簡素化について検討します。
- ③⑬三重県総合博物館(MieMu)と連携し、博物館への教材「三重の文化」の配架や「ふるさと三重かるた」の体験コーナーの設置、「ふるさと三重かるた」を活用したかるた大会の開催等により、博物館の利用を一層推進します。
- ③⑭名張青峰高校について、平成28年4月の開校に向けて引き続き必要な準備を進めるとともに、教育内容や教育活動の特色・魅力が中学生等に十分に理解されるよう、リーフレットや体験入学・説明会等を通じて発信します。
- ③⑮本県教育の目指すべき姿とその実現に向けた施策の方向性を示す「次期三重県教育ビジョン(仮称)」を平成27年度中に策定します。
- ③⑯私立学校の教育環境の維持が図られ、個性豊かで多様な教育サービスが充実されるよう、引き続き、私立学校への支援や保護者等の経済的負担の軽減を行います。
- ③⑰公教育の一翼を担っている私立幼稚園において、建学の精神に基づく個性豊かで多様な教育が推進されるよう支援するとともに、子ども・子育て支援新制度への移行を希望する私立幼稚園に対し、円滑に移行できるよう支援します。
- ③⑱国の子ども・子育て支援新制度、幼保一体化の動向を注視しながら、引き続き、幼稚園教育の充実に資する研修会等を開催します。また、就学前児童の発達段階に応じた生活習慣等の確立に向けて、家庭への啓発を行います。

\* 「○」のついた項目は、平成27年度に特に注力するポイントを示しています。

